





CDM/川調査実施 事業実施マニュアル 2010





CDM/川調査実施

事業実施マニュアル 2010

序

京都議定書は、1997年12月に開催された国際連合気候変動枠組条約（UNFCCC）第3回締約国会議（COP3）で採択され、2005年2月に発効した。締約国が温室効果ガス排出量の削減目標を達成できるよう支援するため、議定書では、目標達成の総費用を低減するための革新的な「柔軟性メカニズム」が3つ定められている。その3つのメカニズムとは、クリーン開発メカニズム（CDM）、共同実施（JI）、国際排出量取引（IET）である。日本は、このようなメカニズムを考慮に入れて、排出削減活動を進める計画である。

1999年以降、環境省は、わが国の企業や非政府組織（NGO）が実施するCDM/JIプロジェクトに関するフィージビリティ調査を支援してきた。この調査は、有望なプロジェクトを発掘することを目的とし、CDM/JIに関連する国内及び国際双方のルールに関するノウハウや経験を蓄積することを目指している。財団法人地球環境センター（GEC）は、この事務局として、CDM/JIフィージビリティ調査プログラムの管理を行なっている。

CDM/JI関連のルールや手続きは、急速に発展し、次第に複雑になっており、附属書I国、非附属書I国双方において、CDM/JIの包括的な手引書の需要が高まっている。2005年2月の京都議定書発効を視野に入れ、環境省とGECは、この要望に応え、幅広い利害関係者がCDMプロジェクト活動をさらに促進するための包括的な手引書を目指したCDM/JI事業実施マニュアルの初版を、2004年12月に発行した。

第1回議定書締約国会合（COP/MOP1）では、CDM実施手順（CDM M&P）やJIガイドラインを含む「マラケシュ合意」を正式に採択すると同時に、CDM理事会が承認した取り組みが採択された。さらに、JI監督委員会（JISC）が正式に設立され、2006年2月の第1回会合から活動を開始した。JI関連のルールも、必要に応じて理事会の取り組みやCDM関連のルールを参照として、急速に整備されている。このような状況で、パシフィックコンサルタンツ株式会社の技術的な支援を得て「CDM/JIマニュアル2010」を発行できることは光栄である。

本マニュアルが、多くのCDM/JIプロジェクト開発者や政策立案者の一助となり、それによって、世界中で質の高いCDM/JIプロジェクトの実施に貢献することを望んでいる。

環境省

本CDM/JIマニュアル2010は、第59回CDM理事会（2011年2月18日）とJI監督委員会第23回会合（2010年10月23日）の結果を受けて更新されている。参考文献の最新版については、UNFCCCのウェブサイト（<http://unfccc.int/2860.php/>）を参照されたい。

目次

序.....	iii
目次.....	iv
図表一覧.....	v
略語集vii	

Chapter 1	CDMの概要	
1.1	CDMとは?.....	2
1.2	CDMプロジェクトの概念.....	3
1.3	CDMの機構.....	4
1.4	CDMプロジェクトの分類.....	7
1.5	CDMプロジェクトサイクル.....	18
1.6	CDMプロジェクトサイクルに関連する費用.....	34
1.7	CDMの現況.....	35

Chapter 2	Project design document	
2.1	PDD作成の概要.....	38
2.2	PDDに記述する内容.....	38
2.3	新規植林・再植林(A/R) CDMプロジェクト活動.....	49
2.4	プログラム活動(PoA) 設計書.....	56

Chapter 3	Joint implementation (JI)	
3.1	JIとは?.....	64
3.2	JIに関する組織及び手続き.....	66
3.3	JI-PDDの作成.....	69
3.4	小規模JIプロジェクト.....	75

Chapter 4	我が国のCDM/JIへの取り組み	
4.1	政府のCDM/JI案件承認体制(体制整備).....	78
4.2	環境省の取り組み.....	82
4.3	関連機関の取り組み.....	87

付 録	1	必要な様式と関連書類一覧.....	90
	2	承認済み方法論.....	92
	3	方法論ツール.....	98
	4	追加性の証明と評価のためのツールVersion 5.2.....	103

図表一覧

図

図 1-1	CDMの概要	2
図 1-2	排出削減の概念	3
図 1-3	CDMの機構	4
図 1-4	プロジェクトのバンドリングのイメージ：同様のプロジェクトを一括化する	10
図 1-5	森林の定義の閾値	15
図 1-6	CDMのプロジェクトサイクル	18
図 1-7	大規模CDMプロジェクト用に提案される新ベースライン・モニタリング方法論の 提出・検討に関する手順	21
図 1-8	小規模CDMの新方法論の提案に関する手順	22
図 1-9	有効化審査及び登録の手続き	25
図 1-10	モニタリングからCER発行までの手順	28
図 1-11	CDM登録簿へのCERの発行	32
図 1-12	登録プロジェクトの状況	35
図 1-13	排出削減量の状況	35
図 1-14	却下案件の状況	36
図 1-15	レビューの状況	36
図 2-1	tCERとICERの違い	51
図 2-2	プログラム活動下でのデバンドリング決定のためのフローチャート	61
図 3-1	JIの概要図	64
図 3-2	JIの有効性決定の手順(トラック2)	68
図 4-1	我が国の指定国家機関におけるプロジェクト承認体制	78
図 4-2	申請及び承認手続き	79
図 4-3	CDM/JIにおける環境省の取り組み	82
図 4-4	コベネフィットCDMモデル事業の仕組み	84
表 4-2	コベネフィットの対象分野	84
図 A-1	追加性ツールのステップ(出典：追加性ツール、Ver. 5.2、ページ3)	103

表

表 1-1	CDMプロジェクトの分類	7
表 3-1	専門領域のリスト(version 2)	66
表 4-1	国内の指定運営組織とセクター・スコープ	80
表 A-1	PDD様式	90
表 A-2	新方法論の提案	90
表 A-3	書類作成のガイドライン	91
表 A-4	実施手順	91
表 A-5	大規模CDM方法論リスト(2011年2月22日時点)	92
表 A-6	小規模CDM方法論リスト(2011年2月21日時点)	96
表 A-7	A/R CDM方法論リスト(2011年2月21日時点)	97
表 A-8	方法論ツール一覧(2011年2月24日時点)	98

Boxes

Box 1-1	「同じ技術・手法」とは?	11
Box 4-1	環境省のコベネフィットモデル事業	85

AAU	Assigned Amount Unit
AR	Afforestation and Reforestation
AR WG	Afforestation and Reforestation Working Group
ACM	Approved Consolidated Methodology
AIE	Accredited Independent Entity
AE	Applicant Entity
AM	Approved Methodology
CDM	Clean Development Mechanism
CDM-AP	CDM Accreditation Panel
CDM AR M&P	CDM AR Modalities and Procedures (Decision 19/CP.9, contained in the document FCCC/CP/2003/6/Add.2)
CDM-AT	CDM Assessment Team
CDM M&P	CDM Modalities and Procedures (Decision 17/CP.7, contained in the document FCCC/CP/2001/13/Add.2)
CER	Certified Emission Reduction
COP	Conference of the Parties to the UNFCCC
COP/MOP	Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol
CPA	CDM Programme Activity
DFP	Designated Focal Point
DNA	Designated National Authority
DOE	Designated Operational Entity
EB	Executive Board
ERU	Emission Reduction Unit
GHG	Greenhouse Gas
GWP	Global Warming Potential
HFCs	Hydrofluorocarbons
IET	International Emissions Trading
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change
IRR	Internal Rate of Return
ITL	International Transaction Log
JI	Joint Implementation
JI-AP	Joint Implementation Accreditation Panel
JISC	Joint Implementation Supervisory Committee
ICER	Long-term CER
LULUCF	Land Use, Land-Use Change and Forestry
Meth Panel	Methodologies Panel
NGO	Non-Governmental Organization
NM	New Methodology
NPV	Net Present Value
OE	Operational Entity
PDD	Project Design Document
PFCs	Perfluorocarbons
PoA	Programme of Activities
RIT	Registration and Issuance Team
RMU	Removal Unit
SSC	Small Scale CDM
SSC WG	Small Scale Working Group
SOP	Share of Proceeds
tCER	Temporary CER
UNFCCC	United Nations Framework Convention on Climate Change

Chapter 1

CDMの概要

- 1.1 CDMとは? 2
- 1.2 CDMプロジェクトの概念 3
- 1.3 CDMの機構 4
- 1.4 CDMプロジェクトの分類 7
- 1.5 CDMプロジェクトサイクル 18
- 1.6 CDMプロジェクトサイクルに関連する費用 34
- 1.7 CDMの現況 35

1.1 CDMとは？

クリーン開発メカニズム (Clean Development Mechanism : 以下、CDM) は、京都議定書第12条に基づくメカニズムのことで、京都議定書により温室効果ガス (Greenhouse Gas : 以下、GHG) 排出削減が義務づけられている先進国 (国連気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change : 以下、UNFCCC) の附属書 I 国 : 以下、附属書 I 国) と GHG 排出削減義務を有していない開発途上国 (UNFCCC 非附属書 I 国 : 以下、非附属書 I 国) の間での GHG 排出削減スキームである。CDM は、その実施を通じて、附属書 I 国 (投資国) の GHG 排出削減の目標達成を支援すると同時に、非附属書 I 国 (ホスト国) の持続可能な開発に貢献することを目的としている。CDM では、附属書 I 国が、開発途上国で GHG 排出削減プロジェクト (例えば、廃棄物埋立処分場からのメタン回収・発電プロジェクト) を実施し、その結果、非附属書 I 国内で GHG 排出量を削減する。附属書 I 国は、そのプロジェクトによって発行された認証排出削減量 (Certified Emission Reduction : 以下、CER) のすべてまたは一部を獲得することができる。非附属書 I 国は、CDM プロジェクトから利益 (経済面、社会面、環境面、技術面) を得られる (図 1-1 参照)。

CDM では、割当量単位 (Assigned Amount Unit : 以下、AAU¹⁾) の存在しない開発途上国で CER が新たに生じるため、附属書 I 国全体の総排出量枠が増加する。

仮に CER が実際の削減量以上に発行されると、世界全体の GHG 排出量が増加することになる。したがって、CDM プロジェクトは、CER の量が過大推定されないことがないように、CDM 理事会 (CDM Executive Board : EB) が定める厳格な規則に従わなければならない。CDM の手順としては、指定運営組織 (Designated Operational Entity : 以下、DOE) という第三者機関により、有効化審査や検証と呼ばれる排出削減量を評価するためのプロセスが実施され、最終的に EB によって、プロジェクトの登録が承認され、CER が発行される。京都議定書では、以下の原則に基づき、DOE が排出削減量を認証しなければならないと規定されている (京都議定書第 12 条 5 項)。

- 各関係締約国の承認による自主的な参加
- 気候変動の緩和に関連した、実質的で、測定可能な長期的利益
- プロジェクトがない場合に対して、排出削減量が追加的であること

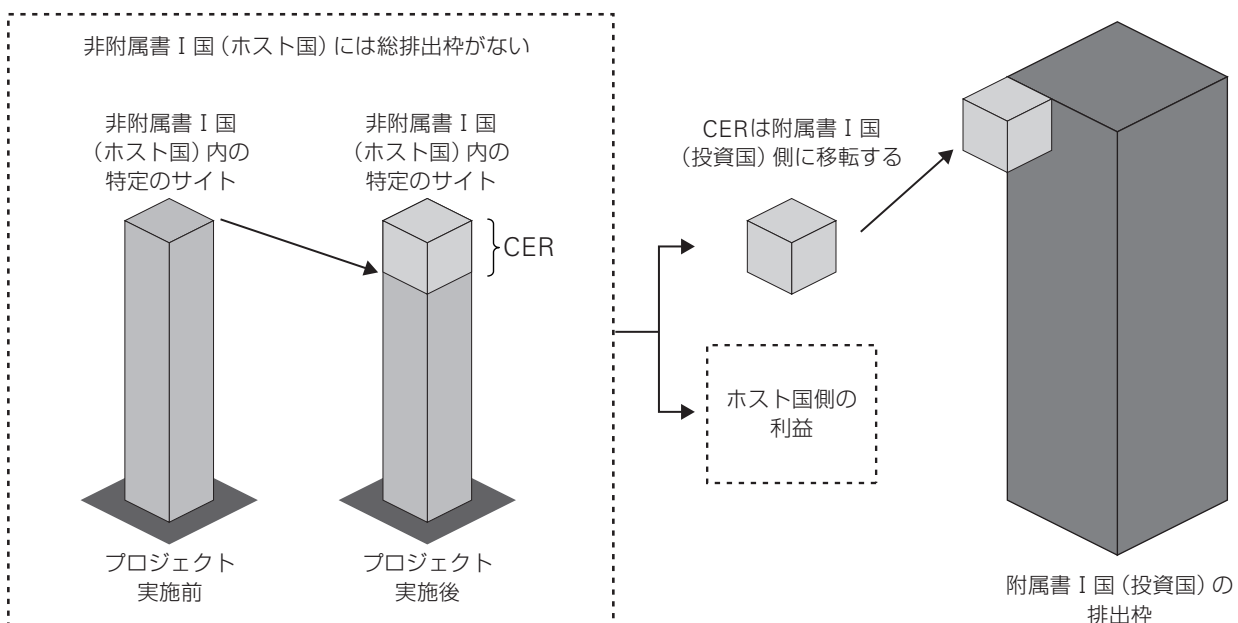


図 1-1 CDMの概要

1 京都議定書に規定された方法で計算した附属書 I 国の初期割当量に相当するクレジット。第 I 約束期間前に当該附属書 I 国の国家登録簿内に発行される。

1.2 CDMプロジェクトの概念

1.2.1

ベースラインシナリオとプロジェクトシナリオ

ベースラインシナリオとは、「CDMプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろう人為的な温室効果ガス排出量を合理的に表すシナリオ」(CDM実施手順(CDM Modalities and Procedures：以下、CDM M&P²⁾、段落44)と定義されている。ベースラインシナリオにおけるGHG排出量(ベースライン排出量)と、CDMプロジェクト実施後のプロジェクトシナリオにおけるGHG排出量(プロジェクト排出量)との差が、CDMプロジェクトによる排出削減量となる(図1-2)。

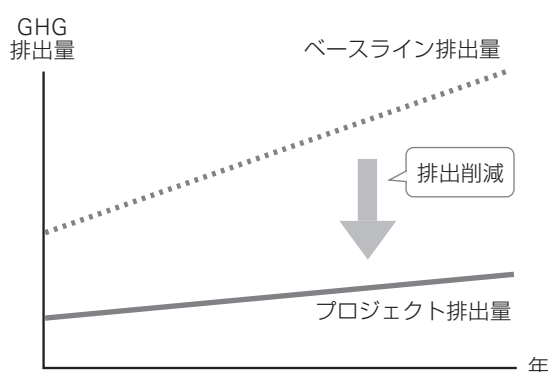


図1-2 排出削減の概念

ベースラインシナリオは、以下のように設定しなければならない[■ CMP/2005/8/Add.1, p16 段落45]。

- 承認済み方法論及び新方法論使用に関する規定に従い、プロジェクト参加者によって設定されること
- アプローチ・前提・方法論・パラメータ・データ出所・重要な要因・追加性の選択につき、不確実性を考慮に入れつつ、透明かつ保守的に行うこと
- 個別のプロジェクトごとに設定すること
- 小規模CDMについては、そのために開発された簡易化されたルール・手続きに従うこと
- 関連する国家・産業政策や状況を考慮に入れること（例：産業改革、現地燃料調達の可否、電源拡張計画、プロジェクトの産業における経済状況など）

1.2.2

追加性の概念

追加性とは、ベースラインと密接に関係する概念であり、ベースラインシナリオの設定や方法論の開発を行う上で特に注意を要する。

CDM M&Pでは、「CDMプロジェクトがない場合の温室効果ガス排出量と比較して、人為的な温室効果ガス排出量を削減できれば、そのCDMプロジェクトは追加的である」と定義されている[■ CDM M&P、段落43]。

プロジェクト参加者は、提案するプロジェクトの追加性とプロジェクトの実施がベースラインシナリオではないことを、選択したベースライン方法論を用いてプロジェクト設計書(Project Design Document：以下、PDD)の中で記述する必要がある[■ PDDガイドラインVersion 07, p12]。この追加性を証明するために、「追加性の証明と評価のためのツール(Tool for demonstration and assessment of additionality：以下、追加性ツール)」が提供されている。

この追加性ツールは、追加性を証明・評価するための一般的なフレームワークを提供し、幅広いプロジェクトタイプに適用可能であるが、追加性ツールの利用は、ベースライン・モニタリング方法論におけるベースラインシナリオ候補の選択と最適シナリオの決定のアプローチを代替するものではない。

プロジェクト参加者は、この追加性ツールと連携した新しいベースライン方法論を提案するか、または、追加性の証明のための他のツールを提案できる。また、プロジェクト参加者は、追加性ツールと同様にベースラインシナリオと追加性の証明に関する手順を示す「ベースラインシナリオの同定及び追加性の証明のための複合ツール(Combined tool to identify the baseline scenario and demonstrate additionality：以下、複合ツール)」³を使用することができる[■ EB 28、Annex 14]。

追加性ツールの使用はプロジェクトの参加者にとって義務ではなく、すべての場合において、プロジェクト参加者は追加性の証明に関する他の代替手段をEBに対して提案できる(承認済み方法論に追加性ツールが添付される場合も含む)[■ 決定7/CMP.1、段落28]。

2 CDM M&Pは、決定3/CMP.1：Modalities and procedures for a clean development mechanism as defined in Article 12 of the Kyoto Protocol (FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1、6～29頁)に含まれている。

3 このツールは、追加性の証明だけでなく、ベースラインシナリオを特定するための手順を示している。京都議定書締約国会合(Conference of the Parties/Meeting of the Parties：以下、CMP)の第1回会合では、追加性ツールの利用はプロジェクト参加者にとって義務的なものではなく、追加性ツールが承認方法論に含まれている場合を含め、プロジェクト参加者は追加性を証明するために代替手法を提案できると確認されている[■ 決定7/CMP.1、段落28]。追加性ツールの詳細については、付録4を参照。なお、決定7/CMP.1、"Further guidance relating to a clean development mechanism"はFCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1、93-99頁に含まれている。

1.3 CDMの機構

CDMの機構図は以下の図1-3に示す通りである。

1.3.1

京都議定書締約国会合 (CMP)

京都議定書締約国会合 (Conference of the Parties/ Meeting of the Parties : 以下、CMP) は、CDMに関する最高意志決定機関であり [註文 EB 53、Annex 38、段落3]、決定や決議の採択を通してEBに対してガイダンスを提供する。CMPの決定は指令(京都議定書の円滑な実施を確保するための義務的な要請または規則)として位置づけられる。EBのすべての決定はCMP決定に整合している必要がある。

CMPが持つCDM実施に関する権限は以下に示すとおりである [註文 CMP/2005/8/Add1, p7 段落2~4]。

- EBの提言に基づいてCDMの手続き、その他必要事項について決定する。
- EBが認定した組織を指定運営組織 (Designated Operational Entity : 以下、DOE) として指定する。
- EBの年次報告書を審査する。
- DOEやCDMプロジェクトの地理的分布について検討する。

1.3.2

CDM理事会 (CDM Executive Board : EB)

CDMの実際の運営に関して、EBはCMPの権限とそのガイダンスの下でCDMを監督する機関である [註文 CDM M&P、段落5]。EBは、京都議定書締約国からの10名の正メンバーと10名の副メンバー (Alternate) で構成されている。2001年11月にその第1回会合を開催して以来、2~3ヶ月毎に会合を開催している。⁴

EBの決定は、CMPの公式決定に従わなければならない。また、これらの決定は、EB報告及びその添付資料のかたちで公表される。EBにはルール策定とルール執行の両方の役割があるため、その決定は3種類に分けることができる [註文 EB 53、Annex 38、段落4、5、7]。

- CDMプロジェクト活動サイクル全体を通じた、様式と手順 (modalities and procedures) の実施に際して管理するための規制に関する判断
- プロジェクト参加者、申請団体 (Applicant Entity : 以下、AE) やDOEによるCDMの様式と手順の順守に関する裁定 : DOEの認定及び暫定指定、方法論の承認、CDMプロジェクトの登録、CERの発行
- 規制機関として機能するための実施に関する決定

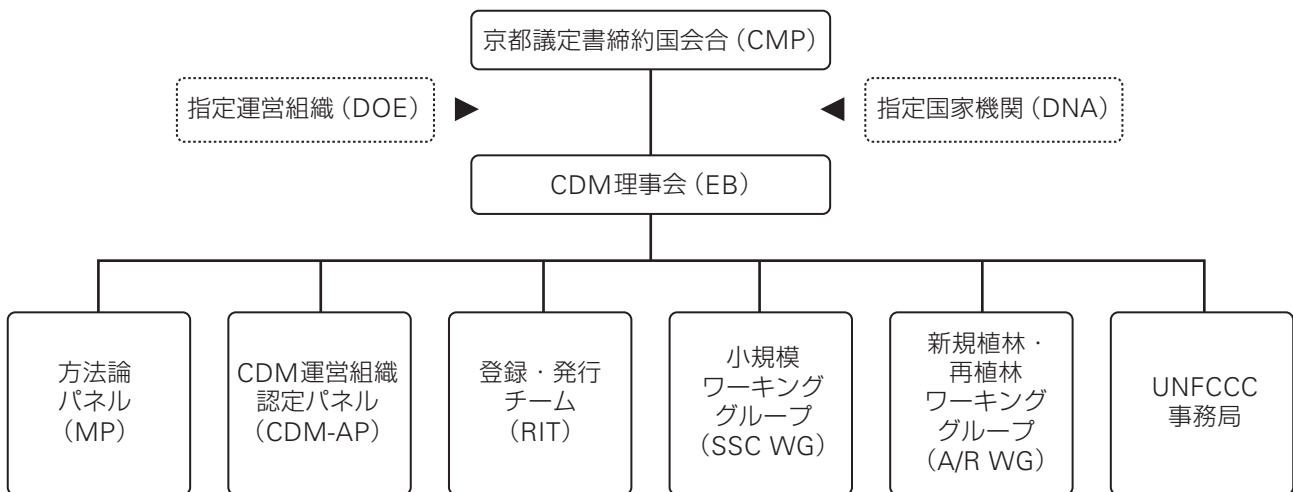


図1-3 CDMの機構

4 会合レポート、議題、関連文書、会合ウェブキャストは、CDMウェブサイトにて入手可能である。● <http://cdm.unfccc.int/EB/index.html>

また、EBによって決定される事項には、それぞれの決定の性質によって違いが有るため、以下のような階層構造になっている【註EB 53、Annex 38、段落6】。

基準(Standard)

必要な技能や能力のレベルを記述してあり、技能や能力の評価を行う際に参照する。基準は関連ツールを伴った承認済み方法論を含む。

手順(Procedure)

CDMの様式・手順が求める具体的な事項を満たすために必要な一連の義務的行動を含む。またプロジェクト参加者とDOEが一律かつ調和した方法でCMPやEBが発行する決定や基準を順守することを確保する。具体的にはプロジェクト活動サイクルの過程または過程及び付託条項の裁定に関する手順を示す。

ガイドライン(Guideline)

基準や手順に記述されている必要事項を満たすために適用可能な方法等に関する補完的な情報を提供する。

追加説明(Clarification)

基準や手順に関連して解釈が難しい事項を明確化するための情報を提供する。

EBは、その職務を遂行するにあたって、EBを支援する委員会、パネル、ワーキンググループを設置してもよいことになっており【註CDM M&P、段落18】、これまでに以下に示すパネル及びワーキンググループを設置している。

(1) CDM運営組織認定パネル

(CDM-Accreditation Panel : CDM-AP)

CDM運営組織認定パネル(以下、CDM-AP)は、EBが手順に沿って運営組織の認定に対して決定を下すことができるように設置された【註EB 34、Annex 1】。議長と副議長に指名されたEBのメンバー2名に加え、公募による8名のメンバーで構成されている【註EB 23、Annex 1、段落13】【註EB 33レポート、段落16】。

CDM-APは、運営組織の認定、DOEの認定の一時停止・取消・再認定、その他についてEBに勧告を行う【註EB 23、Annex 1、段落4】。また、CDM-APはCDM運営組織認定調査チーム(CDM-Assessment Team : 以下、CDM-AT)を選抜する【註EB 23、Annex 1、段落5】。CDM-ATは、CDM-APのガイダンスに基づき、AEやDOEの詳細な評価を行い、CDM-APに対し評価を報告する【註EB 34、Annex 1、段落3(d)】。

EBはCDM-APに対し「CDM運営組織認定基準(CDM accreditation standard for operational entities)」の改定を指示し、その改訂版(Version 02)が発行された【註EB 56、Annex 1】。改訂版は2011年3月17日よりその効力を持つ【註EB 56、段落12】。

(2) 方法論パネル(Methodologies Panel : MP)

方法論パネルは、ベースライン・モニタリング方法論に関するガイドラインの作成と新たに提案されたベースライン・モニタリング方法論に関して検討を行い、EBに対して勧告を行う【註EB 46、Annex 12、段落2-3】。

方法論パネルは、EBメンバー4名(議長、副議長、およびそれらのサポート2名)と、公募による16名のメンバーの合計20名のメンバーにより構成される【註EB 46、Annex 12、段落5】。

(3) 小規模ワーキンググループ

(Small Scale Working Group : SSC WG)

小規模ワーキンググループ(以下、SSC WG)は、小規模CDMプロジェクトのベースライン・モニタリングの新方法論に関する提案について検討を行い、EBに対して勧告を行う【註EB 23、Annex 20、段落II(1)】。

SSC WGのメンバーは、EBメンバー2名(議長と副議長)、方法論パネルメンバー2名を含む合計8名により構成される【註EB 23、Annex 20、段落II(3)】【註EB 38レポート、段落38】。

(4) 新規植林・再植林ワーキンググループ

(Afforestation and Reforestation Working Group : A/R WG)

新規植林・再植林ワーキンググループ(以下、A/R WG)は、新規植林・再植林CDM(以下、A/R CDM)プロジェクトのためのベースライン・モニタリングの新方法論に関する提案について検討を行い、EBに対して勧告を行う【註EB 23、Annex 14、段落2-3】。

A/R WGのメンバーは、EBメンバー2名(議長と副議長)【註EB 23、Annex 14、段落5】と公募による8名の合計10名で構成される【註EB 31レポート、段落48】。

5 方法論パネルは、第1回会合を2002年6月に開催して以来、2~3ヶ月毎に会合を開催している。会合レポート、議題、関連文書は、CDMウェブサイトにて入手可能である。● <http://cdm.unfccc.int/Panels/meth/index.html>

(5) 登録・発行チーム

(Registration and Issuance Team : RIT)

登録・発行チーム(以下、RIT)は、DOEから申請された登録申請及びCERの発行申請に関して、審査を実施する[註EB 46、Annex 58、段落5]。

RITは、20名以上のメンバーで構成される[註EB 46、Annex 58、段落7]。

1.3.3

指定運営組織

(Designated Operational Entity : DOE)

DOE⁶は、EBによって認定を受け、CMPから指定される法人等のことである。CDMプロジェクト・サイクルの中で以下の2つの重要な役割を担っている。

- 有効化審査(Validation) : DOEは提案されたCDMプロジェクトの有効性を審査し、登録申請を行う。
- 検証・認証(Verification and Certification) : DOEは登録されたCDMプロジェクトによる排出削減量を検証し、それに基づいてEBに対してCERの発行を申請する。

DOEは1つのCDMプロジェクトについて、有効化審査か検証・認証のいずれかのみ実施することが原則であるが、EBに対して要請を行えば、同一のDOEが同一のCDMプロジェクトに関する有効化審査と検証・認証の両方を実施することが許可される場合もある[註CMP/2005/8/Add.1、p. 12、段落27(e)]。なお、小規模CDMについては、同一のDOEが有効化審査と検証・認証の両方を行うことができる。

有効化審査及び検証の報告書作成の質を向上させるために、「有効化審査・検証マニュアル(Validation and Verification Manual : 以下、VVM)」(Version 01.2)[註EB 55、Annex 1]が採択され、EBはAE及びDOEに対しVVMの利用を要請している[註EB 44レポート、段落11-12]。またEBは、DOEの活動に対し「CDM運営組織認定基準(CDM accreditation standard for operational entities)」[註EB 56、Annex 1]を採択している(本基準は2011年

3月17日以降に効果を持つ)[註EB 56レポート、段落12]。また、EBは事務局に対して、DOEが検証のための現地訪問を実施する少なくとも2週間前にはモニタリング報告書を公開することを要請するように求めている[註EB 52レポート、段落13]。

(1) 運営組織(OE)の認定手続き

[註EB 56、Annex 2、段落3]

運営組織(OE)の認定手続きは以下のとおりである。

- 運営組織の指定や指定取り消しは、EBからの勧告に基づいてCMPが行う。
- AEの認定及びCMPに対する(当該AEの)指定の勧告、DOEの資格一時停止または取り消しはEBが決定を行う。
- CDM-APは、EBの技術パネルとして、CDM-ATによって行われた評価結果に基づき、AEの認定についてEBへの勧告を行う。
- CDM-ATが、CDM認定手続きやCDM-APのガイダンスに従って、AE/DOEの詳細な評価を行い、不適合の特定やCDM-APへの報告を行う。
- UNFCCC事務局は、認定手続きの実施について支援する。
- AE/DOEは必要な書類を専用の公式な連絡経路(official communication channel)を通じ提出する。

(2) 認定の有効期間

運営組織認定の有効期間はいずれの専門領域に対しても、EBから認定された日より3年間であり、この3年間の間に定期的な査察が行われる[註EB 34、Annex 1、段落70]が、EBはDOEに対していつでも臨時査察を実施することができる[註EB 34、Annex 1、段落89]。また、EBはDOEの運営実績(performance)を監視するために、DOEへの臨時査察等を実行するための基準値指標を用いる政策枠計画の実行について合意しており[註EB 51、Annex 2][註EB 53、段落12]、「DOEパフォーマンスモニタリング手続き(Procedure on performance monitoring of designated operational entities)」を承認している[註EB 58、Annex 1]。

6 DOEのリストはCDMウェブサイトにて入手可能である。● <http://cdm.unfccc.int/DOE/list/index.html>

1.4 CDMプロジェクトの分類

CDMプロジェクトは、その規模と活動の種類によって、表1-1に示すように分類される。CDMプロジェクトを開発しようとするプロジェクト参加者は、プロジェクトの分類によって適用すべき方法論や手続き、様式が異なるため、まずそのプロジェクトがどの分類に当てはまるのかを決定するべきである。CDMプロジェクトの実施手順、様式、関連するガイドラインのリストを付録1に示す。また、EB 59(2011年2月14-18日)時点における、全承認済み方法論(統合承認方法論(ACMs)を含む)⁷のリストを付録2に示す。

1.4.1

排出削減CDM

このプロジェクトには、化石燃料の燃焼や消費、採鉱、漏出、廃水や廃棄物からの排出量を削減するプロジェクトが含まれる。

(1) 大規模CDMプロジェクトの概要

GHG排出削減量に上限がある小規模CDMプロジェクトに対して、それ以外のプロジェクトは大規模CDMプロジェクトと呼ばれる。これらのプロジェクトを開発したプロジェクト参加者は、有効化審査と登録のために、

PDDを完成させる必要がある。手順の詳細は、次の1.5章で説明する。

(2) 小規模CDMプロジェクトの概要

小規模CDMは、プロジェクト参加者がその取引費用(transaction cost)を抑制し、CDM手続きを迅速に行うためにその枠組が作られた。小規模CDMプロジェクトは、GHG排出削減量等一定の適格要件を満たす必要がある。あるプロジェクトが小規模CDMプロジェクトとして認められると、以下のことを実施することができる。

- 小規模CDM用の簡易実施手順を用いることができる。
- 小規模用PDD様式(SSC-PDD)を用いることができる。
- レビュー要請受付期間を短縮できる。
- 同一の運営組織が有効化審査と検証・認証を行うことが可能になる。

小規模CDMプロジェクトの簡易実施手順を利用するためには、提案されるプロジェクトが以下の全てを満たす必要がある。

- 決定1/CMP.2 段落28に定められている小規模CDMプロジェクトの適格要件を満たしていること(後述の小規模CDMのタイプ(I)～(III))
- 決定21/CP.8の付属文書IIの添付文書Bに記載されているプロジェクト分類の一つに該当すること

表1-1 CDMプロジェクトの分類

排出削減CDM	大規模CDM	ホスト国において、化石燃料の燃焼や消費、採鉱、漏出によるGHG排出を削減するCDMプロジェクト
	小規模CDM (SSC)	小規模CDMプロジェクトは以下の3タイプに分類される。 タイプ(i)：最大発電容量が15MW(またはそれに相当する容量)以下の再生可能エネルギープロジェクト タイプ(ii)：需要側・供給側における最大60GWh/年までのエネルギー消費削減となるエネルギー効率改善プロジェクト タイプ(iii)：排出削減量が年間60kt(CO ₂ 換算)以下のその他のプロジェクト [国書 CMP/2006/10/Add.1、段落8、段落28]
新規植林・再植林(A/R) CDM	大規模 A/R CDM	ホスト国において、新規植林や再植林の実施によってGHGを吸収し、削減するCDMプロジェクト
	小規模 A/R CDM (SSC A/R)	純GHG吸収量が年間16ktCO ₂ 未満と想定され、ホスト国が決定する低所得コミュニティ・低所得者層により開発・実施されるプロジェクト [国書 CMP/2007/9/Add.1、p. 26]

7 UNFCCC CDMウェブサイトでは承認済み方法論の特徴を簡潔にまとめた「CDM Methodology Booklet」を公開している。

● <http://cdm.unfccc.int/methodologies/documentation/index.html>

- 決定21/CP.8の附属文書Ⅱの添付文書Cで決定されているように、大規模プロジェクトが細分化された一部分(デバンドリングと呼ぶ)でないこと

EBは「小規模CDM方法論の一般ガイドライン (General guidelines to SSC CDM methodologies)」(Version 16)を、EB59において改訂している。またサンプリング手法によるパラメータ値の予測を求めるCDM方法論がいくつか存在し、「小規模CDMプロジェクト活動のサンプリング、調査に関する総合ガイドライン (General guidelines for sampling and surveys for SSC project

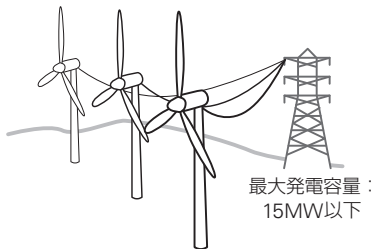
activities)」(Version 01) [CDM EB 50、Annex 30] も策定されているため、注意を要する。

(3) 小規模プロジェクトの定義

小規模CDMプロジェクトには3つのタイプがあり、各タイプはいくつかの技術や手法から構成されている。小規模CDMの3タイプは以下のとおりである。

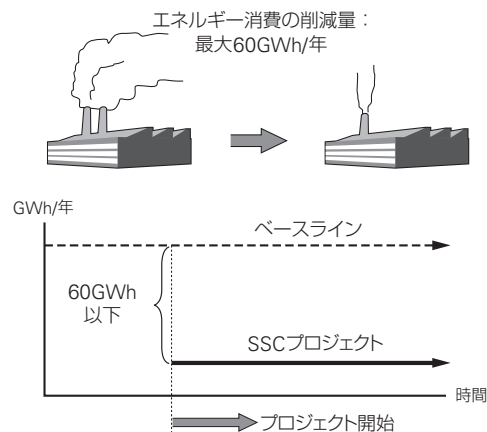
3タイプのプロジェクトは、相互排他的である。小規模CDM用簡易実施手順が適用できる要素が1つのプロジェクトに2つ以上ある場合、各要素がその適用可能なタイプ

タイプ I：再生可能エネルギープロジェクト



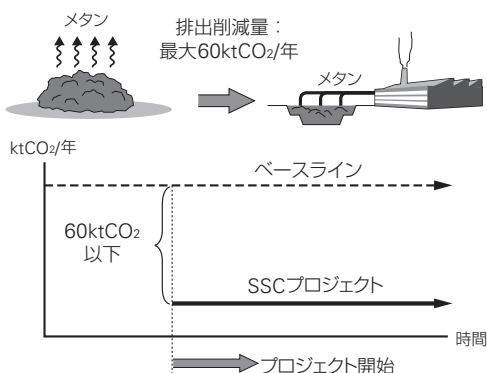
- 最大出力が15MW (または同量相当分) までの再生可能エネルギープロジェクト [CDM CMP/2006/10/Add.1、p. 8、段落28(a)]
- 太陽光、水力、風力、ハイブリッドシステム、再生可能資源もしくはバイオマス、地熱を含む再生可能エネルギープロジェクト
- 「最大出力」とは、機器・プラントの製造者の示す設備/定格容量
- MWe (電力) は最も一般的な単位であり、MWth (熱量) は、MWe (電力) から生み出すことのできる熱生産量を指しているにすぎないため、EBは、MWをMWe (電力) と定義し、そうでない場合 (例えば熱の場合はMWthと表示) は適切な変換係数 (例えば、 $15MWe = 45MWth$) を適用することに同意している [CDM CDM Glos. Version 05、p. 30]

タイプ II：エネルギー効率改善プロジェクト



- エネルギー供給または需要サイドにおける、年間の削減エネルギー量が60GWh (または同量相当分) までの省エネルギープロジェクト [CDM CMP/2006/10/Add.1、p. 8、段落28(b)]
- 供給側・需要側の活動を対象とし、民生、サービス、産業、農業機械及び分野横断的技術におけるエネルギー効率改善のプロジェクト
- 需要サイド及び供給サイドの省エネルギーの両方が対象となる
- 60GWhの省エネとは、15MWの設備が4000時間稼働した場合や、 $60 \times 3.6TJ = 216TJ$ (テラジュール：兆ジュール) と同等である [CDM CDM用語集 Version 05、p. 30]
- 生産量の低下など単なる活動の低下によるエネルギー消費量の低下はCDMプロジェクトと見なされない

タイプ III：その他のプロジェクト



- 上記以外の年間の排出削減量がCO₂換算で60kt (=6万t) 未満のプロジェクト [CDM CMP/2006/10/Add.1、p. 8、段落28(c)]
- 農業、燃料転換、産業工程、運輸交通及び廃棄物管理、HFCに関するプロジェクト。農業分野におけるプロジェクトの例としては、家畜糞尿管理の改善、肥料使用の改善、排水管理改善などがある

の要件に合致していなければならない。例えば、あるプロジェクトが再生可能エネルギーとエネルギー効率改善の要素を併せ持つ場合、再生可能エネルギー部分はタイプ(I)の再生可能エネルギーの基準に合致しており、エネルギー効率改善要素はタイプ(II)のエネルギー効率改善の基準に合致していなければならない。

(4) 2つ以上の活動で構成されるプロジェクト

同じタイプに属する活動による排出削減量の合計は、小規模CDMの定義を超えてはならない[註EB 28レポート、段落56]。

同じプロジェクト参加者によって実施され、2つ以上の異なる活動(component)によって構成される一つのプロジェクトについては、それぞれの活動について承認された分類/方法論を適用する必要がある。

2つ以上の活動で構成されるプロジェクトであっても、PDDの中でタイプ・分類及び技術/対策に関するセクションと、ベースライン・モニタリング方法論の適用に関するセクションについて、活動毎に別々に説明すれば、1つのPDDで提出することが可能である[註EB 28レポート、段落57]。

(5) 小規模CDMプロジェクトにおけるリーケージ

リーケージとは、プロジェクトバウンダリー外で発生する、CDMプロジェクト活動に起因するGHGの排出である。

リーケージを考慮する場合は、非附属書I国の国内に限られる[註CDM用語集 Version 05、p20]。

再生可能バイオマスが関与するエネルギー関連の小規模CDMプロジェクトにおいては、潜在的に顕著な(排出削減量の10%より多い)リーケージ排出源として、プロジェクト実施前の活動のプロジェクトバウンダリー外部へのシフトによる炭素ストックの減少(例えば、森林減少)、バイオマス生産時の排出、バイオマス使用の競合(プロジェクトがなかった場合、他の地域でバイオマスが利用されている)の3つがある[註EB 28、Annex 35、段落2-5]。

EBはプロジェクトバウンダリーの外部で置き換わる設備等の継続的利用による排出の影響は、不確実性の対象であり、定量化が困難であるとし、プロジェクトバウンダリー内部から外部への設備等の移動により発生するリーケージは、小規模CDMの方法論の検討からは除いて差し支えないとしている[註EB 44レポート、段落50]。

(6) 小規模CDMの追加性

小規模CDMのプロジェクト参加者は、ベースラインシナリオの設定において、下記の4つの障壁のうち1つ以上の障壁が存在することによりプロジェクトが実現化しないことを実証する必要がある(Simplified modalities and procedures for small-scale CDM project activitiesのAppendix B)。

- **投資障壁**：当該プロジェクトを実施するよりも、経済的に実現性がある(つまり費用対効果の良い)活動が実施され、その結果として当該プロジェクトが実施される場合に比較して、GHG排出量が多くなる。
- **技術障壁**：従来型でGHG排出量が多くてもリスクが低い技術が採用されることにより、当該プロジェクトが採用するGHG排出量が少ない新技術に比較して、GHG排出量がより大きくなる。
- **一般的慣行障壁**：GHG排出量が多いものの現在既に普及度の高い活動により、またはGHG排出量の多い活動の実施を促進するような既存の規制/政策が存在することにより、当該プロジェクトの実施がマイナスの影響を受ける。
- **その他の障壁**：プロジェクト参加者が当該プロジェクトを実施できない特定の理由(制度的障壁、情報不足、管理する人材不足、機関の能力不足、資金不足、新技術習得能力の欠如など)により、排出量が高いまま推移する。

小規模CDMプロジェクトにおいて、シンプルコスト分析は以下の全てに当てはまる場合に適用することが可能であり、これらの場合、エンドユーザーのエネルギー節約費用や費用便益は考慮しなくてもよい[註EB 59レポート、段落36]。

- (a) プロジェクトは分散的であり、家庭でのエネルギー効率化対策である。
- (b) プロジェクト参加者の収益はCERによるもののみである。
- (c) プロジェクト参加者が実際にエネルギー効率化対策又は装置を提供する(プロジェクト参加者の支出が唯一の費用である)。

EBは、小規模CDMプロジェクトのPDD作成に必要な追加性を証明するためにベストプラクティスの例をまとめている[註EB 35、Annex 34]。小規模CDM方法論の一般的ガイドライン(Version 16)はCDMウェブサイトにて入手可能となっている。

▶ http://cdm.unfccc.int/Reference/Guidclarif/ssc/index_guid.html

(7) 小規模CDMの一括化(バンドリング : Bundling)

■ バンドリング(一括化)の概要

バンドリングとは、各プロジェクトの特徴を損なうことなく、いくつかの小規模CDMプロジェクトをまとめ、1つのCDMプロジェクトにすることと定義されている。バンドリングプロジェクトは、1つまたは複数のサブ・バンドリングプロジェクトから構成される場合もある。サブ・バンドリングとは、バンドリングされたプロジェクトの中で、同じ特徴を持ったプロジェクトの集合(サブバンドル内の全てのプロジェクトタイプに属す)である[CDM用語集 Version 05、p29]。但し、各プロジェクトはそれぞれの特徴(例えば、技術・手法、場所、簡易ベースライン方法論の適用)を保持する必要がある。サブ・バンドリングプロジェクトは、同じタイプであることが要求され、それらの容量の合計は属するタイプの最大容量の上限値を超えてはならない[CDM用語集 Version 05、p12]。例えば、燃料転換の4つのプロジェクトが、同じタイプ、カテゴリー、技術・手法であり、年間排出削減量がそれぞれ10,000t、18,000t、9,000t、20,000t(CO₂換算)である場合、各プロジェクトで別々のモニタリング計画を策定し、その合計が容量の上限値である年間60,000t(CO₂換算)を超えない限り、CDMプロジェクト登録のために一括化することができる(図 1-4)。

バンドリングの利点は以下のものがあげられる。

- プロジェクト開発費の節減
- EPC(設計、調達、建設)コストの節減
- O&M(運転・保守)コストの節減

- 取引コストの節減
- 全体の投資ボリュームの増加

バンドリング型小規模CDMプロジェクトのガイドラインの最新版(Guidelines for completing the form for submission of bundled Small-Scale CDM project activities (F-CDM-SSC-BUNDLE) (Version 01))は、UNFCCCウェブサイトのCDMのページから入手可能である。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/Guidclarif/pdd/index.html>

■ デバンドリング(細分化 : Debundling)

デバンドリング(細分化)とは、「大規模のプロジェクトをいくつかに分割して、小規模CDMプロジェクトとして取扱うこと」である。大規模プロジェクトを分割した結果の小規模CDMプロジェクトは、小規模プロジェクトとして認められない。以下の条件に該当する小規模プロジェクトは「デバンドリングしたプロジェクト」とみなされる。

- 同じプロジェクト参加者が参加している。
- 同一のプロジェクトカテゴリー及び同一の技術・手法を利用している(Box 1-1)。
- 過去2年以内に一方のプロジェクトが登録されている。
- 提案されている小規模プロジェクトのバウンダリーと1km以内の距離に最も近いプロジェクトバウンダリーがある。
- 交通系の小規模CDMの場合、(d)の条件は適用されない。

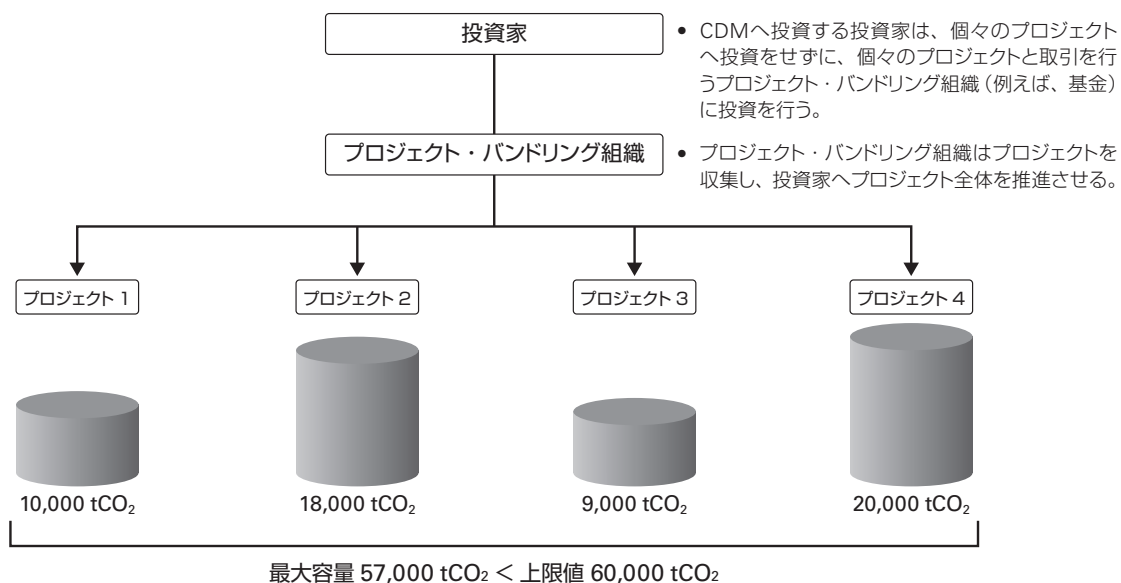


図1-4 プロジェクトのバンドリングのイメージ: 同様のプロジェクトを一括化する

但し、提案した小規模プロジェクトがデバンドリングに該当する場合であっても、過去に登録された小規模とあわせた全体の規模が、決定1/CMP.2の段落28に定められた小規模CDMの上限値を超えていなければ、当該プロジェクトは小規模CDM用簡易実施手順を用いることができる〔CDM用語集 Version 05、Annex 13〕〔CDM用語集 Version 05、p17〕。

DOEが「2つ以上のプロジェクトが1km以内で行われていて、プロジェクト参加者も同じである」と判断した場合に関して、EBは、DOEに対し、

- (a) 「これらのプロジェクトがPDDに記載されていること、及び当該プロジェクトが大規模のプロジェクトを細分化した一部ではないということなどをどのように判断したかについて、有効化審査報告書に具体的に記述すること」を要求している。
- (b) プロジェクトが異なるプロジェクトカテゴリーで行われている場合であっても、そのプロジェクトが同じ利用者にエネルギーを提供しているタイプIのプロジェクトであり、2年以内に登録、または登録のために提出をされたものである場合には、DOEは「それらのプロジェクトを1つの大規模プロジェクトをデバンドリングした構成要素である」とみなさなければならないと規定している〔CDM用語集 Version 05、Annex 13〕。

1つ又は複数のCDMプロジェクト活動に含まれる各独立要素／対策（例えば、家庭での太陽光システム設置や灯油ランプの交換等）が、属する小規模CDMタイプの上限値の1%未満であり、かつ各要素／対策が複数の場所において実施されること（例えば、各家庭での設置等）がPDDに示されているならば、そのCDM活動はデバンドリングチェックの実施が免除される〔CDM用語集 Version 05、Annex 13、段落7〕。

1.4.2

プログラム活動(PoA)と CDMプログラム活動(CPA)

CMP1は、「地方／地域／国家レベルの政策又は標準規格などのプログラム活動は、それ自体の実施をCDMプロジェクト活動としては認められないものの、これらのプログラム活動の下で実施されるプロジェクト活動はCDMプロジェクト活動として認められる」ことを決定した。これを受けて、EB 32においてPoAとCPAに関する議論が行われ、EB 33においてその様式や手続きが定められた。プロジェクト実施者は、PoAの実施にあたり、最新バージョンの「プログラム活動の個別プロジェクト活動の登録及びプログラム活動のCER発行手続き(Procedures for registration of a PoA as a single CDM project activity and issuance of certified emission reductions for a programme of activities)」を適用する必要がある〔CDM用語集 Version 05、Annex 29、p1〕。以下に、PoA及びCPAの様式及び手続きの概要を示す。

(1) プログラム活動

(Programme of Activities: PoA)

PoAは、民間企業又は公的機関が自主的に実施する政策や目標達成のためのプログラム活動（例えば、奨励制度、自主行動計画）であり、そのPoAがなかった場合と比較して、GHG排出量削減もしくは吸収量増大を促進するものである。PoAは、複数のCDMプログラム活動(CDM program activities: CPAs)により構成されるが、CPAの件数には制限がない。プロジェクト参加者は「PoAを1つのCDMプロジェクト活動として登録及びPoAのCER発行のための手順(Procedures for registration of a Programme of activities as a single CDM project activity and issuance of certified emission reductions



Box 1-1 「同じ技術・手法」とは？

小規模CDMでは、バンドリングについて考慮する場合に特に、「同じ技術・手法」という用語がよく使用される。この用語の意味は以下のように定義されている〔CDM用語集 Version 05、p27〕。

- (a) 同種の生産物（例えば電気）を供給するために、同種の設備（例えば、発電機）を利用し、同種の変換プロセス（蒸気→電気）を経るとき、その2つのプロジェクトは同一の技術を用いているとみなす。
- (b) 同種の手順から実施し、同種の効果を生むとき（例えば、燃料転換などを行う場合）、その2つのプロジェクトは同一の手法を用いているとみなす。

for a programme of activities)」(Version 04.1) [註 EB 55、Annex 38] を利用することが可能である。

(2) CDM プログラム活動

(CDM programme activity: CPA)

CDM プログラム活動とは PoA の下で実施されるプロジェクト活動である。CPA はベースライン方法論により規定された特定地域内における、GHG 排出量削減又は吸収源による GHG 吸収量増大のための、単一又は一連の関連を持った措置である [註 EB 55、Annex 38]。適用される承認方法論は、CPA が一つの設備／施設／土地で実施されるのか、複数で実施されるのかを規定しなければならない。個々の CPA が小規模 CDM の上限を超えない場合においては、まずチェックを受け必要に応じてリーケージを考慮するために修正されるならば、小規模 CDM 方法論を用いることが可能である [註 EB 32、Annex 38、p1]。

(3) バウンダリー [註 CDM 用語集 Version 05、p12]

PoA の物理的境界は、プロジェクトに参加する非付属書 I 国である各ホスト国が PoA 及び全ての CPA が持続可能な開発の達成に貢献することを確認しているならば、複数の国にまたがるのが可能である。

(4) 現地／地域／国家政策及び規制の取り扱い

[註 EB 32、Annex 38、段落 3]

PoA は、現地／地域／国家政策及び規制の取り扱いに関する、EB によるあらゆるガイダンスに従う。

義務的な現地／地域／国家政策及び規制が体系的に強制させるものではなく、従って、それらの不遵守が国／地域に蔓延しているのであれば、それら政策及び規制に対処する PoA は容認される。もし、政策及び規制が遵守を強制されているのであれば、当該 PoA の実施は既存の義務的政策／規制が求める実施レベルを更に強める必要がある。

(5) 調整又は管理主体 (Coordinating or managing entity: CME) [註 EB 32、Annex 38、段落 4-6]

PoA は、参加する全てのホスト国の DNA から権利を認められている (authorized) プロジェクト参加者であり、EB と連絡を取る主体として連絡の手順 (Modalities

of communication) で特定されている調整又は管理主体 (coordinating or managing entity) により提案されることが必要である。また、CER の分配に関する事項についても EB との連絡の手順において特定することが必要である。

PoA のプロジェクト参加者は、連絡方法／CER の分配／プロジェクト参加者の変更について CME と調整しておく必要がある。

CME は、PoA の下で行われる全ての CPA が、CDM プロジェクト活動として登録されていないこと及び、他の登録済みの PoA に含まれていないこと、そして PoA に CPA が記載されていることを確認するための手段を定める必要がある。これらの手段は DOE により有効化審査及び検証がなされる。

(6) ベースラインと追加性

PoA に含まれる全ての CPA は、同種の設備／施設／土地において単一の技術又は一連の関連する方法を伴う、同じ承認済みベースラインとモニタリング方法論を適用する必要がある。

PoA の下の個々の CPA がもたらす GHG 排出量削減または吸収源による GHG 吸収量増大は、現実的で計測可能であり、プロジェクトバウンダリー内部で発生していることを正確に反映しており、PoA 独自に起因するものである事を証明する必要がある。従って、各 CPA においてリーケージ、追加性、ベースラインの設定、ベースライン排出量、適格性やダブルカウントの明確な定義を確かにするために、PoA 登録時にはそれらの情報を明示する必要がある [註 EB 32、Annex 38、段落 7-8]。

複数の承認済み方法論を適用する PoA の有効化審査を行う場合、DOE は手順に沿って、登録申請の提出より前に、複数方法論適用の承認依頼を提出する必要がある。当該手順は「複数方法論の PoA への適用に関する承認手順 (Procedures for approval of the application of multiple methodologies to a programme of activities)」(Version 01) で示されている [註 EB 47、Annex 31]。

ただし、タイプ III のメタンガスを生成する活動の方法論 (AMS-III.D、AMS-III.F、AMS-III.G、AMS-III.) と、タイプ I の再生可能エネルギー発電のために生成されたメタンを利用する活動の方法論 (AMS-I.A、AMS-I.C、AMS-I.D、AMS-I.F) とは、事前の承認無く PoA に適用することが可能である [註 EB 56 レポート、段落 57]。この点については、「小規模 CDM 方法論の一般ガイドライン (General guidelines to SSC CDM methodologies)」において、

追加ガイダンスが示されている [註 EB 58、Annex 23、段落11]。

承認済み方法論が統合化以外の目的により保留又は撤廃された場合、当該方法論を適用する新しいCPAをPoAに追加することは出来ない。また、保留又は撤廃された方法論が、改訂又は統合方法論により置換えられた場合、PoA-DDもそれに従い改訂する必要がある。改訂により必要となった変更点はPoA-DDの新バージョンに反映し、DOEの有効化審査を受け、EBの承認を受ける必要がある。EBにより変更が承認された後に新しく追加されるCPAは、最新版の一般CDM-CPA-DDに沿っている必要がある。承認済み方法論が保留される以前に含まれているCPAは、そのクレジット期間の更新時において最新の一般CDM-CPA-DDを適用する必要がある [註 EB 55、Annex 38、段落18-21]。なお、承認済み方法論が保留や撤廃を経ずに改訂された場合、PoAの改訂は求められない。

(7) 有効期間 [註 EB 32、Annex 38、段落10]

PoAの有効期間は最長28年、新規植林・再植林プロジェクト(A/Rプロジェクト)は60年とし、PoAの登録申請時にCMEにより規定されていることが必要である。

(8) クレジット期間

CPAのクレジット期間は最大7年間(A/Rプロジェクトは20年間)として2回の更新が可能、または、最大10年間(A/Rプロジェクトは30年間)として更新をしないかのどちらかを選択する。しかし、いかなるCPAのクレジット期間も、CPAの追加時期によらず、PoAの有効期間の最終日までに限られる [註 EB 32、Annex 38、段落10]。

A/Rプロジェクトの場合は、当該プロジェクトが2005年12月10日以前に開始されており、且つA/R CPAとしてA/R PoAに含める適格性基準に適合しているならば、そのプロジェクト活動はA/R CPAとして含むことができ、そのクレジット期間は、そのプロジェクト活動の開始日とすることができる [註 EB 53レポート、段落40]。

(9) CPA開始日

CPAの開始日、タイプ(クレジット期間は更新か固定か)、有効期間は、CPAのクレジット期間の開始日を考慮に入れて決める必要がある。CPAのクレジット期間の開

始日は登録されたPoAに含まれた日、又はそれ以降、すなわちPoAの有効化審査開始日以降とする [註 CDM用語集 Version 05、p14] [註 EB 55、Annex 38、段落7(d)]。

(10) モニタリング

それぞれのCPAの排出量削減は、登録済みPoAに適用された方法論に準じて登録しているモニタリング計画に従い実施される必要がある。排出削減量の立証に用いられる方法または手段(ランダムサンプリング手法も含む)は排出削減量の正確さを確保する必要がある [註 EB 32、Annex 38、段落13]。

(11) PoA登録料 [註 EB 33レポート、段落60]

PoAの登録料は、PoAの登録申請時に提出した全CPAの年間排出削減予想量を基準として計算される。登録料の計算や支払いの手順は、登録料の支払いに関する既存の規則に従うものとし、CMEがUNFCCC事務局に支払う。なお、登録後に追加されるCPAについては、登録料を支払わなくてもよい。

(12) PoAの手順 [註 EB 55、Annex 38]

(a) PoA設計書の準備

CMEはPoAの構成及びCPAの明確な規定を定め、CDM-PoA-DDを作成しなければならない。またCMEは申請を行ったPoAの規定を用いて、PoAに含まれる固有のCDM-CPA-DD (PoA specified CDM-CPA-DD)の準備も行う。PoA-DD及びCPA-DDに関する詳細は2.4章を参照のこと。

(b) PoAへの参加要件

- 個々のCPAの実施者は、プロジェクト参加者となることを求められるわけではない。
- CMEは、PoAに参加する各ホスト国及び附属書I国から承認レターを得る必要がある。また各ホスト国からPoAの調整を行うことに関する承認レターを得る必要がある。

(c) 登録済みPoAへのCPAの追加及びクレジット期間の更新

- PoAの有効期間内であれば、そのPoAにはいつでも新たなCPAを追加することができる。

- 新たなCPAを登録済みのPoAに追加するには、CMEが完全な固有のCDM-CPA-DDを何れかのDOEに送付しなければならない。CMEは一度に一つ以上の固有のCDM-CPA-DDを送付することができる。
- そのCPAがPoAの要件を満たしているとDOEが確認したならば、UNFCCC CDMウェブサイトへのアップロードによりCDM-CPA-DDをEBに対して送付する。その後、当該CPAは自動的に登録済みPoAに含まれる。

(d) 誤ったCPAの特定と取り扱い (Identification and consequences of erroneous inclusion)

- PoAに参加するDNA、又はEBメンバーが、あるCPAがPoAに含まれること、又はクレジット期間の更新が適正ではないと特定する場合、CPAの追加後及びクレジット期間の更新後1年以内、又は当該CPAへの最初のCER発行後6ヶ月以内のいずれかの期間に「CPAの間違った追加に関する再審査手順」に従いEB事務局に通知する。
- EB議長が次回EB会合での優先事項に再審査依頼を含めることを決定した場合、事務局はCME、有効化審査を行ったDOE及び全ての関係するDNAに通知する。EBはCPAの再審査を行うかどうかを決定し、当該CPAが不適格であると決定すれば、PoAから即刻除外するかどうかを決定しなければならない[註EB 55、Annex 38、段落8-9]。
- 当該PoAに関する有効化審査、登録、CPAの追加、立証のいずれにも関与していないDOEが、ランダムサンプリング評価(含まれている全てのCPAの10%)により再審査を行う[註EB 55、Annex 37、段落10]。
- CPAの除外が決定されたならば、
 - 除かれたCPAは、いかなるPoAにも再び含まれず、単独のCDM活動として見なされる。
 - CPAを追加したDOEは、CPAの除外から30日以内に、当該CPAに対して発行されたCERと同量のCO₂排出削減量を取得し、CDM登録簿の取消口座(cancellation account)に移転(transfer)しなければならない[註EB 55、Annex 37、段落15]。

(e) PoAのクレジット期間の更新に関する規定

最新版の「登録済みCDMプロジェクト活動のクレジット期間の更新の手順(Procedures for Renewal of a Crediting Period of a Registered CDM project activity)」に、以下の点を除き、準拠する。

- 改訂版CDM-PDDの準備ではなく、CMEは新たに完全なCDM-PoA-DD及び新版の一般CDM-CPA-DDの準備を行う。
- PoAのバージョンが改訂されているならば(例えば、方法論の改訂のため)、クレジット期間の更新は、改訂版の承認から7年後(A/Rプロジェクト活動の場合20年後)に実施する。

(f) CPAのクレジット期間の更新

- CPAのクレジット期間の更新には、CMEは完全な一般CDM-CPA-DDを、いずれかのDOEへ送付する必要がある。
- DOEは、最新版のPoAの整合性と完全性(consistency and integrity)及び必要な書類を確認し、UNFCCC CDMウェブサイトへのアップロードによりCDM-CPA-DDをEBに送付する。その後、自動的に当該CDM-CPA-DDのクレジット期間は更新される。

(g) PoAのCER発行申請

CDMプロジェクト活動におけるCERの立証と認証(verification and certification)及び発行申請と同様の手順が適用される。⁸ DOEは、PoAに対する最後のCER発行申請(previous request for issuance)から3ヶ月以内は、発行申請を行えない。CMEは、プロジェクト参加者間で合意された連絡手段(modalities of communication)に従い、発行されたCERの転送申請(request for forwarding)を提出する。

(14) PoAに関する手順及びガイダンス等

〈手順書〉

- Procedures for registration of a programme of activities (PoA) as a single CDM project activity and issuance of certified emission reductions for a programme of activities (Version 04) [註EB 55、Annex 38]

8 これらの手順はいくつかの条件付で適用される。詳細については「PoAを一つのCDMプロジェクト活動として登録及びPoAのCER発行のための手順(Procedures for registration of a programme of activities (PoA) as a single CDM project activity and issuance of certified emission reductions for a programme of activities) (Version 04.1) [註EB 55、Annex 38]の第1章を参照のこと。

- Procedures for review of erroneous inclusion of a CPA (Version 02) [図 EB55、Annex 37]
- Procedures for approval of the application of multiple methodologies to a programme of activities (Version 01) [図 EB 47、Annex 31]

〈ガイダンス〉

- Guidance on programme of activities [図 EB 35レポート、段落15]
- Guidance on payment of a registration fee for a PoA [図 EB 33レポート、段落60]
- Guidance on eligibility of activities under the CDM (Version 01) [図 EB 33レポート、段落30]
- Guidelines on assessment of debundling for SSC project activities (Version 03) [図 EB 54、Annex 13]

手順およびガイダンス類の最新版はUNFCCC CDMのウェブサイト入手可能となっている。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures/index.html>

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/Guidclarif/PoA/index.html>

1.4.3

新規植林・再植林(A/R) CDMプロジェクト

(1) A/R CDMプロジェクトの概要

マラケシュ合意では、第一約束期間において、土地利用・土地利用変化及び林業(Land Use, Land Use Change and Forestry: 以下、LULUCF)のCDMは、新規植林及び再植林(A/R)に限定すると定義された。すなわち、森林管理及び植生回復は、A/R CDMの下では対象とならない。A/R CDMプロジェクトとGHG排出削減CDMプロジェクトは、参加資格要件、プロジェクトサイクルや手順などの類似点はあるものの、森林によるGHG吸収が一時的な貯留であるという独特の性質(森林火災や病虫害に起因した枯死等により蓄積した炭素が排出されるという、いわゆる「非持続性」)があるため、A/R CDMプロジェクトからのクレジット創出のスキームは、排出削減CDMとは明確に異なる。A/R CDMプロジェクトの実施手順、様式、関連するガイダンスのリストを付録1に示す。

ここでは、A/R CDMプロジェクトを計画・設計するためにプロジェクト参加者が知っておく必要がある事項に関

して概要を示す。ここでの概要に続き、A/R CDMプロジェクト用PDD(CDM-AR-PDD)の重要なポイント(ベースライン、追加性、モニタリング、吸収源によるGHG吸収量の計算、及び非持続性など)については、次の第2章2.3で解説する。

(2) 参加資格の要件

前述のとおり、CDM M&PのセクションF(参加資格要件)の全規定がA/R CDMプロジェクトに適用される(つまり、CDMプロジェクトへの参加が自発的なものであること、参加締約国は京都議定書の締約国であること、関係締約国はDNAを設置していること、参加する附属書I国は割当量を計算・記録し、国別登録簿を維持管理していることなど)。

A/R CDMプロジェクトのホスト国となるためには、非附属書I国は上述の参加資格要件を満たすことに加えて、森林の定義の閾値を決定し、DNAを通じてEBに報告しておく必要がある。森林定義の閾値については、ホスト国が、以下の範囲から適当な値を選択する[図 決定5及び16/CMP.1] (図1-5)。

- 最低樹冠率が10～30%
- 最小土地面積が0.05～1ha
- 成木の最低樹高が2～5m

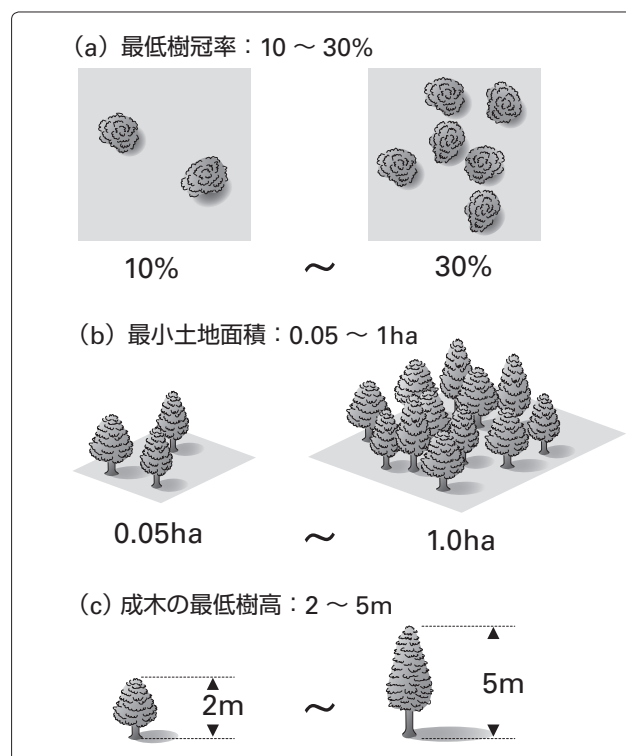


図1-5 森林の定義の閾値

EBは、森林定義について以下の更なる明確化を行っている[註EB53レポート、段落38]。

- EBへのDNAからの報告において、森林定義に「パーム及び竹を含む」と明確にされるまでは、森林定義にはパーム及び竹のどちらも含まれない。
- パーム及び竹を含むことに関するDNAからのいかなる明確化も、承認レターが発行されているA/Rプロジェクトに遡及的に影響を与えるものではない。

これらのガイダンスは小規模及び大規模の、両タイプのA/Rプロジェクトに適用される。

(3) A/R CDMプロジェクトのプロジェクトサイクル

A/R CDMプロジェクトのプロジェクトサイクルと承認プロセスは、図1-6と図1-7第1章1.5にそれぞれ示すように、GHG排出削減のCDMプロジェクトのプロジェクトサイクルと同様である。プロジェクト参加者は、そのA/R CDMプロジェクトが大規模か小規模かを調べる必要がある。また、承認方法論が適用可能かどうかをチェックした後、CDM-AR-PDDを作成し、必要であれば新方法論を提案し、有効化審査を受け、登録しなければならない(A/R CDMプロジェクトの場合、tCERまたはICERが発行されることとなる(以下参照))。

(4) 短期期限付きクレジット(tCER)と長期期限付きクレジット(ICER)(A/R CDMの非永続性)

プロジェクト参加者は、A/R CDMによる炭素吸収の非永続性に対応するために、下記アプローチのいずれかを選択する必要がある[註CMP/2005/8/Add.1、p70、段落38]。

- プロジェクト開始日以降当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのtCERの発行
- 各検証期間中に当該プロジェクトで達成された温室効果ガス純吸収量に対してのICERの発行

上記で選択されたアプローチは、更新されたものを含めてクレジット期間中、変更されることはない[註CMP/2005/8/Add.1、p70、段落39]。

各tCERは発行された約束期間の次期約束期間の最終日に失効する[註CMP/2005/8/Add.1、p71、段落42]。

各ICERは当該クレジット期間の終了時、または更新可能なクレジット期間が選択された場合は、当該プロジェクトの最終クレジット期間の最終日に失効する[註CMP/2005/8/Add.1、p71、段落46]。

(5) A/R CDMプロジェクト及び新A/R CDM方法論の承認プロセスの概要

A/R CDMプロジェクトの承認プロセスの基本的な手順は、排出削減CDMプロジェクトの承認プロセスの手順と同じである。ここでは、承認プロセスについて手順ごとに簡潔に説明する。

▶ ステップ1：プロジェクトが大規模A/R CDMか小規模A/R CDMプロジェクトかを確認

プロジェクト参加者はまず、当該プロジェクトが大規模A/R CDMか、小規模A/R CDMに含まれるかを確認する必要がある。小規模A/R CDMとは、以下に示す小規模A/R CDMプロジェクトの適格性基準を満たしているプロジェクトである[註CMP/2007/9/Add.1、決定9/CMP.3]。

- 吸収源によるGHG吸収量が年間16kt-CO₂未満である。
- ホスト国が決定する低所得コミュニティまたは低所得者層により開発・実施されている。

小規模A/R CDMプロジェクトにより年間の吸収源によるGHG吸収量が年間16kt-CO₂以上である場合、超過分の吸収量については、tCERまたはICERが発行されない[註CMP/2007/9/Add.1、決定9/CMP.3]。

小規模A/Rプロジェクト用のPDD様式(CDM-AR-SSC-PDD)及びCDM-AR-PDDとCDM-AR-NMを完成させるためのガイドラインは以下のサイトからダウンロードできる。

- CDM-SSC-AR-PDD: (http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs_Forms/PDDs/index.html)
- Guidelines: (http://cdm.unfccc.int/Reference/Guidclarif/ar/index_guid.html)

▶ ステップ2：承認済みのベースライン・モニタリング方法論のプロジェクトへの適用可能性の決定

プロジェクト参加者は、EBが承認した方法論の一つをプロジェクトに適用するか、もしくは「A/R CDMプロジェクトのための新規A/R方法論の提出手続き(Procedure for the submission and consideration of a proposed new baseline and monitoring methodology for large scale afforestation and reforestation CDM project activities)」(Version 01)に基づいて、A/R CDMプロジェクト用のベースライン・モニタリング新方法論(AR-NM)を提案しなけ

ればならない[■EB53、Annex 13]。承認済の方法論を適用するプロジェクト参加者は、方法論の適用条件をチェックし当該プロジェクト活動がその適用条件に適合することを確認する必要がある。承認方法論が用いられた場合、DOEはA/R CDMプロジェクト活動の有効化審査を進め、CDM-AR-PDDの登録申請を行う。A/R CDMの承認方法論のリストを付録2に示す。承認方法論が利用できない場合には、プロジェクト参加者は暫定CDM-PDDとともにCDM-AR-NM様式を用いて新方法論を提出し、EBの承認を得なければならない(ステップ3参照)。

▶ ステップ 3：ベースライン・モニタリング新方法論の提案 [■EB 53、Annex 13]

A/R CDMプロジェクト用のベースライン・モニタリング新方法論(AR-NM)提案の手順は、排出削減CDMプロジェクトの新方法論提案手順と同様である(図1-7参照)。手順の中で大きく異なる点は、提案された方法論が、方法論パネルではなく新規植林・再植林ワーキンググループ(A/R WG)により分析及び勧告が行われることである。

EBによる検討と承認を受けるために新A/R CDMベースライン・モニタリング方法論を提案しようとするプロジェクト参加者は、CDM-AR-NM様式を用いてA/Rベースライン・モニタリング方法論を作成し、少なくとも「承認済みベースラインとモニタリング方法論の適用(Application of an approved baseline and monitoring methodology)」(及び関連する付属文書)

を完成させた暫定PDDとともに、DOEを通じて提出する。

新方法論の提案と審査手順詳細については、第1章 1.5.2 (2) ベースライン・モニタリングに関する新方法論の提案を参照のこと。

▶ ステップ 4：A/Rプロジェクト設計書(CDM-AR-PDD)の作成

プロジェクト参加者は、プロジェクトの概要、ベースライン方法論及び追加性、モニタリング方法論・計画、及び吸収源によるGHG吸収量を示したCDM-AR-PDDを記入しなければならない。

CDM-AR-PDDに記載しなければならない情報については、第2章2.3で解説する。

▶ ステップ 5：A/R CDMプロジェクトの有効化審査

有効化審査を行うDOEは、CDM-AR-PDDの記載に基づき、当該A/RプロジェクトとA/R CDM用実施手順及び関連するCMPの決定(CDM A/R M&P)に規定されているA/R CDMの要件とを照らし、プロジェクトの評価を行う。

▶ ステップ 6：CDMプロジェクトの登録

登録とは、有効化審査済みのプロジェクトがCDMプロジェクトとして正式にEBによって承認されることである。

登録は、そのA/Rプロジェクトに関するtCERまたはICERの検証・認証・発行の前提条件である。

1.5 CDMプロジェクトサイクル

1.5.1

CDMプロジェクトサイクルの概要

図1-6に示すCDMプロジェクトサイクルは、すべてのプロジェクトに共通のサイクルである。

1.5.2

CDMプロジェクト開発の開始

(1) 承認済み方法論の適用条件

承認済み方法論をプロジェクト活動に適用したい事業参加者は、承認済み方法論や承認済み統合方法論の適用

条件を確認する必要がある。もし、プロジェクト活動に適用可能な方法論が無い場合には、新しい方法論を提案する事が出来る。(承認済み方法論のリストは、CDMウェブサイトで更新される。

▶ <http://cdm.unfccc.int/methodologies/PAMethodologies/approved.html>

EB59までに登録された承認済み方法論のリストを、付録2に示す。

(2) ベースライン・モニタリングに関する新方法論の提案

プロジェクト参加者は、以下に示す手順「大規模CDMプロジェクト活動向けの新規ベースライン及びモニタリング方法論の提案及び検討の手順(Procedure for the submission and consideration of a proposed new baseline and monitoring methodology for large-scale

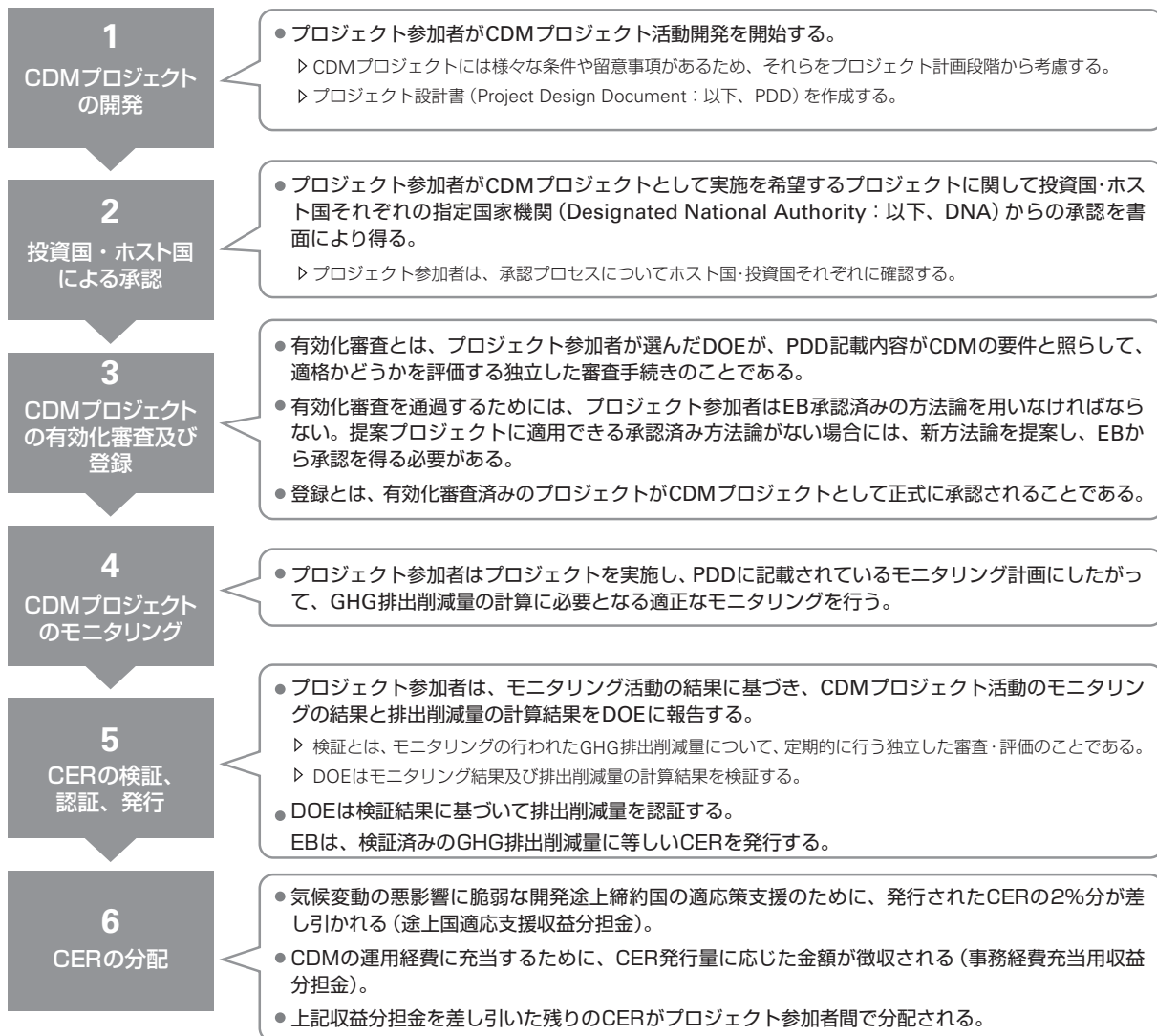


図1-6 CDMのプロジェクトサイクル

CDM project activities)」に従い、EBに対して新規方法論の提案(a proposed new baseline and monitoring methodology: PNM)をいつでも行う事が可能である[図EB 52、Annex 9]。

①プロジェクト参加者は、最初にUNFCCCのウェブサイトで公開されている新規方法論の提案に関する以下の書式を完成させ、DOEに対して提出する。

- (a) “Proposed new baseline and monitoring methodologies” (form CDM-NM)
- (b) “Project design document” (form PDD)：新規方法論を適用した事例として、最低でもAからCセクションまでを完成(関連する添付資料を含む)させたドラフト

②上記2つの書類に加え、プロジェクト参加者は、登録申請料として1,000米ドル(返金なし)を国連事務局の口座に振り込む(口座情報は、事務局より連絡がある)。⁹

③DOEは、

- (a) プロジェクト参加者から提出された書類に不備がないかをチェック
- (b) “CDM: Proposed new methodology form” (form F-CDM-PNM)を完成
- (c) 登録申請料の納付情報とともに、国連事務局に対して上記書類を提出

④DOEが登録申請料の支払い情報を提出したら、事務局は提出された書類に不備がないかどうかを、提出後、5営業日以内に確認する。書類に不備がなく登録申請料が納付されたことが確認できた場合、事務局はDOEに対してこれを通知する。

⑤DOEが登録申請料に関する情報を提出しない場合、もしくは書類に不備がある場合、事務局はそれをDOEに通知する。DOEは、事務局から通知のあった日から2営業日以内に未提出の情報を提出する必要がある。さもなければ、提案は不備として却下される。

⑥提案に不備がなければ、事務局による更なる評価が、

EBによって決定される優先順位に従って実施される。事務局は、最新の「CDM Proposed new methodology assessment form (form F-CDM-NMas)」に規定されている基準に従って評価を行い、提案された日から30日以内に評価報告書を準備する。

⑦事務局による評価結果は、「不適格」または「適格」かのいずれかである。提案された新規方法論が「不適格」の場合は、事務局は方法論パネルから2名のメンバーを選定して、そのメンバーに対して評価報告書を送付し独立した評価を実施してもらう。両名が事務局の「不適格」の評価を追認した場合には、事務局は評価報告書をプロジェクト参加者に送付すると共に、そのコピーをDOEにも送付する。不適格とされた新規方法論の提案のそれ以上の検討はされない。

⑧選定メンバーのうち1人でも事務局の「不適格」の評価を追認しない場合は、メンバーもしくはメンバーらは評価報告書を修正し、その新規方法論の提案は適格であるとみなされる。¹⁰ 新規方法論の提案が適格と評価された場合、

- (a) 事務局は、新規方法論の提案に参照番号を付与し、CDM-NMをUNFCCCのウェブサイト上で公開し、15日間の間、パブリックコメントを募集(最新のCDM: Proposed new methodology—public comment form (F-CDM-NMpu)を使用)する。
- (b) 事務局はパブリックコメント募集について、ニューズレターで告知する。
- (c) パブコメ期間終了後、UNFCCCのウェブサイト上で寄せられたコメントを公開する。

⑨PNMが取り扱う技術的観点の課題に応じて、方法論パネルの議長の許可を得た上で、事務局は1、2名の独立専門家を“roster of experts”から選出してデスクレビューを実施する。特に技術的な観点からの精査が必要でないものに関しては、以下の手続きに移る。

- (a) 当該PNMに対するパブリックコメントを入れ込んだ上で、勧告案(draft recommendation)を作成する。
- (b) 方法論パネルから2名のメンバーを選出し、PNMの評価を依頼する。

9 提案した新方法論が承認され、その方法論を用いた最初のプロジェクトが登録された場合、同額(1,000米ドル)がプロジェクト登録費用、又はShare of proceedsから減額される。

10 当該方法論パネルの1名以上が事務局の評価レポートの妥当性に合意しない場合の手続きは、事務局がパブリックコメント、必要に応じて実施される独立専門家の評価結果を踏まえた改訂版の評価レポートを作成して、再度担当した1名以上の方法論パネルのメンバーに送付する。当該方法論パネルメンバーが第一次勧告(initial recommendation)を作成する。

(c) (b)の評価結果を踏まえて、方法論パネルにおける検討のための第一次勧告 (initial recommendation) を作成する。

⑩方法論パネルは、プロジェクト参加者からの提案、及び第一次勧告を検討して、EBからの別途ガイダンスが無ければ、連続する4回の方法論パネルのミーティングの中で当該PNMに対する最終勧告を作成する。なお、当該PNMの検討状況に合わせて、事務局は方法論パネルの検討に貢献するために、当該方法論の再フォーマット版を作成する。

⑪当該PNMを検討する各方法論パネルミーティングにおいて、方法論パネルは、当該方法論の検討の成果を以下のいずれかのかたちで方法論パネルレポートに記述する。

- (a) EBに対し「当該PNMを承認する」と勧告する (A 評価)
- (b) EBに対し「当該PNMを承認しない」と勧告する (C 評価)
- (c) プロジェクト参加者に対して予備的勧告 (preliminary recommendation) を行う^{11,12}

但し、当該PNMを継続審議する際は、「検討中 (work-in-progress : WIP)」として、その理由の概要とともに、方法論パネルレポートに記述する。

⑫方法論パネルが、当該PNMの承認に関して3回のミーティングの中で勧告するかどうか合意に至らない場合、事務局は次回EBミーティングにおいて未解決課題 (unresolved issues) を提示する。EBは、以下のいずれかを指示する。

- (a) 当該PNMの検討を継続する
- (b) 方法論パネルの次回ミーティングにおいて、当該PNM検討の結論を出す

⑬方法論パネルが、当該PNMの承認に関してEBに勧告することに合意した場合¹³、事務局はUNFCCC CDM ウェブサイトに、以下の事項を公開する。

- (a) 最終勧告 (final recommendation)
(CDM: Proposed new methodology(form CDM-NM))
- (b) 最終勧告の概要 (summary recommendation)
(CDM: Proposed New Methodology - Meth Panel summary recommendation to the Executive Board - (form F-CDM-NMSUMmp))
- (c) 当該PNMに基づいて再フォーマットした新方法論

⑭方法論パネルが、当該PNMの承認に関してEBに勧告することに合意しない場合、事務局はUNFCCC CDM ウェブサイトに、以下の事項を公開する。

- (a) 最終勧告 (final recommendation)
(CDM: Proposed new methodology(form CDM-NM))
- (b) 最終勧告の概要 (summary recommendation)
(CDM: Proposed New Methodology - Meth Panel summary recommendation to the Executive Board - (form F-CDM-NMSUMmp))

⑮プロジェクト参加者は、いかなる「不適合」とされたPNM及びEBにより却下されたPNMも、本手順に沿い、いつでも再提出することが可能である。

以上のとおり、新方法論の提案は、プロジェクト参加者に対して非常に複雑かつ長期間にわたる対応を求めるものとなっている。

11 方法論パネルが、当該PNMに関して予備的勧告 (preliminary recommendation) を行う場合、事務局はUNFCCC CDMウェブサイトにて“CDM: Proposed new methodology” (form CDM-NM) の形式でこれを公開し、同時にプロジェクト参加者とDOEにこれを送付する。予備的勧告の中に「明確化 (clarification)」が必要な事項に関して、プロジェクト実施者は予備的勧告を受理してから4週間以内に、当該事項に関する資料等を事務局に提供する。事務局を通じて資料を受け取った方法論パネルは、次のミーティングにおいて当該PNMを検討する。明確化するべき事項に対応した結果、提出したPNMや暫定PDDを変更する必要がある場合は、それらを変更するとともに、変更部分がかかる形 (例えば、見え消し、色分け等) で再提出する。事務局は、これらの「明確化」の結果をEBに送付するとともに、UNFCCC CDM ウェブサイトで公開する。

12 当該予備的勧告が掲載されている方法論パネルミーティングレポートが公開されてから3ヶ月を超えて、プロジェクト参加者が返信 (response) をしない場合は、当該PNMは「取消 (withdraw)」されたものとみなされる。

13 方法論パネルがEBに対して当該PNMの承認を勧告する場合、事務局は、当該PNMが最終検討される方法論パネルミーティングの2週間前までに、再フォーマットした方法論案をプロジェクト参加者に送付して、一定の期間 (within a defined timeframe) でプロジェクト参加者からコメントを求める。プロジェクト参加者は、再フォーマットした方法論が当該CDMプロジェクトに適用可能であるか、適用不可である場合はどこを変更する必要があるか、事務局に情報提供する。方法論パネルは、プロジェクト参加者の変更の要請を検討するが、その要請が当該方法論に入れ込めない場合、当該プロジェクト実施者の要請を入れ込まないまま、EBに勧告する場合もある (但し、入れ込めない理由は付記する)。

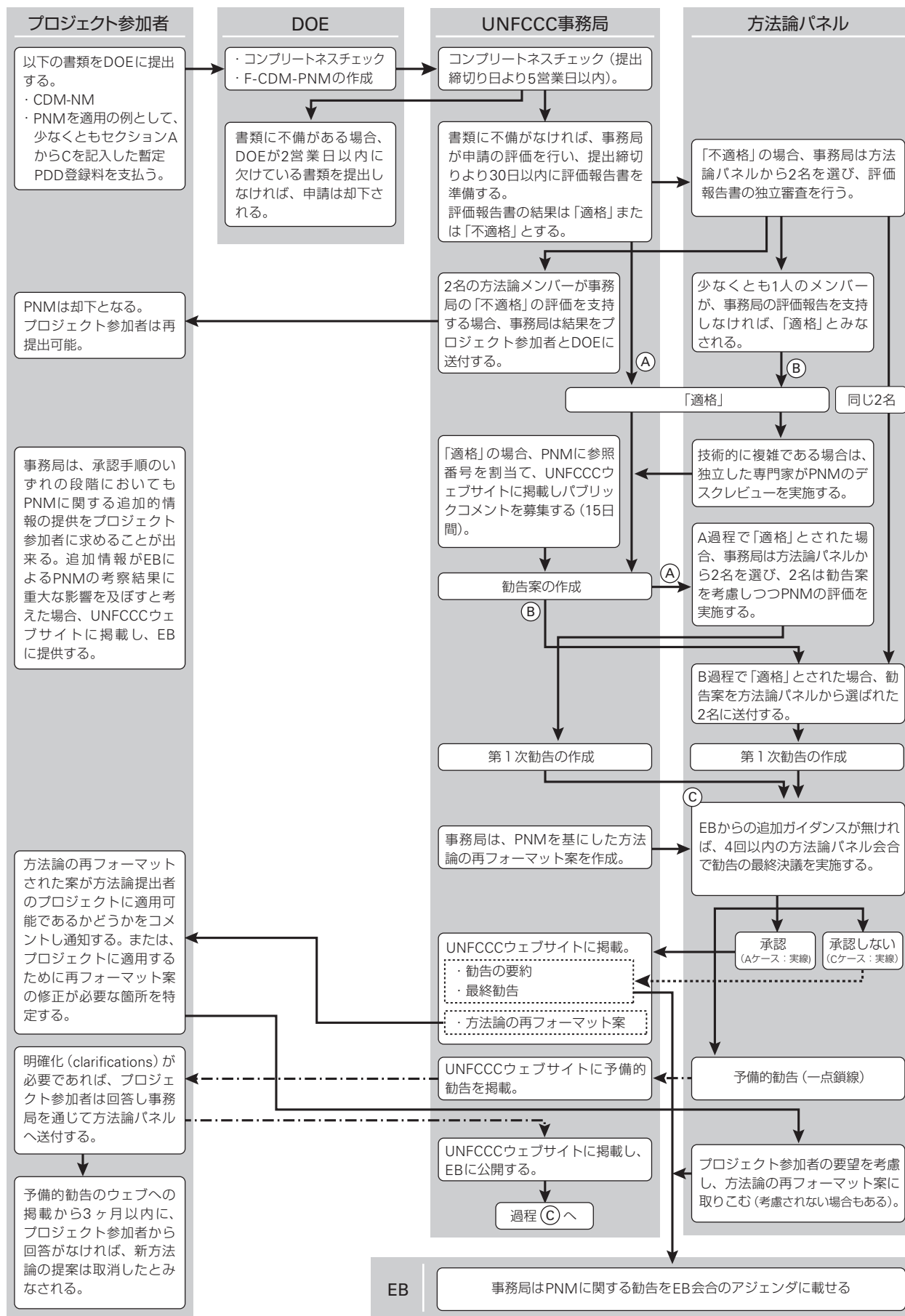


図1-7 大規模CDMプロジェクト用に提案される新ベースライン・モニタリング方法論の提出・検討に関する手順

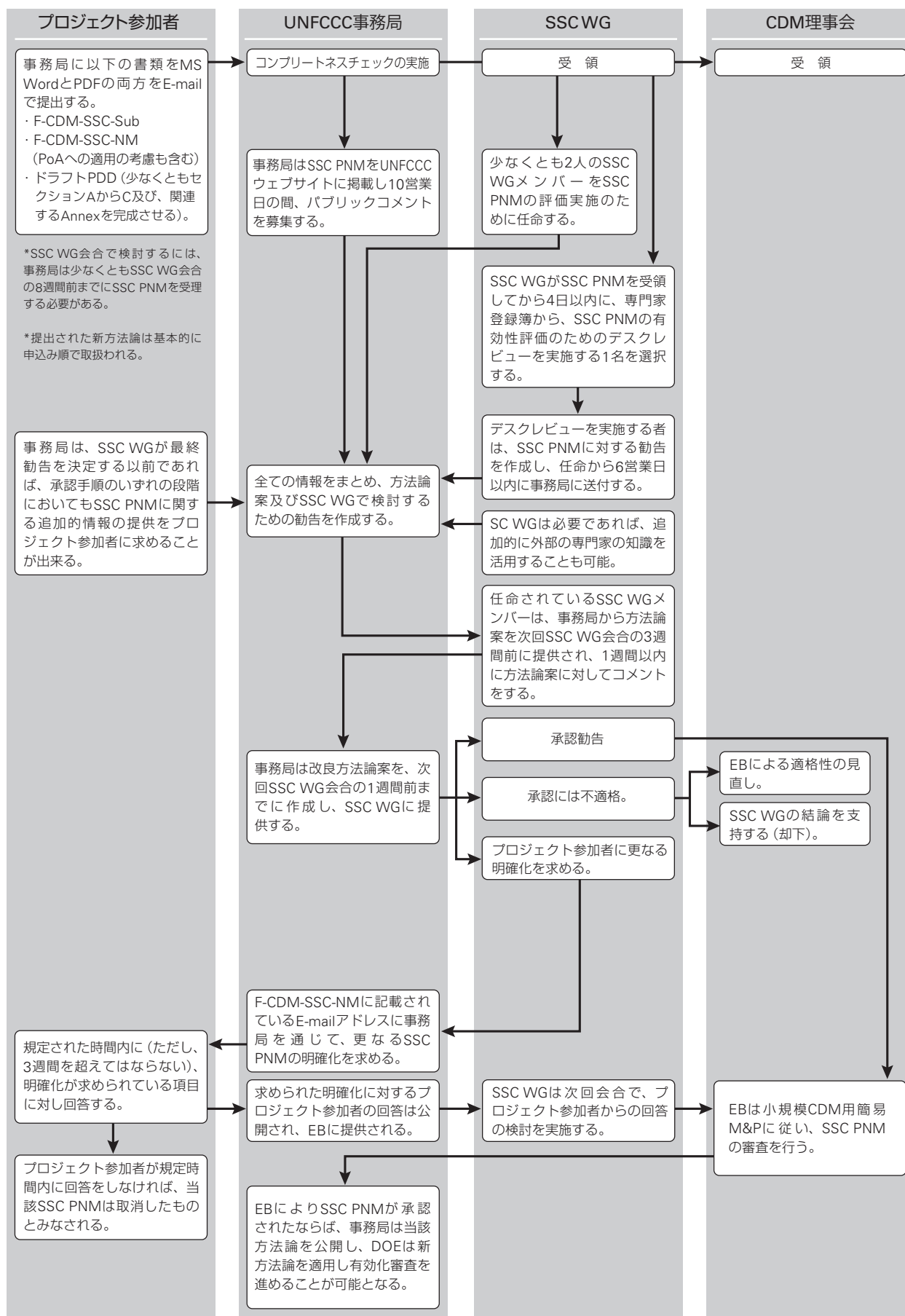


図1-8 小規模CDMの新方法論の提案に関する手順

CDMの事前の検討

「CDMの事前の検討」の実証・評価のためのガイドライン (Version 03) [国連 EB 49、Annex 22]

(a) 新規プロジェクト

- ・ 開始日が2008年8月2日以降のプロジェクトについては、プロジェクト参加者がホスト国のDNA及びUNFCCC事務局に対して書面により、当該プロジェクトの開始とCDM事業を目指す意志について通知しなければならない。
 - この通知は当該プロジェクトの開始日から6カ月以内に行う必要がある。通知には、「F-CDM-Prior Consideration」様式を用いて、プロジェクトの正確な地理的位置情報およびプロジェクトの概要を含める必要がある。
 - この通知は、プロジェクト開始前に、パブリックコメント受付のためにPDDが公開されていたり、新方法論をEBに提出している場合は必ずしも必要ではない。
- ・ 開始日が2008年8月2日以降のプロジェクトの有効化審査を行う場合、DOEは事前考慮の通知の有無について、UNFCCC事務局に対して確認する。通知が確認できない場合、DOEは当該プロジェクト実施における意志決定段階でCDMが真剣に考慮されなかったと判断する。
- ・ 通知の後、パブリックコメント受付のためのPDD公開や新方法論の提案または承認済み方法論の改正要請を行わないプロジェクトについては、プロジェクト参加者が最初の通知から2年毎にUNFCCC事務局にプロジェクトの進捗状況を報告する。

(b) 既存プロジェクト

- ・ プロジェクトの開始日が2008年8月2日より前で、かつプロジェクト開始日がパブリックコメント受付のためのPDD公開日より前のプロジェクトをCDMとして提案する場合、プロジェクトの実施に際してCDMが真剣に考慮されたことを証明することが必要であり、そのためには以下のような要素が満たされている必要がある。
 1. プロジェクト参加者がプロジェクト開始日より前にCDMを認知しており、CDMによる便益がプロジェクト実施における決定的な要素であった。このための根拠として、例えば、取締役会による「CDMプロジェクトとして実施するという決定に関する議事録」や「覚書」が挙げられる。
 2. 信頼できる根拠により、事業実施と平行して、CDMとしての位置づけ確保のための継続的かつ実質的な活動が行われていたことを示す。この根拠としては、例えば、CDM/PDD/方法論に関するサービスを提供するコンサルタントとの契約、排出削減量購入契約書 (ERPA)、将来のCER販売に関連する文書、有効化審査のためのDOEとの契約書や交渉文書、新方法論の提案、新聞への公表、DNAとの面談、DNAまたはUNFCCC事務局との事前のやりとりが挙げられる。

(c) DOEの対応

- ・ 実質的かつ継続的なCDM化に関する活動の評価は、DOEによって有効化されるものであるが、その評価は上記(b)2.に示す書類を用いて、それらの書類の信頼性を含めて行われるべきである。
- ・ 当該CDMプロジェクトの有効化を評価する際、以下のとおり判断する。
 1. 証拠書類とのギャップが2年以内であるとき、DOEは「CDM化に向けた継続的かつ実質的な活動が行われている」と判断する。
 2. 証拠書類とのギャップが2年以上3年未満であるとき、DOEは「CDM化に向けた継続的かつ実質的な活動が行われている」と判断する可能性もあるが、その場合は、それらの証拠書類や各種情報に基づいて、有効か否かに関するプラス又はマイナスの見解を示さなければならない。
 3. 証拠書類とのギャップが3年以上であるとき、DOEは「CDM化に向けた継続的かつ実質的な活動が行われていない」と判断する。

CDMの真剣なる事前考慮を示す上記のような根拠がDOEに提示されない場合、DOEは当該プロジェクトの意志決定においてCDMが考慮されなかったと判断する。

(3) プロジェクト設計書 (PDD) の作成

プロジェクト参加者は、プロジェクト内容とそのプロジェクトへのベースライン・モニタリング方法論の適用について記載した CDM 用プロジェクト設計書 (CDM-PDD) を作成しなければならない。その際には、CDM-PDD 様式の最新版を使用することに留意する。

2011年2月 現在、CDM-PDD第3.2版 (CDM-PDD Version 03) が最新版である。

▶ http://cdm.unfccc.int/Reference/PDDs_Forms/PDDs/index.html 第2章で、PDDの記載方法について詳細に解説する。

1.5.3

投資国・ホスト国による承認

排出削減または吸収量増大プロジェクトは、CDM プロジェクトとして正式に登録される前に、全ての関係締約国の承認を得る必要がある。関係締約国とは通常ホスト国と投資国の両国のことを示す。

締約国の承認とは、その締約国の DNA が発行する「CDM プロジェクトが自主的参加であること」を示す書面でなければならない。これには、当該プロジェクトがホスト国の持続可能な開発の達成を支援するものであることをホスト国が確認することも含まれている [CDM M&P、段落40(a)]。

締約国における CDM プロジェクト承認手続きは、各締約国が決定する。この手続きの中に、当該締約国の持続可能な開発の基準が含まれていることがある。

プロジェクト参加者は、CDM プロジェクトとして登録申請を行う前 (プロジェクト開発段階、PDD 作成段階、あるいは有効化審査段階) に、関係締約国からの書面による承認を受ける必要がある。締約国の中には、その締約国承認の申請前に、CDM プロジェクトの有効化審査を終えていることが必要となる国もあるため、関係締約国の承認手続を確認する必要がある。

その一方で、附属書 I 国が参加していなくても、CDM プロジェクトとして登録することは可能である。このようなプロジェクトは「ユニラテラル CDM」と呼ばれるが、これは CDM プロジェクトの登録には必ずしも附属書 I 国の承認が必要ではないことを意味している。附属書 I 国は、プロジェクトに対する承認レターを EB に提出した後であれば、ユニラテラル CDM プロジェクトから発生す

る CER を獲得することができる [CDM EB 18 レポート、段落 57]。附属書 I 国がユニラテラル CDM から CER を獲得するためには、非附属書 I 国によってプロジェクト参加が認められた附属書 I 国の事業者の法人用保有口座の代表者が、当該国の国別登録簿内の口座に CER の移転申請をしなければならない [CDM EB 20 レポート、段落 71]。

1.5.4

有効化審査と CDM プロジェクトの登録

有効化審査と登録手続きについて、図 1-9 に示す。

(1) 有効化審査

提案するプロジェクトが、CDM の要件を満たしているかどうかを DOE が個別評価するプロセスを有効化審査という。プロジェクト参加者は有効化審査を実施する DOE を選定し、その DOE と契約を締結する。

まずプロジェクト参加者は DOE に PDD を提出する。DOE はその PDD を審査すると同時に、PDD を一般に向けて公開しパブリックコメントを受け付ける。PDD の審査過程において、DOE は改善行動要請 (Collective Action Requests : CARs) を通じて明確化・改善すべきポイントをプロジェクト参加者に連絡する。プロジェクト参加者は、DOE からの指摘に対して回答を行い PDD の質の向上を行う。パブリックコメント受付期間終了後、DOE は提案されているプロジェクトが有効かどうかを決定し、その結果をプロジェクト参加者に通知する。

■ 有効化審査のポイント

DOE は下記 (a) から (g) の CDM としての有効性要件を満たしているかどうかを確認するために PDD と他の関連文書を審査する [CDM M&P、段落 37]。

- (a) 以下の CDM への参加要件を満たしていること [CDM M&P、段落 28-30]。
- CDM プロジェクトへの参加は自主的である。
 - CDM に参加する締約国は、CDM のための国家機関 (DNA) を設立している。
 - 非附属書 I 国は、京都議定書の締約国であれば CDM プロジェクトに参加できる。
- (b) 現地の利害関係者からのコメントを受け付け、そのコメントの要約を提示し、その受け付けたコメ

- ントに対してどのような対応を取ったかに関する報告をDOEに提出していること。
- (c) プロジェクト参加者は、プロジェクトによる環境影響の分析に関する文書をDOEに提出していること。その影響が重大であるとプロジェクト参加者あるいはホスト国が考える場合には、プロジェクト参加者はホスト国が定める手続きに従い、環境影響評価を実施しなければならない。
- (d) プロジェクトはそのプロジェクトがなかった場合と比較し、追加的な人為的GHG排出量を削減しなければならない〔CDM M&P、段落43-52〕。
- (e) ベースライン・モニタリング方法論は、以下に關係する要件を満たしていること。
- 事前にEBに承認されている方法論。
 - 新方法論の作成は、CDM M&P 段落38の実施手順に従っていること。
- (f) モニタリング、検証、及び報告に関する規定が、決定17/CP.7、Annex及びCMPによる関連決定に従っていること。
- (g) プロジェクトが、決定17/CP.7、Annex及びCMPとEBによる関連決定で規定されている他のすべてのCDMプロジェクトの要件に従っていること。

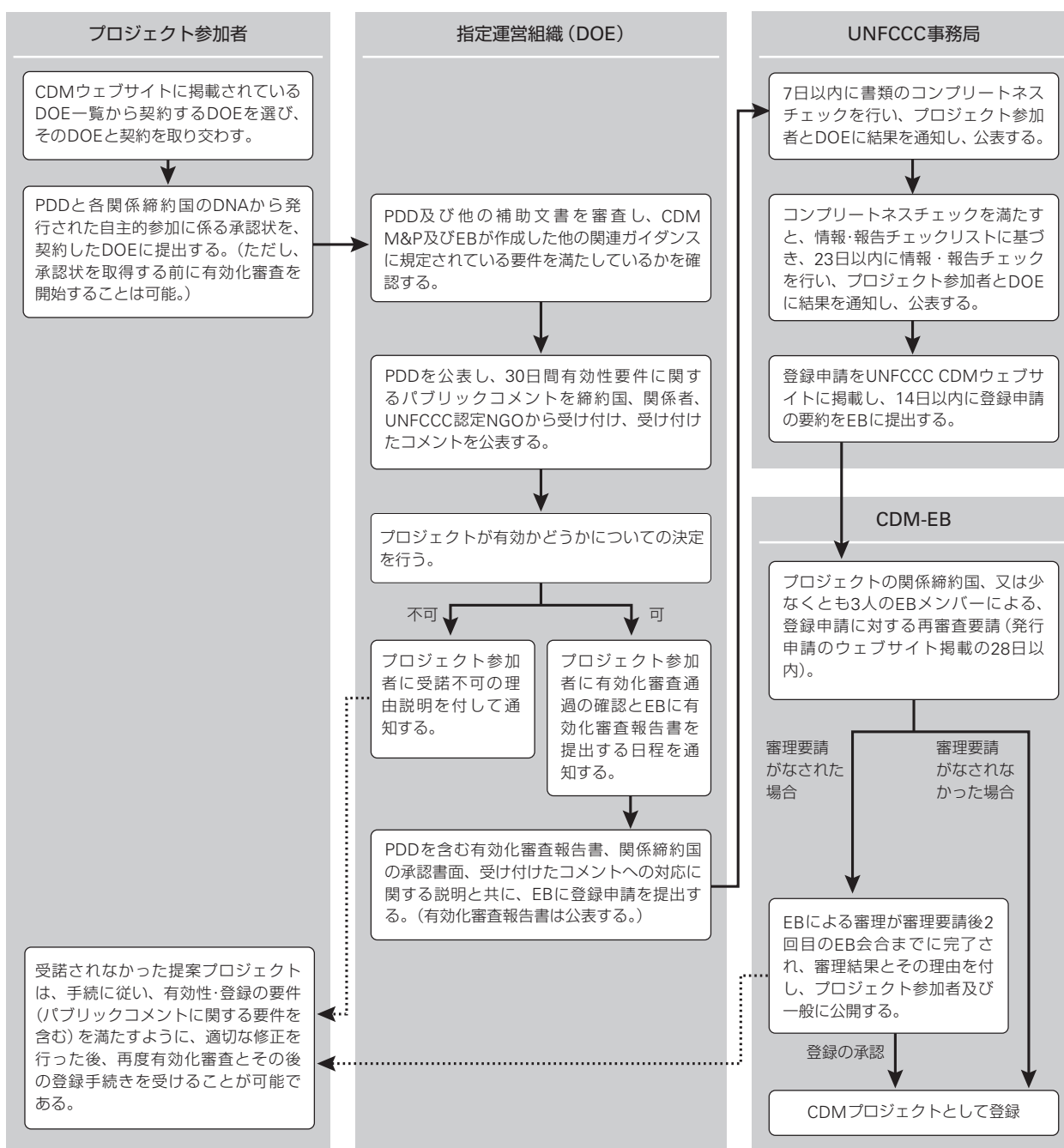


図1-9 有効化審査及び登録の手続き

EBは、DOEの有効化審査の品質の向上と迅速化のために、有効化審査・認証マニュアル(VVM: CDM Validation and Verification Manual)を採択した。DOEが、VVMに記載された要求事項に従って有効化審査及び検証を行うことで、有効化審査の品質と一貫性を向上させることができる[図EB 55、Annex 1]。

承認済み方法論が改訂された場合、パブリック・コメント受付のために公開しているPDDを方法論が改訂された日から8ヶ月以内に登録申請できなかった際には、改訂後の方法論を適用してPDDを改訂する必要がある。なお、改訂したPDDについては、EBからガイダンスがない限り、登録申請前に再度公開する必要はない[図EB 50、Annex 48、段落6]。

また、DOEは、当該プロジェクトに関して、承認済み方法論からの逸脱(deviation)がある場合には、登録申請前に、EBに対してその逸脱に対してどのように対応する予定なのかを説明する必要がある。なお、この場合、EBからのガイダンスが無ければ、それ以上、手続きを進めることができない[図EB 49、Annex 4]。

(2) 登録

登録とは、有効化審査を終えたプロジェクトがCDMプロジェクトとして正式にEBにより承認されることである。登録は、そのプロジェクトに関するCERの検証・認証・発行の前提条件である。

図1-9に示すように、DOEから提出された書類は、UNFCCC事務局により申請書類に不備がないかのチェックを受ける(completeness check)。UNFCCC事務局に登録料が納められ、申請書類に不備がないと認められた段階で「受理」とみなされ、UNFCCCのサイト上に“Requesting registration”として公開される。その後、関連書類はEBに提出され、登録申請受理日から28日以内に[図EB 55、Annex 40]、プロジェクトに参加している締約国または3名以上のEBメンバーからの当該CDMプロジェクトに対するレビュー要請がなければ、当該プロジェクトは登録される。

EBによるレビューは以下の規定に従って行われる。

- レビューは有効性要件に関するものに限られる。
- レビュー要請がなされた後、2回目のEBの会合までにレビューを完了しなければならない。レビュー結果とその理由はプロジェクト参加者と一般に公開される。

RIT(Registration and Issuance Team)は、EBが登録申請済みのプロジェクトを評価する際にその活動を補助する。EBメンバーはRITの評価結果を参考にして、レビューの必要性について決定する。

CDMプロジェクトの登録とレビューに関する詳細な手続きについては、UNFCCC CDMウェブサイトの「Procedures」ページの以下の文章等で参照可能である。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures/index.html>

- CDMプロジェクトの登録手続き
(Procedures for requests for registration of proposed CDM project activities)
[図EB 59、Annex 12]
- プロジェクト登録要請案件のレビュー要請手続き
(Procedure for review of requests for registration) [図EB 55、Annex 40]

EBは、「レビュー要請及びレビュー案件の検討ガイドライン(Guidelines for the consideration of request for review and review cases)」を採択し、レビュー過程での意思決定のための主要な基準(major criteria)をまとめている[図EB 59、Annex 14]。

近年、いくつかプロジェクトが、料金設定が国の政策や補助金と関連し不適切である(application of inappropriate tariffs)可能性のために却下されている。そのためEBは、該当するプロジェクトの参加者とDOEに対し、適用する料金表についての定量化された情報や関連する政策及び補助金に関する情報の提供を求めている[図EB 49、段落48][図EB 51、段落68-70]。

(3) 登録済みPDDの記載内容からの変更

登録済みのCDMプロジェクトであっても、その後にPDDの記載事項と異なる、永続的な変更事項があった場合は、DOEは登録済みPDDからの変更としてEBに通知し、変更の承認を求める必要がある。以下に、「登録済みPDD記載事項と異なるタイプの変更の評価ガイドライン(Guidelines on assessment of different types of changes from the project activity as described in the registered PDD)」[図EB 48、Annex 67]の概要を示す。なお、このガイドラインは、「登録済みPDD記載事項の変更要請・通知手続き(Procedures for notifying and requesting approval of changes from the project activity as described in the registered PDD)」[図EB 48、Annex 66]を参照しつつ利用すべきである。

■ プロジェクト活動の追加性に影響を及ぼす変更事項

[圖表EB 48、Annex 67、段落4-11]

- プロジェクト登録の時点で証明された投資分析又はバリア分析の妥当性に影響を及ぼす可能性のある変更があれば、プロジェクト活動の追加性に影響を及ぼす。
- そのような変更には以下が含まれる。
 - (a) 設備容量や導入数の増大、またはPDDの記載内容より低い技術レベルの採用による有効出力容量や導入数の減少による設備能力の実質的な変更
 - (b) 構成要素の追加または技術の拡張
 - (c) 複数のサイトを一つのプロジェクトとして登録したが、そのうちの一つ(または複数)のサイトの追加または削減
 - (d) プロジェクト参加者がコントロールし、PDDの中のInternal Rate of Return (IRR) のベンチマーク比較に影響を及ぼす可能性のある排出削減量の決定に関する実際の運転パラメータの値の違い
- プロジェクト登録時のプロジェクトの追加性は、CDMプロジェクトとして推進するという決定がなされた時点のプロジェクト特定条件(投資/コスト変数、障壁、関連規則等)を反映している。したがって、プロジェクトがPDDに記載されている内容にそって実施されないのであれば、この条件は変化するのでプロジェクトの追加性について再評価されるべきである。
- DOEはオリジナルのデータ・情報に基づいた仮説が正しいとするならば、PDDに記載された影響を受けるデータや情報の由来を、評価し審査する必要がある。
- 追加性の再評価は、すべてオリジナルの入力データに基づくものとする。例えば投資分析の場合、基本的にはオリジナルのスプレッドシート計算を用いて変更すべき主要パラメータのみを変更する。
- 追加性の証明でバリア分析のみ実施されている場合、新たな状況でなぜそのバリアが有効であるかについて説明される必要がある。

■ CDMプロジェクトの規模の変更 [圖表EB 48、Annex 67、段落10-11]

- CMPIによって作成された小規模CDMプロジェク

トの基準を満たさない変更がある場合、小規模プロジェクト活動に適用可能な簡易型の様式は、適用できない。

- この規模の変更の評価は、CMP決定による小規模CDMのタイプ別(タイプI、タイプII、タイプIII)に行う。

■ ベースライン方法論の適用や適用可能条件に影響を及ぼす変更 [圖表EB 48、Annex 67、段落12-13]

- プロジェクト活動の実施における変更が、(a) オリジナルの方法論の適用が適切でない (b) 他の方法論の適用が適切 (c) 他のベースラインシナリオの方がより適切である場合に適用される。
- ベースラインはプロジェクト固有のものであり、したがって、プロジェクト活動がPDDに記載されているとおりに実施されない場合、プロジェクトのベースライン方法論の適用可能条件及び適用について再評価しなければならない。

■ クレジット期間の開始日の変更 [圖表EB 52、Annex 59]

- クレジット期間の開始日がプロジェクト登録日以前であるプロジェクトでは、クレジット期間の開始日の変更を要請することは出来ない。
- クレジット期間の開始日がプロジェクト登録以降であるプロジェクト参加者は、クレジット期間の開始日の変更が要請可能である。その場合、参加者は、
 - クレジット期間の開始日を早めることを事務局に通知する (PDDに記載されている日から最大1年までさかのぼり変更することが可能)。
 - クレジット期間の開始日を遅らせることを事務局に通知する (最大1年まで。ただし、当該プロジェクトが後発途上国 (Least Developing Country : LDC) で実施されている場合は2年まで)。
 - クレジット期間の開始日を1年以上2年未満で遅らせる場合、及び2年以上4年未満で遅らせる場合 (LDCでのプロジェクトの場合) は、DOEが確認書を事務局に提出し要請する必要がある。
- プロジェクト参加者は一つの登録されているプロジェクト活動に対し、一度だけクレジット期間の開始日の変更を要請することが可能である。

1.5.5

CDMプロジェクトのモニタリング

モニタリングからCER発行までの手続きを図1-10に示す。

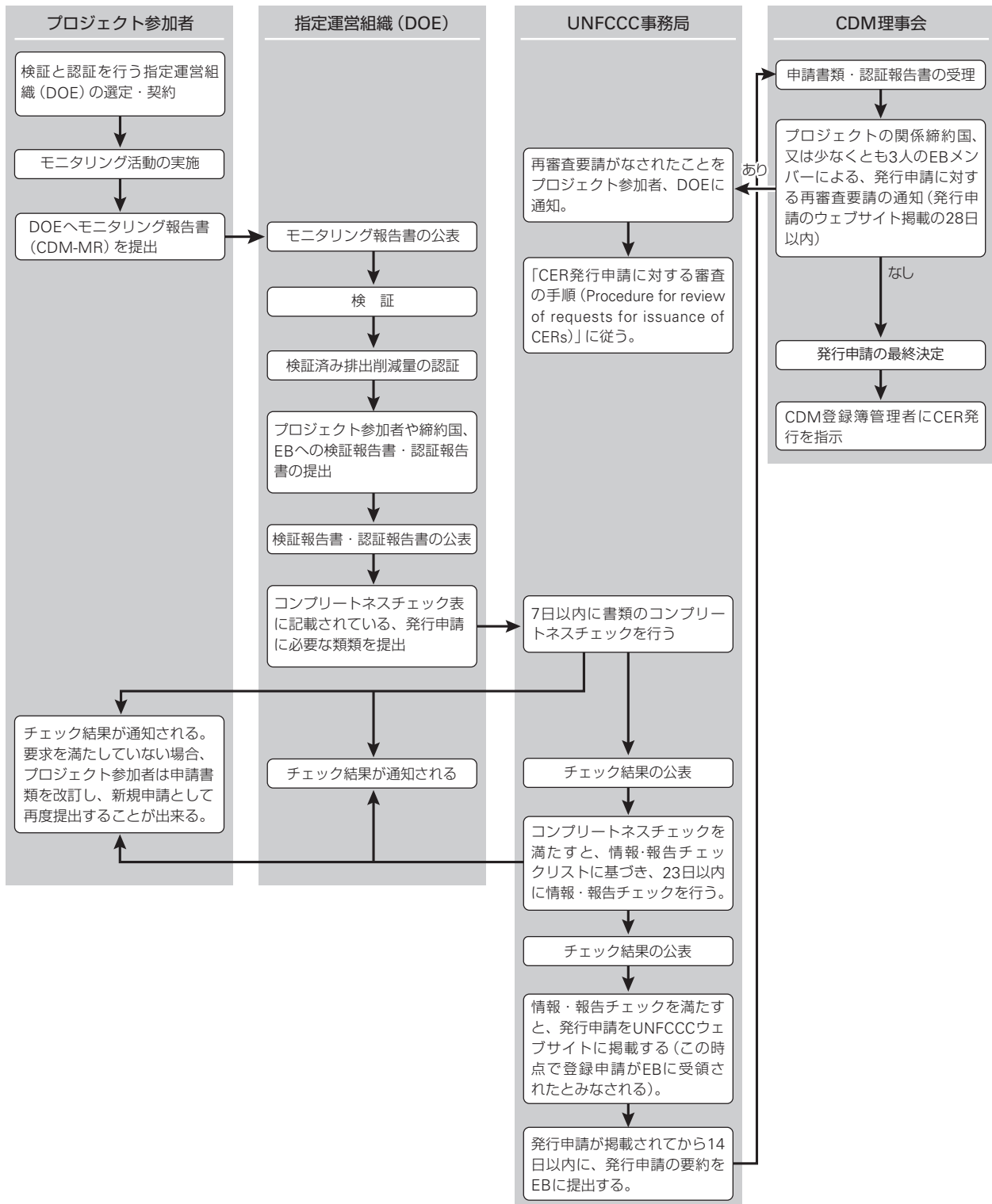


図1-10 モニタリングからCER発行までの手順

(1) モニタリング活動の実施

図1-9で示されているように、CER発行のためには、まず、登録済みPDDに記述したモニタリング計画に従ってモニタリング活動を適切に実施することが必要である。これは、検証、認証、そしてCER発行の必要条件となっている[CDM M&P、段落56-58]。

プロジェクト参加者は、検証及びCER発行対象期間のモニタリング報告書を作成するが、対象期間については、プロジェクト参加者の意向によって異なる。例えば、実際に既に発行されたCERの検証期間の幅は、1ヶ月から7年まで様々である。モニタリング報告書には、以下に示すモニタリング計画のすべての項目を含まなければならない[CDM M&P、段落53]。

- クレジット期間中にプロジェクトバウンダリー内で発生する人為的GHG排出量を推計、もしくは測定するために必要なすべての関連データの収集・保管
- クレジット期間中にプロジェクトバウンダリー内で発生する人為的GHG排出量のベースラインを決定するために必要なすべての関連データの収集・保管
- クレジット期間中にプロジェクトに明白に起因するプロジェクトバウンダリー外における重大な人為的GHG排出増加量の発生原因の特定とデータの収集・保管
- CDM M&P 段落37(c)の条項(プロジェクトによる環境影響についての分析)に関連する情報の収集・保管
- モニタリングプロセスのための、品質保証と品質管理の手順
- 提案されたCDMプロジェクトによるGHG排出削減量及びリーケージの影響の定期的な算定の手順
- 排出削減量とリーケージの算定に関するすべての手順を示す書類

(2) 検証と認証に必要なモニタリング報告書のDOEへの提出

DOEは、モニタリング計画に記述されている期間に達成された排出削減量について検証と認証を実施する。プロジェクト参加者は、当該プロジェクトで有効化審査を実施したDOEとは別のDOEを選定し、契約を結ぶ必要がある。ただし、EBに対して要請を行えば、同一のDOEが同一のCDMプロジェクトに関する有効化審査と検証・認証の両方を実施することが許可される場合もある。小規模CDMプロジェクトの場合、同じDOEが有効化審査、検証、認証を担当できる。

「モニタリング報告書(Monitoring Report Form (Version 01) : CDM-MR)」[CDM EB 54、Annex 34]は検証プロセスに必要な基本書類となる。モニタリング報告書は下記の項目を完全に備え、登録済みのPDDに記述されているモニタリング計画と一致していなければならない。

- プロジェクト活動の実施状況
- 実際のプロジェクト活動運営

- プロジェクト活動に適用されている承認済みモニタリング計画
- モニタリング手順
- ベースライン及びプロジェクト排出量
- リークエージ排出量
- モニタリング期間中の排出削減量(モニタリング項目と排出削減量計算方法を含む)

プロジェクト参加者は完全なCDM-MRを補足資料と共に、検証を行うDOEに提出しなければならない。

なお、DOEは検証の過程で、当該プロジェクトのモニタリング方法がモニタリング方法論に沿っていない、もしくはPDDに記載されているモニタリング計画に従っていない場合は、モニタリング計画の改訂を要請する必要があるが、プロジェクト参加者はEB議長が承認するまでモニタリング計画を改定することはできない[CDM EB 49、Annex 28]。

また、モニタリング中のモニタリング機器の校正頻度は、モニタリング計画によって規定されている頻度で実施する必要がある、モニタリング機器の校正頻度の遵守に関して「校正頻度要件遵守に関するガイドライン(Guideline for assessing compliance with the calibration frequency requirements)」が制定されている[CDM EB 52、Annex 60]。

(3) モニタリング報告書における陥りやすい誤り

モニタリング報告書における陥りやすい6つの誤りとそれに対応するための対応策を紹介する。

▶ 陥りやすい誤り その1

登録済みのPDDに記載されているモニタリング計画は理想的だが、実践に反映されていない。

○対応策：登録済みPDDのモニタリング計画書に記載されている内容が実際に遵守され、適切な証拠によって証明されるためには、以下の各項に従うことが望ましい。

- 記載されている項目・内容をプロジェクト参加者が確実かつ円滑に実施することができるように、適切な段階を踏んで導入する。また、DOEは有効化審査時に、実施のための体制が整っていることを確実に検証する必要がある。
- CDMプロジェクトの初期検証において、矛盾点を確実に解決する。

- プロジェクト参加者が定期的な内部監査を実施し、活動を修正するようなプロセスを構築する。

▶ 陥りやすい誤り その2

モニタリングシステムが存在しない。経験上、最も多くみられるシステムの欠如は、校正の手続きと証拠に関わるものである。

○対応策：モニタリングシステムが計画どおりに構築されることを必ず確認する。なお、モニタリングシステムの校正、メンテナンス、内部監査、非常時対応準備、修正活動及びパフォーマンス調査に関わるすべての手続きは、有効化審査段階または初期検証中に策定されている必要がある。

手順を策定するにあたっては、関係する全職員の役割、責任及び権限を明確に定めなければならない。

▶ 陥りやすい誤り その3

PDDの推定値と実際のモニタリング値に大きな隔たりがあり、PDDの推定値よりCER申請量が大きくなっている。(CDMプロジェクトがベースライン排出量の事後モニタリングを含む場合のみ起こりうる。)

○対応策：プロジェクト参加者はモニタリング報告書に、PDDに詳述された事前推定値と、実際にモニタリング報告書で申請されたCERとの差の批判的分析を記載しなければならない。このような分析は、DOEの検証報告書にも記載すべきである。たとえば、より多いCERの申請が定格出力を超える生産水準の上昇によるのであれば、外力によって定格出力が上回ったことを裏づける技術的な証拠とともに説明しなければならない。

▶ 陥りやすい誤り その4

事後モニタリングが認められない。(モニタリング報告書が事前に決定されたベースライン値を採用している場合が散見される。)

○対応策：モニタリング報告書の作成に取りかかる前に、PDD、有効化審査報告書及び適用される承認方法論を見直し、理解することが推奨される。さらにDOEによるプロジェクトの内部監査や初期検証が推奨される。

▶ 陥りやすい誤り その5

モニタリング値の計算結果の詳細が入手できない。

○対応策：モニタリング報告書には数値を証明し、計

算が正確であることを示すスプレッドシートを添付することが望ましい。

▶ 陥りやすい誤り その6

現行の環境許可基準及び法的義務を満たしていない。

○対応策：適用されるすべての責務を遵守するための要件と、関連する記録・証拠を厳守・管理する責任を確実にする管理手順を確立しなければならない。

1.5.6

CERの検証、認証、発行

(1) 検証と認証

DOEは、プロジェクト参加者からモニタリング報告書を受け取り次第、モニタリング対象期間中にCDMプロジェクトの結果発生した排出削減量を検証しなくてはならない。検証過程の間、DOEは以下のことを実施しなければならない。

- 提出されたプロジェクトの関係書類が登録済みのPDDの必要条件と関連規定を満たしているかどうかを決定する。
- (必要に応じて)現地査察を実施する。
- (必要に応じて)他の情報源からの追加データを参照する。
- モニタリング結果をレビューし、GHG排出削減量の推計においてモニタリング方法論を適確に適用したかどうか、書類はすべて揃っておりその内容に透明性があるかどうかを検証する。
- 必要であれば、プロジェクト参加者に、将来のクレジット期間においてモニタリング方法を適切に変更すべきことを勧告する。
- 登録済みPDD及びモニタリング計画に記載される算出手順を用いて、プロジェクトがない場合には実現しなかったであろうGHG排出削減量を決定する。
- 実際のプロジェクトと登録済みPDDに記載されている活動との整合性に関する懸案事項を特定し、プロジェクト参加者に通知する。プロジェクト参加者は、懸案事項の改善に取り組み、関連する追加情報を提出しなくてはならない。
- 検証報告書をプロジェクト参加者、締約国、EBに提出する。報告書は公表しなくてはならない。

[CDM M&P、段落62]

プロジェクト参加者は検証過程の間、DOEの要求に応じて説明や追加情報を提出する必要がある。

特にDOEの現地査察時には、運用記録の調査、プロジェクト参加者と地元の利害関係者のインタビュー、測定値の収集、実施方法の確認、モニタリング機材の精度検査などが行われる可能性があるため、プロジェクト参加者は、DOEからの質問に答えられるよう準備を整えておくべきである。

DOEは、検証どおりプロジェクトがGHG排出削減量を達成したということを書面で認証する。

DOEは認証過程が終わり次第、プロジェクト参加者、締約国、EBに認証における決定を書面で通知し、公表しなくてはならない[CDM M&P、段落63]。

なお、DOEは、当該プロジェクトが承認済み方法論やPDDに記載している内容からの逸脱(deviation)がある場合には、CERの発行申請前に、EBに対してその逸脱に対してどのように対応する予定なのかを説明する必要がある。DOEは、EBからのガイダンスを受けてからでなければ、手続きを進めることはできない[EB 49、Annex 26]。

(2) CERの発行

DOEによってEBに提出された認証報告書は、検証済みGHG排出削減量と同量のCER発行申請書となる[CDM M&P、段落64]。DOEは発行申請のための書類の完全性チェックリストと照らし合わせ、申請に必要な書類を提出する。プロジェクトに関係する締約国、もしくはEBメンバーの少なくとも3名がCER発行のレビューの要請(3)を行わない限り、CERの発行は発行申請の受理日から28日間で最終決定となる[EB 54、Annex 35]。発行申請が最終決定された場合、もしくはEBがレビューの結果、発行承認の決定を下した場合、EBは指定のCER量を、CDM登録簿にある理事会の保留口座(Pending

Account)へ発行するよう、CDM登録簿管理者へ指示する[CDM M&P、段落66]。

DOEがEBへ提出した発行申請の撤退を要請する場合、その手順は「発行要請取消し手続き(Procedures for withdrawal of a request for issuance of certified emission reductions)」に従う[EB 54、Annex 33]。

(3) CER発行のレビュー [EB 55、Annex 41]

CERの発行申請に対してレビューが要請されたならば(例えば、不正行為や能力に欠けるDOEによる発行を防ぐため)、プロジェクト参加者及びDOEはレビュー要請での指摘事項に対し、レビュー要請の通知から28日以内に対応しなければならない(段落8-9)。

事務局とRITは、同時且つ独立的に、プロジェクト参加者及びDOEにレビュー作業の開始を通知した日より2週間以内に評価報告書を準備・完成させなければならない(段落10-14)。その後、事務局はEBにそれぞれの評価報告書が利用可能であることを通知する(段落19)。

双方の評価報告書が同じ結論であり、10日以内に他のEBメンバーからその結論に対して異論が出されなければ、その結論はEBの最終決定となり、EBはCDM登録簿管理者にCERの発行を指示する(段落20)。それぞれの評価報告書が異なる結論を示している場合及び、または他のEBメンバーが異論を示す場合は、EBは評価報告書又は異論を受理した時期により次回又は次々回のEB会合において、発行申請の承認又は却下のいずれかを決定する(段落22-24)。

もし、EBが申請されたCER発行を承認しないと決定した場合や、DOEが不正行為、違法行為、能力の欠如といった状況にあると確認された場合、DOEはレビューの費用を弁済しなければならない。この規定では、費用が発生したときのレビューが対象となっている[EB 29、Annex 16]。

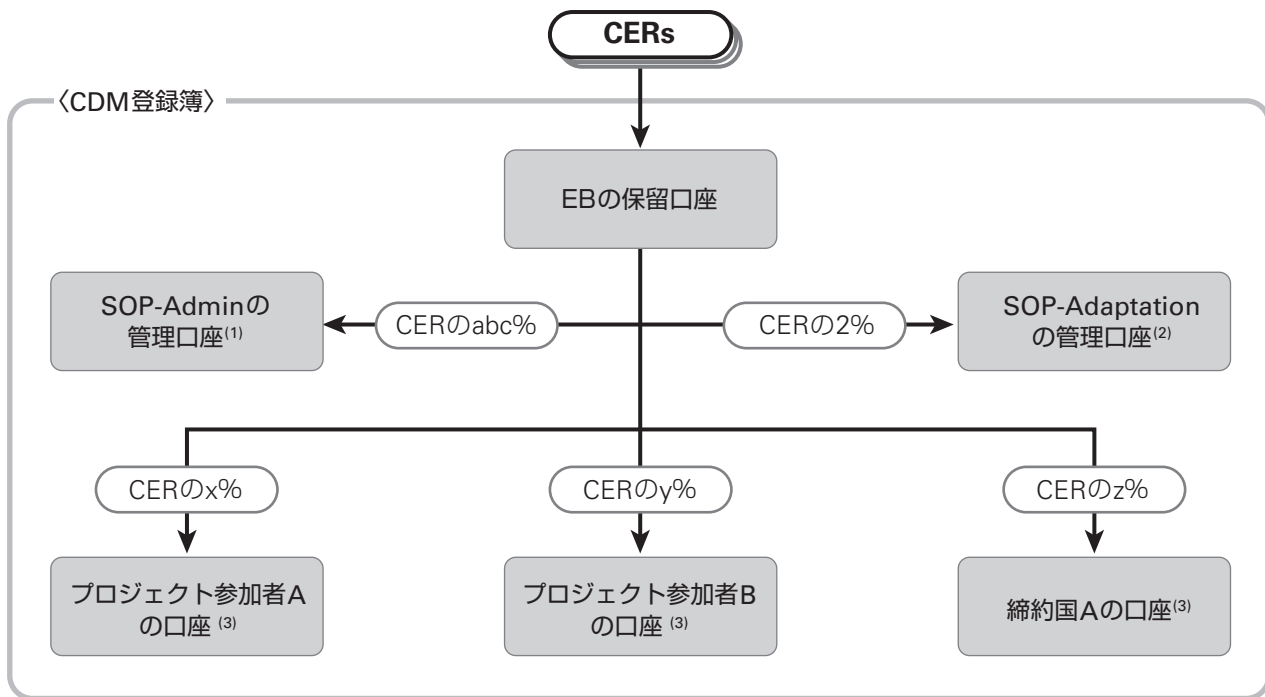
1.5.7

CERの分配

CERが発行されると、CDM登録簿管理者は、プロジェクト参加者の要請に従って、参加者の登録口座にCERを速やかに移転するが、その際、EBの事務経費への充当¹⁴

(SOP-Admin)と、気候変動に対して特に脆弱である発展途上国の適応支援¹⁵(SOP-Adaptation)に使用される収益分担金(SOP)に応じたCERをそれぞれ差し引いた後、CDM登録簿内のSOP管理のための適切な口座に移転する。図1-11は、CDM登録簿内の異なる口座へのCER発行の流れを示している。

口座	移転されるCER量
収益分担金の管理口座	EBの事務経費への充当 (SOP-Admin) に使われる収益分担金 (SOP) : CERに基づく 適応支援 (SOP-Adaptation) に使われる途上国適応支援収益分担金 (SOP-Adaptation) : 発行CERの2%
締約国とプロジェクト参加者の口座	プロジェクト参加者の申請に基づく量



(1) SOP-Adminとは、EBの事務経費へ充当される収益分担金のこと。金額はCER発行量に基づく。

(2) SOP-Adaptationとは、途上国適応支援収益分担金のこと。

(3) 永久 (permanent) もしくは暫定 (temporary) 保有口座 (holding account)。附属書 I 国や附属書 I 国のプロジェクト参加者の暫定口座は、これらの附属書 I 国や附属書 I 国のプロジェクト参加者の口座が設置される国別登録簿が機能するまでの間、EBの保留口座からCERを受領したり、CERを国家登録簿へ移転したりするために設立される [■ EB12レポート、段落35(b)]

図1-11 CDM登録簿へのCERの発行

14 後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、登録料およびSOPの支払いは免除される [■ EB 52、Annex 53]。

15 後発発展途上国におけるCDMプロジェクトについては、適応支援費用の差し引きは免除される [■ EB 52、Annex 53]。

1.5.8

京都ユニットの管理

京都ユニットの保有、移転、取得等はコンピュータ管理による登録簿を通じて追跡、記録される。登録簿は以下の特徴を持つ。

- 各附属書 I 国は、正確に京都ユニットの発行、保有、移転、取得、取消し、償却を実施するために、国別登録簿の設立し、「国別登録簿管理者」を指名し運営を行う。国別登録簿自体が明確に区分されていれば複数の締約国が共同で運営しても良い。この国別登録簿は、標準化された電子データベースの様式をとり、国別登録簿、CDM登録簿、国際取引ログ(International Transaction Log)間における正確で透明性が高く、かつ効率的なデータ交換が実施できなければならない [■CMP/2005/8/Add.2、決定13/CMP.1、Annex、p.28]。
- EBは、非附属書 I 国によるCERの発行、保有、移転、取得について正確に把握するため、CDM登録簿を設立・運営する [■CMP/2005/8/Add.1、p. 27、段落1-2]。

このCDM登録簿は、EBの管理の下で「CDM登録簿管理者」により運営される。このCDM登録簿は、標準化された電子データベースの様式をとり、国別登録簿や国際取引ログとの容易なデータ交換を実現する。また、このCDM登録簿は公開しても差し支えの無い情報はインターネットを通じて一般に公開する [■CMP/2005/8/Add.1、決定3/CMP.1、Annex、Appendix D、p.27-28]。

- UNFCCC事務局は、京都ユニットの発行、登録簿間での取得・移転、取消、失効及び補填(tCER・ICERの場合のみ)、償却、繰り越し等をチェックし有効性を検証するため、国際取引ログを設立、運営する [■CMP/2005/8/Add.2、決定13/CMP.1、Annex、段落38、p. 31]。

CER発行の手順の詳細な説明については、CDMのウェブサイトの「Procedures」にある資料を参照することができる。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/Procedures/index.html>

1.6 CDMプロジェクトサイクルに関連する費用

CDMプロジェクトの準備と実施には、2種類の費用を要する。第1の費用は、例えばフィービリティ調査費用・建設費・設備費といった初期費用、運営管理費・資本費用等・プロジェクトの開発に共通して発生する費用である。これらは、CDMプロジェクト特有の費用ではないため、本マニュアルでは詳細の説明は省略する。第2の費用は、CDMに特有の要求事項に起因するもので、「取引費用」と呼ばれることもある。以下の費用はUNFCCC事務局へ支払うものであり、COP、CMP、EBなどUNFCCCの枠組みの中で決定されている。そのため、UNFCCCの規定に従い、正確に算出する。

- 新方法論(NM)提出料(1,000米ドル：プロジェクト参加者が新ベースライン・モニタリング方法論を提出する際にのみ発生する)
- 登録料
- 事務経費充当用収益分担金 (SOP-Admin)
- 途上国適応支援収益分担金 (SOP-Adaptation)：発行CERの2%

登録料に関しては以下のように決定されている [UNFCCC EB 54、Annex 29]。

- (a) 登録料は、クレジット期間中におけるプロジェクトによる予想平均年間排出削減量に対する収益分担金である。
- (b) SOP-Adminは、ある暦年におけるCER発行要求に対して、最初の15,000t-CO₂までは0.1米ドル/CER、それを超える分については0.2米ドル/CER。
- (c) 登録料の上限は、350,000米ドルである。
- (d) クレジット期間中の予想年間平均排出削減量が15,000トン(CO₂換算)未満のCDMプロジェクトについては、登録料は発生しない。
- (e) 後発開発途上国におけるCDMプロジェクトについては、登録料およびSOPを支払う必要はない。この免

除は、CERの発行申請が公開された時点での当該国の状況を基に適用される。

- (f) CDMプロジェクトの登録件数が10件未満の国でのCDMプロジェクトでは、当該国においてCERが初めて発行されるまで登録料を支払う必要はない。この免除は、プロジェクトの登録申請が提出された時点での当該国での登録済CDMプロジェクトの数を基に適用される。
- (g) 登録料はSOP-Adminから差し引かれる。つまり、登録料は初年度の排出削減量に対して課されるSOP-Adminの実質的な前払いである。
- (h) DOEがCDMプロジェクトの登録申請を事務局がウェブサイト公開する以前に取消す場合、登録料は全額返金される。登録申請の取消しが事務局がウェブサイトに公開した後である場合、又はEBにより登録が却下された場合、30,000米ドルを超える分の登録料は払い戻される。

一方で、プロジェクト参加者が負担する以下の費用は、対象とするプロジェクト固有の状況や、サービスの提供者によって異なる。プロジェクト参加者は、自社人員によるPDD作成など、自前で作業を実施することにより費用負担を軽減することも可能である。

下記のものがDOE、コンサルタント、弁護士など第三者に支払う費用である。

- プロジェクト発掘・評価
- 新方法論開発と提出
- PDD作成
- 有効化審査
- 関係締約国承認
- 契約交渉及び弁護士費用
- モニタリング
- 検証／認証

1.7 CDMの現況

(1) 登録プロジェクトの状況

2011年2月21日現在で、2,826件のプロジェクトが登録されている。登録プロジェクト総数のホスト国別に見ると、国別の登録件数で最も多いのは中国(1,215件：43%)であり、次いでインド(619件：22%)、ブラジル(186件：7%)である。

プロジェクトタイプ別の総登録数で見ると、水力発電が834件(30%)で最も多く、次いで風力発電が547件(19%)、バイオガスが325件(12%)、バイオマス利用が317件(11%)と続き、再生可能エネルギー関連のプロジェクトが約2,023件と約7割を占めている。

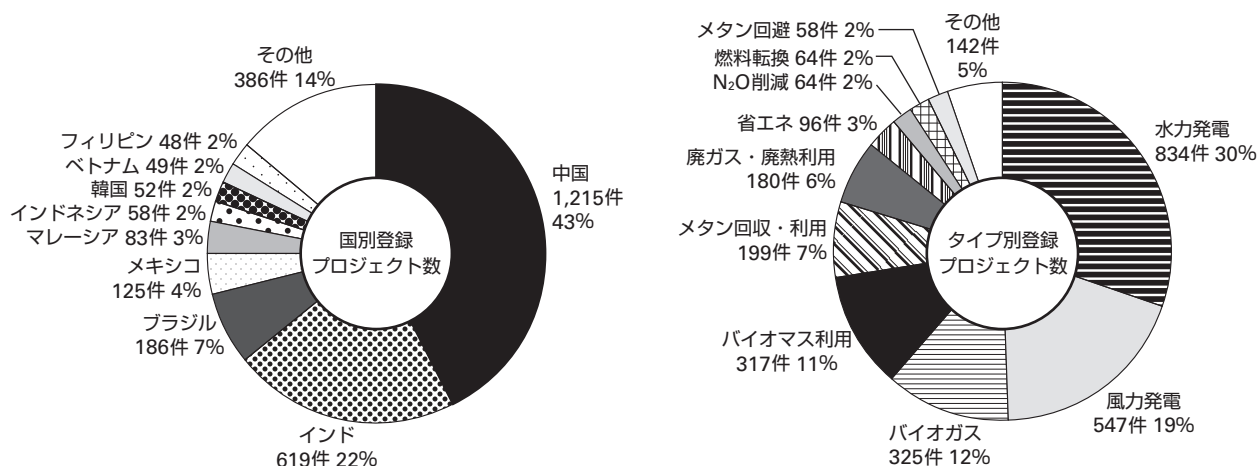


図1-12 登録プロジェクトの状況

(2) 排出削減量の状況

2011年2月21日現在の登録プロジェクトによる削減量は、2012年までに約20億4千万t-CO₂と推計されている。国別の総削減量で見ると2012年までの削減予測量で最も多いのは中国(約11億6千万t-CO₂：57%)、次いでインド(約2億8千万t-CO₂：14%)、ブラジル(約1億4

千万t-CO₂：7%)となっている。プロジェクトタイプ別総削減量で見ると2012年までの削減予測量で最も多いのはHFC削減(約4億8千万t-CO₂：24%)、次いで水力発電(約3億0千万t-CO₂：15%)となっている。

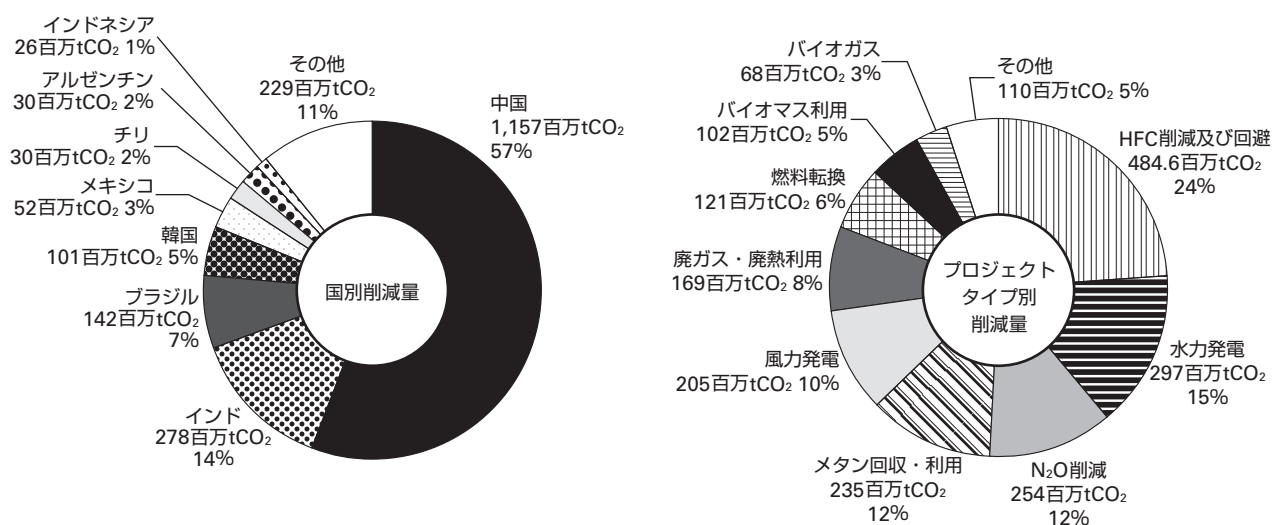


図1-13 排出削減量の状況

(3) 却下案件の状況

2011年2月21日時点での登録却下件数(累計)は180件である。国別の登録却下件数(累計)で最も多いのは中国(78件：42%)であり、次いでインド(44件：24%)、ブラジル(22件：12%)である。プロジェクトタイプ別の登録却下案件(累計)を見ると、水力発電が38件(21%)、次いで風力発電が34件(19%)、廃ガス・廃熱利用が32

件(18%)、バイオマス利用が27件(15%)、となっている。却下の主な理由としては、以下に示すものが挙げられる。

- 追加性の証明ができていない
- 投資分析で使用している値が適格ではない
- CDMの事前考慮がなされていない

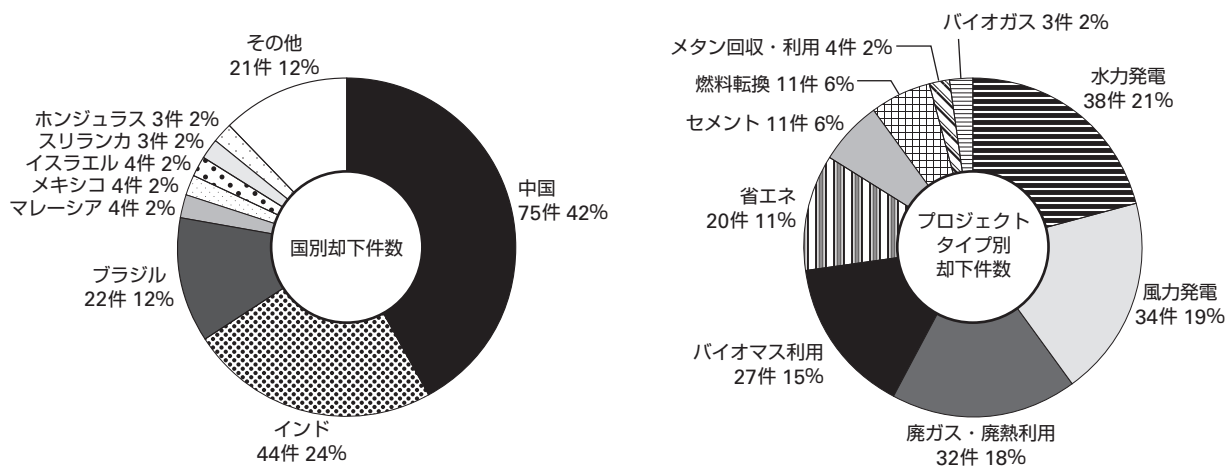


図1-14 却下案件の状況

(4) レビュー要請に関する状況

EB37からEB59までにレビュー要請を受けたプロジェクトの総件数は847件であり、ホスト国別の状況を見ると、中国のプロジェクトが539件(64%)、インドが133件(16%)と多い。プロジェクトタイプ別のレビュー要請件数としては、水力発電が最も多く(314件：37%)、次いで風力発電(151件：18%)、廃ガス・廃熱利用(113件：13%)、となっている。レビューの主な理由としては、以

下に示すものが挙げられる。

- 追加性の証明ができていない
- 投資分析で使用している入力値(特に、電力価格)の妥当性
- ベースライン代案の除去の妥当性について更なる説明が必要

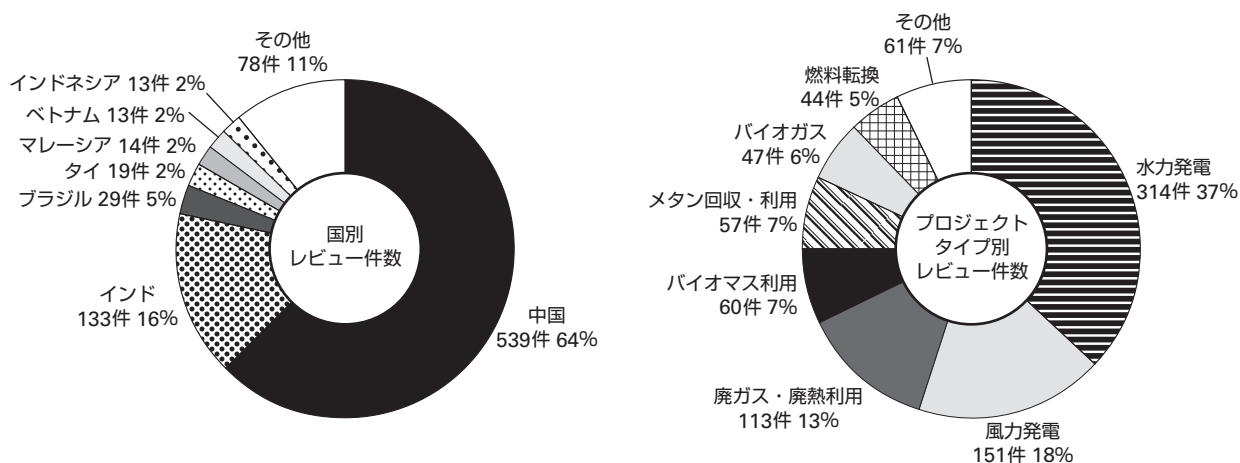


図1-15 レビューの状況

Chapter 2

Project Design Document

- 2.1 PDD作成の概要 38
- 2.2 PDDに記述する内容 38
- 2.3 新規植林・再植林(A/R)CDMプロジェクト活動 49
- 2.4 プログラム活動(PoA)設計書 56

2.1 PDD作成の概要

CDMプロジェクトを開発しようとするプロジェクト参加者は、プロジェクト設計書(Project Design Document、以下、PDD)を完成させ、有効化審査や登録を行うためにそれを提出しなければならない。

PDDはプロジェクト活動に関する技術的または組織的な側面について本質的な情報を提示するもので、UNFCCCにおける京都議定書に基づいて要求されるプロジェクトの有効化審査、登録、検証に対する重要な情報源である。

PDDには、プロジェクト活動の内容、プロジェクト活動に適用される承認済みのベースライン方法論及びモニタリング方法論に関する情報を記載する。また、PDDでは、適用されるベースライン方法論や、モニタリングデータ・計算方法などのモニタリングの考え方について説明し、正当化する必要がある。

以下に、PDD作成の流れと作成時のポイントを説明する。なお、プロジェクト参加者は、PDDを作成するために必要な説明を、「CDM-PDD、CDM-NM記入ガイドライン(Guidelines Project Design Document (CDM-PDD) and the Proposed new baseline and monitoring methodologies (CDM-NM))」(Version07) [圖 EB 41、Annex 12]のPart II セクションB中にある「PDD記入詳細ガイドライン(Specific guidelines for completing the Project Design Document(CDM-PDD))」で入手できる。付録1の1.3に各種CDMプロジェクトにおけるCDM-PDD及びCDM-NM記入ガイドラインを示す。本マニュアルでは、ガイドラインの内容を参考とした上で、PDDを作成するプロジェクト参加者にとって参考になるような補足情報を示す。

2.2 PDDに記述する内容

PDDに記述する内容は、大規模CDMと小規模CDMでは大きな違いは無く、以下に示す項目を記述する必要がある。

タイトル	大規模 CDM	小規模 CDM
セクション A. プロジェクト〔小規模プロジェクト〕活動の概要		
プロジェクト〔小規模プロジェクト〕のタイトル	A.1	A.1
プロジェクト〔小規模プロジェクト〕の説明	A.2	A.2
プロジェクト参加者	A.3	A.3
プロジェクト〔小規模プロジェクト〕の技術的説明	A.4	A.4
プロジェクト〔小規模プロジェクト〕の地理的位置	A.4.1	A.4.1
ホスト国	A.4.1.1	A.4.1.1
地域名	A.4.1.2	A.4.1.2
市町村名	A.4.1.3	A.4.1.3
現地の地勢(当該プロジェクトを特徴づける情報を含む。最大1ページ)	A.4.1.4	A.4.1.4
プロジェクトカテゴリー	A.4.2	—
プロジェクト〔小規模プロジェクト〕のタイプ、カテゴリー、技術	—	A.4.2
プロジェクトで使用される技術	A.4.3	—
排出削減量の推定値	A.4.4	A.4.3
プロジェクト〔小規模プロジェクト〕の公的資金	A.4.5	A.4.4
小規模プロジェクトが大規模のデバンドリングではないことの証明	—	A.4.5

セクション B. ベースライン及びモニタリング方法論の適用

プロジェクト〔小規模プロジェクト〕に適用する承認済み方法論のタイトル及び参考資料	B.1	B.1
方法論選択の妥当性とプロジェクトへ適用可能とする説明	B.2	—
〔小規模プロジェクト〕のプロジェクトカテゴリーの選択妥当性	—	B.2
〔小規模プロジェクト〕のプロジェクトバウンダリーの解説	—	B.3
プロジェクトバウンダリーに含まれている発生源と対象ガスの解説	B.3	—
ベースラインシナリオ特定と解説	B.4	—
〔小規模プロジェクト〕のベースラインシナリオとベースライン開発の解説	—	B.4
〔小規模プロジェクト〕の追加性の証明	—	B.5
プロジェクトの追加性の証明	B.5	—
プロジェクト活動の排出削減量	B.6	B.6
方法論選択に関する説明	B.6.1	B.6.1
有効化審査で利用可能なデータとパラメーター	B.6.2	B.6.2
排出削減量の事前計算	B.6.3	B.6.3
排出削減量の事前計算の要約	B.6.4	B.6.4
モニタリング方法論の適用とモニタリング計画の説明	B.7	B.7
モニタリングするデータとパラメーター	B.7.1	B.7.1
モニタリング計画の説明	B.7.2	B.7.2
ベースラインとモニタリング方法論の適用日付と責任者（組織）名	B.8	B.8

セクション C. プロジェクト活動期間／クレジット期間

プロジェクト活動期間	C.1	C.1
プロジェクト活動開始日	C.1.1	C.1.1
プロジェクト活動予定実施期間	C.1.2	C.1.2
クレジット期間の選択と関連情報	C.2	C.2
更新可能クレジット期間	C.2.1	C.2.1
クレジット期間開始日	C.2.2.1	C.2.2.1
初期クレジット期間	C.2.1.2	C.2.1.2
固定クレジット期間	C.2.2	C.2.2
クレジット開始日	C.2.2.1	C.2.2.1
クレジット期間	C.2.2.2	C.2.2.2

セクション D. 環境への影響

国境地域を含む環境影響評価に関する資料	D.1	—
必要に応じて、ホスト国は環境影響評価に関する資料を添付	—	D.1
プロジェクト参加者またはホスト国が相当な環境影響があると考える場合、ホスト国が定める手順に基づき実施された環境影響評価（EIA）を補完する結果報告やすべての参考資料を添付	D.2	D.2

セクション E. 利害関係者のコメント

地元の利害関係者に対し、如何にコメントを要請し聴取したかについての概説	E.1	E.1
受理したコメントの概要	E.2	E.2
受理したコメントを、如何に考慮したかについての報告	E.3	E.3

添付書類

添付書類1：プロジェクト活動参加者の連絡先情報	Annex 1	Annex 1
添付書類2：公的資金に関する情報	Annex 2	Annex 2
添付書類3：ベースラインの情報	Annex 3	Annex 3
添付書類4：モニタリングの情報	Annex 4	Annex 4

プロジェクト参加者は、PDD作成時にはガイドラインに従い以下の点に留意しなければならない。

- PDDは英語で表記する。
- PDD様式を変更してはならない。フォーマットと、同じフォントを使用し、ヘッダー、ロゴなどに変更を加えてはならない。
- 表や列を変更または削除してはならないが、行については必要に応じ追加してもよい。
- PDDのセクションA.1「Title of the [small-scale] project activity」に、PDDのバージョン及び作成日付を記入する。
- 記述の必要がないセクションについては、その旨を明示し空欄にする。
- PDDに記載されている数値（排出削減量の計算結果を含め）は国際標準形式に統一する（例えば、1000を示す場合は1,000、1を示す場合は1.0など）。固有の重量や通貨の単位（Lakh、Crore（インドの数字単位・貨幣単位）など）は、透明性を確保するために、それらと等しいSI単位の値を示す必要がある。
- プロジェクト参加者は秘匿情報を含む文書を提出する場合は、以下の2つのバージョンを提出する必要がある〔CDM M&P、段落6〕。
 - 公開できるようにプロジェクト参加者が秘匿部分を隠し（例：黒塗り）、解読不能なものにしたバージョン。
 - すべての情報が記載されたままのバージョン。関係者全員（DOE/AE、理事会メンバー、パネル・委員会・ワーキンググループのメンバー、理事会による同文書の審査支援のために召集された外部専門家、事務局）が厳秘として取り扱う。
- なお、追加性を決定づける情報、ベースライン方法論及びその適用を説明する情報、環境影響評価を補足する情報については、秘匿情報として扱われない〔CDM M&P、段落6〕。

2.2.1

セクションA. プロジェクト〔小規模プロジェクト〕活動の 概要

(1) セクションA.1 プロジェクト〔小規模プロジェクト〕 のタイトル

プロジェクトのタイトルを記述する。どのようなプロ

ジェクトなのかを、一目で理解できるように、国名、地域名、プロジェクト活動のタイプ等固有名詞を含んだ名称とするのが望ましい。

(2) セクションA.2 プロジェクト〔小規模プロジェクト〕 の説明

プロジェクト活動の目的や、プロジェクト活動により達成され得る持続可能な発展に対する貢献などを中心に、プロジェクト活動の全体像、プロジェクト参加者、本プロジェクトにおける重要事項（ホスト国の状況や参加者のCDMに関する取り組み等）を記述する。

当該プロジェクトを実施することにより、ホスト国の持続可能な開発に寄与する温室効果ガス排出削減以外の便益（コベネフィット）が想定される場合には、その概要をできる限り定量的に記述することが望ましい¹⁶。

(3) セクションA.3 プロジェクト参加者

プロジェクト参加者及びその国名（Party）を表形式で記述する。プロジェクト参加者の連絡先（電話番号やE-mail等）その他の詳細情報は、別途Annex 1に記載する。なお、プロジェクト参加者は、後で追加・離脱することも可能である。

(4) セクションA.4 プロジェクト〔小規模プロジェクト〕 の技術的説明

■ A.4.1 プロジェクト〔小規模プロジェクト〕の地理 的位置

プロジェクト活動を実施する場所の地理的位置を、図とともに記述する。

A.4.1.1 ホスト国

プロジェクト活動を実施するホスト国名を記述する。

A.4.1.2 地域名

プロジェクト活動を実施する場所の地域名を記述する。

A.4.1.3 市町村名

プロジェクト活動を実施する場所の市町村名を記述する。

A.4.1.4 現地の地勢（当該プロジェクトを特徴づける 情報を含む（最大1ページ））

プロジェクト活動を実施する場所の緯度・経度、住所などを記述する。

16 詳細は、「コベネフィット定量評価マニュアル 第1.0版（平成21年6月 環境省）」を参照

■ プロジェクトカテゴリー（小規模プロジェクトのプロジェクトカテゴリー及び技術・手法）

プロジェクトカテゴリーを、以下に示すDOEが信任されているセクター分類を参考に記述する。加えて、小規模プロジェクトの場合は、プロジェクト活動の中で導入される技術について、その概要や特徴を簡潔に記述する。

1	エネルギー産業（再生可能／非再生可能）
2	エネルギー供給
3	エネルギー需要
4	製造業
5	化学産業
6	建設
7	運輸
8	鉱業／鉱業生産
9	金属生産
10	燃料の漏出（固形、石油、ガス）
11	ハロカーボン及び六フッ化硫黄の生産消費からの漏出
12	溶剤の使用
13	廃棄物処理及び処分
14	植林・再植林
15	農業

■ A.4.3 プロジェクト活動で使用される技術¹⁷

プロジェクト活動の中で使用される技術について、その概要や特徴を簡潔に記述する。文章だけでは理解しづらい点については、図やフローを用いて記述する。先進国や他の途上国において利用されている同様の技術との比較なども記述することにより、当該技術の特徴が明確になる。技術移転などが伴う場合には、その技術移転効果についても記述することが望ましい。

■ A.4.4 排出削減量の推定値¹⁸

クレジット期間内での「各年の平均GHG排出削減量」及び「総GHG排出削減量」の推定値を、以下に示すような表形式で記述する。

■ A.4.5 プロジェクト活動の公的資金¹⁹

公的資金利用の有無について記述する。もし附属書 I 国から公的資金供与がある場合、別途添付資料 2 (Annex 2) にその内容を記述する。

注) この部分は、ODAを利用していない場合は、特に問題にならない。ODAを利用する場合は、別途検討が必要。

■ A.4.6 小規模プロジェクトが大規模のデバンドリングではないことの証明²⁰

小規模CDMの場合は、提案するプロジェクトが大規模CDMのデバンドリングではないことの証明を記述する。デバンドリングに関する基準は「小規模プロジェクトのデバンドル評価ガイドライン (Guidelines on assessment of debundling for SSC project activities)」(Version 03) [国連 EB 54、Annex 13] を参照。

2.2.2

セクションB. ベースライン及びモニタリング方法論の適用

プロジェクト参加者は、承認済み方法論を適用するに際し、提案するプロジェクト活動に承認済み方法論が適用可能か注意する必要がある。プロジェクト参加者は、

A.4.4 排出削減量の推計値

年	各年のGHG排出削減量 (ton CO ₂ e)
A年	
B年	
…年	
総GHG排出削減量 (ton CO ₂ e)	
総クレジット期間	
クレジット期間の各年の平均GHG排出削減量 (ton CO ₂ e)	

¹⁷ 大規模のみ

¹⁸ 小規模の場合、セクションA.4.3.

¹⁹ 小規模の場合、セクションA.4.4.

²⁰ 小規模のみ

プロジェクト活動に適用できる承認済み方法論が存在するかどうかを、CDMのウェブサイトに掲示された承認済み方法論及び統合方法論の最新リストで確認する必要がある。

- 提案するプロジェクト活動が承認済み方法論に記載されている「適用条件」を満たすこと。
- 承認済み方法論の中には、特定のベースラインシナリオを持てば、そのプロジェクト活動は当該承認済み方法論に適用可能であるとしているものがある。例えば、「バイオマス廃棄物によるグリッド接続発電のためのベースライン統合方法論」(ACM0006)では、同方法論に適用可能なベースラインシナリオのリストが示されている。

もし、適用可能な承認済み方法論が存在しない場合には、プロジェクト参加者は新方法論を提案しなければならない。詳細は、1.5.2参照。

(1) セクションB.1 プロジェクト〔小規模プロジェクト〕に適用する承認済み方法論のタイトルと参考資料

当該プロジェクトに適用する承認済み方法論のタイトルと参考文献リストを示す。本セクションとともに、添付資料3(Annex 3)にベースライン情報を記入する。

(2) セクションB.2 方法論選択の妥当性とプロジェクトへ適用可能とする説明〔プロジェクトカテゴリー選択の妥当性〕²¹

提案するプロジェクト活動が、適用する方法論の条件に合致していることを示し、方法論選択の妥当性を示す。

ベースライン方法論を選択する際には、プロジェクト参加者は以下に示す選択肢の中から最適なアプローチを

選択して、その選択が適切であることを正当化する必要がある〔CDM用語集 Version 05、p7〕。

- 実際もしくは過去の排出量
- 投資障壁を考慮した上で、経済合理的な技術を採用した場合の排出量
- 同様の社会・経済・環境・技術的な状況下で、過去5年の間に実施された類似プロジェクト(かつ同じ分野で効率が上位20%に入っていること)からの平均排出量

(3) セクションB.3 プロジェクトバウンダリーに含まれている発生源と対象ガスの解説〔プロジェクトバウンダリーの解説〕

提案するプロジェクト活動により削減対象となる温室効果ガスの発生源とその概要を、以下に示す表形式などを用いて、ベースラインシナリオおよびプロジェクトシナリオ別に示す。

プロジェクトバウンダリーは通常、空間的な範囲とバウンダリーに含まれる温室効果ガスに関して規定される。プロジェクトバウンダリーに含まれる空間的な範囲を示すためには、プロジェクトサイトと関連機器を図示し、プロジェクトバウンダリーを図解することが有効である。また、方法論が排出源及び温室効果ガスについてプロジェクトバウンダリーに含めるかどうかの選択肢を示している場合は、プロジェクト参加者はその選択を行い、それが正当である理由を説明しなければならない。

(4) セクションB.4 ベースラインシナリオの特定と解説

ベースラインシナリオの特定をどのようなステップで行ったのかを示すとともに、特定したベースラインシナリオの説明を記述する。ベースラインシナリオの特定においては、最初に想定されるベースラインシナリオを

B.3 プロジェクトバウンダリーに含まれている発生源と対象ガス

	排出源	ガス	含めるかどうか	妥当性/説明
ベースライン	排出源1	CO ₂	Yes / No	
		CH ₄	Yes / No	
		NO ₂	Yes / No	
プロジェクト活動	排出源2	CO ₂	Yes / No	
		CH ₄	Yes / No	
		NO ₂	Yes / No	

21 小規模の場合は3種類のプロジェクトタイプ中、どのタイプに適用するかを記述しなければならない。

全てリストアップすることが求められている。

ベースラインシナリオとは、提案するCDMプロジェクトがなかった場合に排出されていたであろうGHG排出量を合理的に表すものであり、プロジェクト活動以前から存在していた状況の潜在的な変化として複数のシナリオが設定される可能性もある。現状維持のシナリオや提案するプロジェクト活動自身もその中の一つとして考えられ、他にも多くの可能性がある。

選択されたベースライン方法論はEBによって承認された方法論または提案している新方法論であり、それに基づきプロジェクト参加者は複数の可能性のあるシナリオのなかでどのようにベースラインシナリオが特定されたかをPDDにおいて記述する必要がある。複数のシナリオを示すために、EBのガイダンスによって指摘されたものも含めて複数の要素が考慮されなければならない。たとえば、プロジェクト参加者は国家・産業政策及び状況〔EB 22、Annex 3〕、進展しつつある技術革新、投資障壁などを考慮しなければならない。但し、最近承認された多くの方法論（統合方法論）は、ベースラインシナリオの特定のアプローチを含むものもあり、その場合は、そのアプローチに従って、ベースラインシナリオを特定する必要がある。

(5) セクションB.5 プロジェクトの追加性の証明

選択したベースライン方法論に基づいて、提案したプロジェクトの追加性を証明し、プロジェクトがベースラインとはなり得ない理由を記述する。記述内容には、以下の事項を含む必要がある。

- 方法論の適用により特定したベースラインシナリオに関する説明
- プロジェクト活動シナリオに関する説明
- ベースラインシナリオの排出量がプロジェクトシナリオの排出量よりも多いことに関する説明

また、適用するベースライン方法論によっては、追加性証明ツール（Tool for the demonstration and assessment of additionality）を使用することが義務付けられている場合も多いので、その場合は追加性証明ツールを利用して追加性の証明を行う。追加性証明ツールによる追加性の証明及び評価するための段階的なアプローチを、本マニュアルの付録4に示す。

また、プロジェクト参加者は、当該プロジェクトの追加性の証明を適切に行うために「有効化審査・検証マニュアル（CDM Validation and Verification Manual（CDM-

VVM）」（Version 01.2）〔EB 55、Annex 1〕を参照し、VVMの要望を満たしていることを確認することが望ましい。

なお、プロジェクトの開始日が、有効化審査の日付よりも前であった場合、プロジェクト参加者は、CDMがそのプロジェクトを進める決定に大きく影響を与えたという証拠を提供するよう求められる。この証拠は、プロジェクトの開始時またはそれ以前に入手可能な文書（可能であれば公的、法的文書）に基づいている必要がある（1.5.2に示す「CDMの事前の検討」参照）。

(6) セクションB.6 プロジェクト活動の排出削減量

プロジェクト活動によるGHG排出削減量の計算に使用する計算式と、その計算式を利用して導かれるGHG排出削減量の推計値を記述する。

ここで示すGHG排出削減量は、あくまでもPDD作成時の推定値である。CERが実際に発行されるためには、プロジェクト実施後のモニタリング結果を受けて、DOEによる認証を受ける必要がある。

ベースライン方法論ではPDD中における削減量の計算方法が記載されている。セクションB.6.1.では、「方法論の選択に関する説明」部分において、プロジェクト参加者はどの数式を削減量の計算に用いるのかを記載するとともに、プロジェクトに適用可能なベースライン方法論で提示されている様々な選択肢の中から、あるベースラインを選択したこと及びその正当性を説明することが求められる。

• シナリオ／ケースの選択

プロジェクト参加者はどのシナリオ／ケースがプロジェクト活動に適用されるのかを説明し、正当化しなければならない。例えば、適用されるベースライン方法論がベースライン排出量、プロジェクト排出量について異なる構成要素を提示しているとする。その場合、プロジェクト参加者はセクションB.4において特定したベースラインシナリオ及び提案されているプロジェクト活動に基づき、どの構成要素を計算する必要があり、その理由は何かを説明しなければならない。

• 方法論の選択

適用されるベースライン方法論が複数の方法論的アプローチを示している場合、プロジェクト参加者はその選択に際し説明を行い、それを正当化する必要がある。例えばACM0002では、排出係数の計算を、“Tool to calculate the emission factor for an electricity

system”を利用して行う必要があるが、このツールでは「オペレーティングマージン」について4つの選択肢を提示している。プロジェクト参加者はどの方法を選択したかを説明し、その選択が提案されているプロジェクト活動について妥当である理由を示さなければならない。

● デフォルト値の選択

ベースライン方法論では個々のプロジェクト活動に起因する条件に合わせて選択ができるように複数のデフォルト値が提示されている場合がある。プロジェクト参加者はどのデフォルト値を選択したかを説明するとともに、その理由を示さなければならない。

削減量の計算に際し頻繁に使用されるデフォルト値を以下に示す。国やプロジェクトに固有のデータが入手不可能、または入手困難な場合には、IPCCのデフォルト値を用いるべきである[■ EB 25レポート、段落59]。なお、最新版のIPCCデフォルト値は「2006年国別温室効果ガス排出インベントリーのIPCCガイドライン」を参照するものとする[■ EB 26レポート、段落68]。

● 燃料の酸化係数

燃料の種類に関わらず、炭素の酸化係数を1とした。

出所：2006年国別温室効果ガス排出インベントリーのIPCCガイドライン(2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories Volume 3: Energy, p. 1.20、IPCC、2006年)

● 各種燃料の炭素含有量のデフォルト値(kg/GJ)

詳細は以下のものを参照。

「2006年国別温室効果ガス排出インベントリーのIPCCガイドライン(2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories Volume 3: Energy、表 1.4、p. 1.23-1.24、IPCC、2006年)

● 各種燃料の正味発熱量のデフォルト値(TJ/Gg)

詳細は以下のものを参照。

「2006年国別温室効果ガス排出インベントリーの

IPCCガイドライン(2006 IPCC Guidelines for National Greenhouse Gas Inventories Volume 3: Energy、表1.2、p. 1.18-1.19、IPCC、2006年)

● 地球温暖化係数(GWP)

京都議定書のもと、地球温暖化係数が100年間の影響に基づき、IPCCの第二次評価報告書(1996)で公表されている。

地球温暖化係数(GWP)	
CO ₂ (二酸化炭素)	1
CH ₄ (メタン)	21
N ₂ O (亜酸化窒素)	310
HFCs(ハイドロフルオロカーボン)	140 – 11,700
PFCs(パーフルオロカーボン)	6,500 – 9,200
SF ₆ (六フッ化硫黄)	23,900

出所：気候変動に係る政府間パネル(IPCC)(1996年)『気候変動の科学』(気候変動1995、22ページ)表4「100年間におけるGWP」

■ B.6.1 方法論の選択に関する説明

GHG排出削減量の推計値を計算する計算式を記述し、各々の式の内容の説明を行う。

推計値は、CO₂等量(CO₂e)を用いて各ガス、各発生源別に記述する。

■ B.6.2 有効化審査で利用可能なデータとパラメーター

GHG排出削減量の計算において使用するデータやパラメーターのうち、検証が可能なものを一覧形式で記述する。詳細情報は、添付書類3(Annex 3)「ベースライン情報」に記述する。

ここでは、以下のデータのみを記載する。

- 一度測定された後、クレジット期間中において一定であるデータ
- 有効化審査時に利用可能であるデータ
- クレジット期間中にモニタリングしないデータ

また、ここに記載してはいけないデータは以下の通

B.6.2 有効化審査で利用可能なデータとパラメーター

データ/パラメーター：	
データ単位：	
説明：	
使用されたデータのソース：	
適用されたデータ値：	
データ選定の妥当性または測定方法と適用される手順の記述：	
コメント：	

りである。

- 方法論中の数式によって計算されるデータ
- 方法論においてデフォルト値として特定されている値

■ B.6.3 排出削減量の事前計算

計算式およびパラメーターを利用してどのように個々の数式が適用されるかを記述し、読み手が再現計算できるようにしなければならない。

■ B.6.4 排出削減量の事前計算の要約

プロジェクト期間におけるプロジェクト排出量、ベースライン排出量、リーケージ、排出削減量を、表形式で示す。

(7) セクションB.7 モニタリング方法論の適用とモニタリング計画の説明

モニタリング計画の内容を詳細に記述する。どのようなデータを、どのぐらいの質で収集するかについて、適用する方法論のモニタリングに関するガイダンスを考慮しながら、決定していく。

モニタリング計画の内容は、DOEの検証対象となると同時に、プロジェクト活動によって得られる削減量の計算に用いられる。ベースラインシナリオと実際のプロジェクト排出量の差をCERとして要求するため、詳細でかつ現実的なモニタリング計画を立てることが非常に重要である。

検証及びCER発行のためにモニタリングされたデータ及び求められるデータは、クレジット期間終了後、又はプロジェクト活動による最終CERの発行(いずれか日程が後となる方が適用される)から後2年は保存する。

■ B.7.1 モニタリングするデータとパラメーター

モニタリングするデータやパラメーターの一覧を表形式で記述する。

有効化審査の後に利用可能となるデータ、すなわちプロジェクト活動実施の後に測定するデータ/パラメーターを示す。

プロジェクト参加者はモニタリング方法論で設定されたモニタリングの手順(記録頻度や測定方法などの特定された内容)に厳密に従うことが重要である。もしプロジェクト参加者がそれらの要件に厳密に従えない場合は、その相違点について説明し、正当である理

B.6.4 排出削減量の事前計算の要約

年	プロジェクト活動排出量の推計値 (ton CO ₂ e)	ベースライン活動排出量の推計値 (ton CO ₂ e)	リーケージの推計値 (ton CO ₂ e)	排出削減量の推計値 (ton CO ₂ e)
A年				
B年				
C年				
…年				
総計 (ton CO ₂ e)				

B.7.1 モニタリングするデータとパラメーター

データ/パラメーター:	
データ単位:	
説明:	
使用されたデータのソース:	
セクションB.5での予想された排出削減量の計算目的で適用されたデータ値:	
測定方法と適用される手順の記述:	
適用されるQA/QC手順:	
コメント:	

由を説明すべきである。個々のパラメーターやデータは以下の内容とともに表に記載しなければならない。

- データの単位
- データの説明
- データの出典

提案プロジェクト活動で実際に使用されるデータの出典(例：どの国内統計か)。複数の出典が利用可能な場合は、どの資料がより適切であるのかを説明し、正当な理由を述べること。

- 排出削減量の事前計算に使用されるデータの値
- 測定方法と手順

パラメーターやデータとともに、どの工業規格や国内・国際基準が適用されるか、どのような測定機器が使用されるか、どのように測定が行われるか、どのような校正手順が取られるか、測定精度はどれくらいか、測定を行う責任者・主体は誰か、測定間隔はどれくらいかについて、各測定方法や手順を特定すること。

- QA/QCの手順

もしあればQA/QCの手順について説明すること。以下は、登録されたCDMプロジェクト活動において適用されたQA/QC手順の例である。

多くのPDDがQA/QCの手順について一般的な記述を行っているが、より具体的な記述を行うように、DOEから以下のような指摘を受けているケースが見られる。

- 測定結果をどのように管理するか、どれくらいの頻度でサイトの監査を行うか、どのように人材を教育するかなどの品質保証活動についての記述が必要。
- プロジェクト開発者がISOなどの品質保障に関するシステムを構築していることの記述が必要。
- コメントに関しては、すべてのコメントをここに記載し、より詳細な関連情報は「添付資料(Annex 4)」としてPDDに添付すべきである。

■ B.7.2 モニタリング計画の説明

セクションB.7.1でリストアップしたモニタリング項目について、どのような方法でデータのモニタリングを行うのかを記述する。

ここでは、モニタリングの詳細な実施方法、実施フロー、モニタリングの実施体制などについて詳細に記述を行い、事前検討を行ったGHG排出削減量を明確に算出できるようにしておく必要がある。

プロジェクト参加者はPDDにおいて提案されているモニタリングの実施・管理体制についても記述すべきである。そのためには、モニタリングの実施体制の図解や関連機関・関係者の責任分担に関する記述が有効である。

2.2.3

セクションC. プロジェクト活動期間／クレジット期間

CDM活動の開始日は、プロジェクトの実施、建設または実際の活動を開始した日と定義される。EBは常に、CDM活動の開始日は、プロジェクトの実施、建設または実際の活動を開始した日のうちのいちばん早い日であるという見解を示している[EB 33レポート、段落76]。また、CDMにおけるクレジット期間とは、プロジェクト活動に基づきクレジット(CER)が発行される期間であり、DOEによる検証・認証の対象となる期間を示す。

(1) セクションC.1 プロジェクト活動期間

■ C.1.1 プロジェクト活動開始日

プロジェクト活動が開始(関連施設の建設、又は実際の活動の開始)された日付を記述する。

PDDには、日付だけではなく、プロジェクト開始日がどのように決定されたのか、またそれを裏付ける

QA/QC手順の記載事例

測定項目(例)	適用されるQA/QC手順(例)
回収された埋立地ガスの総量	ガス管理情報やモニタリングシステムがISO9000の品質管理システムに基づいて認証される。
グリッドに供給されるプロジェクト発電量	電力販売量などの記録はデータとの整合性を確保するために用いられる。電力計は売電量の精度確保のため電力配電業者によって毎年校正される。
総発電量	電力計は精度を確保するために定期メンテナンス、チェックの対象となる。メーターの読み値は配電事業者からダブルチェックを受ける。

証拠も記述されるべきである。更に、もし、このプロジェクト開始日が、PDDが公開された日より前である場合、CDMの便益がどれだけ真剣に事前に考慮されていたのかを示す必要がある[註 EB 41、Annex 46]。

■ C.1.2 プロジェクト活動予定実施期間

想定されるプロジェクト活動の運用耐用年数を記述する。

(2) セクションC.2 クレジット期間の選択と関連情報

プロジェクト参加者はクレジット期間に関する選択を示さなければならない。CDMプロジェクトのクレジット期間は、DOEによって削減量が検証され、CERの発行のために認証が行われる期間である。

プロジェクト参加者が注意すべき事項

- クレジット期間はプロジェクトの稼動期間を超えてはならない。
- CDMプロジェクト活動の開始日はクレジット期間の開始日と対応している必要はない。
- 最初のクレジット期間の開始日と期間については登録までに決定される必要がある。
- 日付については(日/月/年)の形式で記載すること。例えば、2006年6月1日であれば、「01/06/2006」と記載する。
- プロジェクト活動のクレジット期間は登録日より前に設定することはできない。

■ C.2.1 更新可能クレジット期間

1回のクレジット期間は最大7年である。このクレジット期間は最大2回まで更新可能であり、最大で計21年となるが、更新の際に、現状ベースラインの有効性、もしくは新たなデータに基づく新たなベースラインの設定に関してDOEの判断を受け、EBに対して通知する必要がある。

■ C.2.2 固定クレジット期間

期間及び開始日はプロジェクト活動に対して一度決定されれば、CDMプロジェクトとして登録された後は更新や延長ができない。期間は最大10年である。

2.2.4

セクションD. 環境への影響

登録済みプロジェクトのPDDでは、以下のような情報が環境への影響として記載されている。

- 国家及び地方自治体によって要求される、当該プロジェクトに関連する環境影響に関する国内法及び規制(環境影響評価及び環境基準)の名称と概要、及びこれらのCDMプロジェクト活動への適用可能性
- 環境及び地域社会に対する環境影響分析に関する記述
- プロジェクト実施前後の環境影響(プラスまたはマイナス)に関する記述
- 大気質、水質、騒音、自然資源、居住地のような個々のカテゴリーに関する影響の記述
- CDM活動に要求される環境影響評価におけるモニタリング結果
- プロジェクト活動が重大なマイナスの影響を与えるかどうかの分析結果
- 環境影響評価(環境影響評価項目、影響の大きさ・頻度、環境影響評価結果及び緩和措置)の概要

2.2.5

セクションE. 利害関係者のコメント

「Stakeholder(利害関係者)」とは、「CDMプロジェクト活動により影響を受ける、もしくは受ける可能性のある個人、グループ、共同体」とされており、プロジェクトの実施に際しては、利害関係者から公明正大かつ透明性のあるやり方で、コメントを募る必要がある。利害関係者からのコメントは、プロジェクトの実現のために非常に重要な項目であり、利害関係者の適切な理解が得られない場合、事業が延期又は中止となる可能性もある。よって、利害関係者からのコメント募集を行う際は、以下の点に留意する。

- コメント提出までに十分な時間を確保すること
- 積極的な意見が出されるように支援する
- CDMに関する守秘義務条項を考慮する
- 利害関係者からのコメント募集は、有効化審査前に実施する

(1) 登録済みPDDから見る利害関係者のコメントに記述する内容例

- 利害関係者によるコメントが、どのように募集され、とりまとめられたかについての簡潔な記述
- 当該プロジェクトに対して異なる立場の利害関係者（地方自治体、関連コミュニティ、地元住民、コンサルタント、プロジェクト参加者等）の特定
- 利害関係者会合／説明会への招待／告知方法
- 会合／説明会の概要（当該CDMプロジェクトの概要及び目的の説明、意見交換）
- 個々の利害関係者に対する当該プロジェクト活動に関する意見聴取結果

(2) 受け付けたコメントの概要

- 個々の利害関係者から寄せられたコメント（提案、懸念、苦情等）の概要およびそのリスト
- コメントの分析（利害関係者が当該プロジェクトに賛成しているか反対しているか）

(3) 受領したコメントに対してどのように対応を行ったか

- PDDの作成に際し、どのように関連するコメントや重要な意見に対し、どのように考慮したのかについての記述
- 利害関係者に対する説明や彼らの期待に応えようとする取り組みについての記述
- 利害関係者のコメントに応えるためにプロジェクト実施者がどのような対策を講じるかについての記述

2.3 新規植林・再植林(A/R)CDMプロジェクト活動

本セクションでは、A/R CDMプロジェクト活動に関するCDM-AR-PDDに記載すべき事事項について説明する。なお、基本的には、通常のCDMで記述するPDDと大きな違いはないため、ここではA/R CDMに特有の重要な項目について解説する。PDD様式(CDM-AR-PDD)と

CDM-AR-PDDとCDM-AR-NMを作成するためのガイドラインに関する説明は、本マニュアルの付録資料1に示すとおりである。また、最新のバージョンはCDMのウェブサイトでダウンロード可能である。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/index.html>

(1) CDM-AR-PDDの内容(Version 05) [国 EB 55, Annex 22]

- A. 提案されたA/R CDMプロジェクト活動の概要
- B. プロジェクト活動/クレジット期間
- C. 承認されたベースラインとモニタリング方法論の適用
- D. 吸収源による純GHG吸収量の事前推計と選択したクレジット期間の純GHG吸収量推計
- E. モニタリング計画
- F. 提案されたA/R CDMプロジェクト活動の環境影響
- G. 提案されたA/R CDMプロジェクト活動の社会経済的影響
- H. 利害関係者のコメント

(2) 添付資料

- 添付資料 1：提案された A/R CDM プロジェクト活動参加者の連絡先情報
- 添付資料 2：公的資金に関する情報
- 添付資料 3：ベースライン情報
- 添付資料 4：モニタリング計画

2.3.1

セクションA. A/R CDMプロジェクト活動の概要

セクションAでは、プロジェクト参加者はプロジェクト活動の概要と一般的な情報を提供することが求められる。CDM-AR-PDD特有の項目について以下に解説する。

(1) セクションA.4.2 当該A/R CDMプロジェクトの識別を可能とする情報を含む、プロジェクトバウンダリーの詳細な地理的説明

A/R CDMプロジェクト活動は1つ以上の飛び地を含む可能性がある。プロジェクトが1つ以上の飛び地を含む場合は、

- それぞれの飛び地に特有の地理的識別情報を示すこと。
- プロジェクトバウンダリーはそれぞれの飛び地ごとに規定するべきであり、飛び地間の領域は含まない。

(2) セクションA.7 土地の適格性の評価

適用している方法論の条件に従い、当該プロジェクト

を実施する各地域がA/R CDMプロジェクトに適格であることを証明する。

EBは「植林と再植林CDMプロジェクト活動の土地適格性の証明手順(Procedures to demonstrate the eligibility of lands for afforestation and reforestation CDM project activities)」(Version 01)を承認している[国 EB 35、Annex 18]。

(3) セクションA.8 非持続性に対するアプローチ

非持続性の問題は、森林によるGHG吸収の仕組みに由来する。排出削減と異なり、森林に蓄積されたGHGは、将来的に森林火災、病虫害、伐採などの理由で大気に再放出される可能性がある。

A/R CDM M&Pの段落38及びセクションKに従い、プロジェクト参加者は非持続性に対処するために、A/R CDM活動によって発行されるクレジットについて、以下の2種類のクレジットのいずれかを選択する必要がある。

- 短期期限付きクレジット(tCER)の発行
tCERは、発行された約束期間の次の約束期間終了時に失効する。
- 長期期限付きクレジット(ICER)の発行
ICERは、クレジット期間終了時に失効する。また、更

新可能なクレジット期間が選択された場合は、プロジェクト活動の最後のクレジット期間終了時に失効する。

なお、一度選択したクレジット種別は、クレジット期間(更新も含む)中では変えることができない。

これら2種類のクレジットの違いは、図2-1に示す事例で説明している。各グラフでは、同様の人為的純GHG吸収量の変化が示され、クレジットの発行についてはtCER及びICERの差異を反映した違いが示されている。この事例における仮定は、以下の通りである。

- 第1約束期間後も各約束期間は5年間隔である
- クレジットは締約国の目標達成のため使用され、償却される
- 当該締約国が失効したクレジットの補填を行う(こうした状況は、締約国間で異なることが想定されるため、プロジェクト参加者が補填の責任を負う可能性もある)

(4) セクションA.9 選択されたクレジット期間中の吸収源による人為的純GHG吸収推計量

プロジェクト参加者は、選択されたクレジット期間中の吸収源による純GHG吸収量の推計と各年の推計を以下の表によって記載しなければならない。

2.3.2

セクションB. プロジェクト活動期間／クレジット期間

セクションB.3 クレジット期間の選択

プロジェクト参加者は、提案されるA/R CDMプロジェクト活動が、更新可能なクレジット期間を選択するか、

固定クレジット期間を選択するかを記載しなければならない(どちらか1つのクレジット期間しか選択できない)。

- 更新可能なクレジット期間：最長20年間、最大2回更新可能(最長で60年間)
- 固定クレジット期間：最長30年間

更新可能なクレジット期間を選択するプロジェクト参加者は、各クレジット期間の更新時に、DOEが当初のプロジェクトベースラインが引き続き有効であるか、もしくは新規データを加味して更新するべきかを決定し、EBへ報告する必要があることを念頭に置く。

2.3.3

セクションC. ベースライン及びモニタリング承認方法論の適用

プロジェクト参加者は、提案するプロジェクト活動に適用できる承認済み方法論が存在するかどうかを事前に確認する必要がある。適用できる方法論が存在しない場合、プロジェクト参加者はベースライン・モニタリング方法論を新規に提案する必要がある。どちらの場合においても、以下のセクションはプロジェクト活動に適用する方法論(承認方法論もしくは新提案方法論)からの情報を用いて記載する。ここで、A/R CDMプロジェクト活動におけるベースラインとは、プロジェクト活動がない場合に起こるであろうプロジェクトバウンダリー内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計を合理的に表すシナリオである。なお、ベースラインでは基本的にプロジェクトバウンダリー内のすべての炭素プールを対象とするが、プロジェクト参加者は1つまたは複数の炭素プールを考慮しない選択をすることができる。ただし、その場合は、予想純GHG吸収量が増加しないことを示し、透明性があ

A.9 セクションC.7., D.1., D.2.で得た結果の概要

年	吸収源による ベースラインGHG吸収 (ton CO ₂ e)	現実の純GHG吸収量 の推計 (ton CO ₂ e)	リーケージの推計 (ton CO ₂ e)	純GHG吸収量 の推計 (ton CO ₂ e)
A年				
B年				
C年				
…年				
合計 (ton CO ₂ e)				

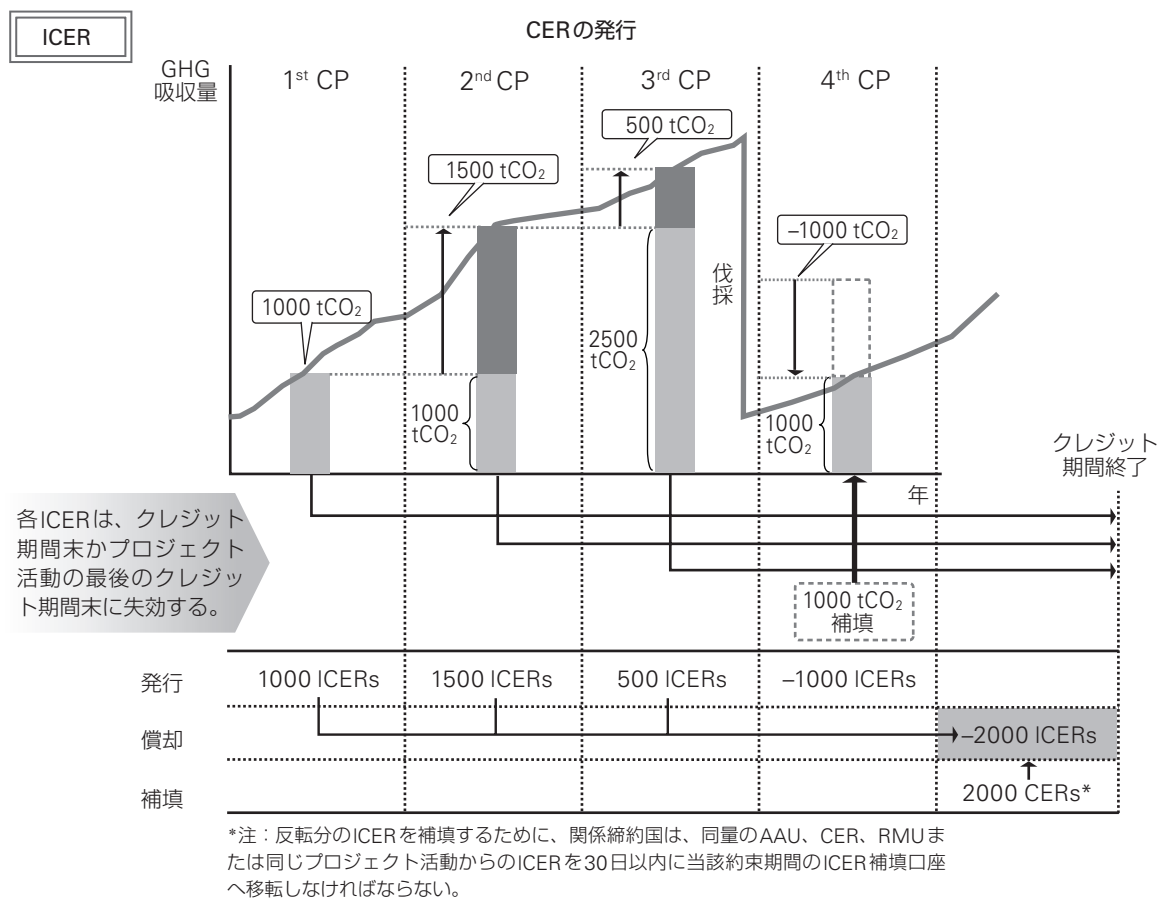
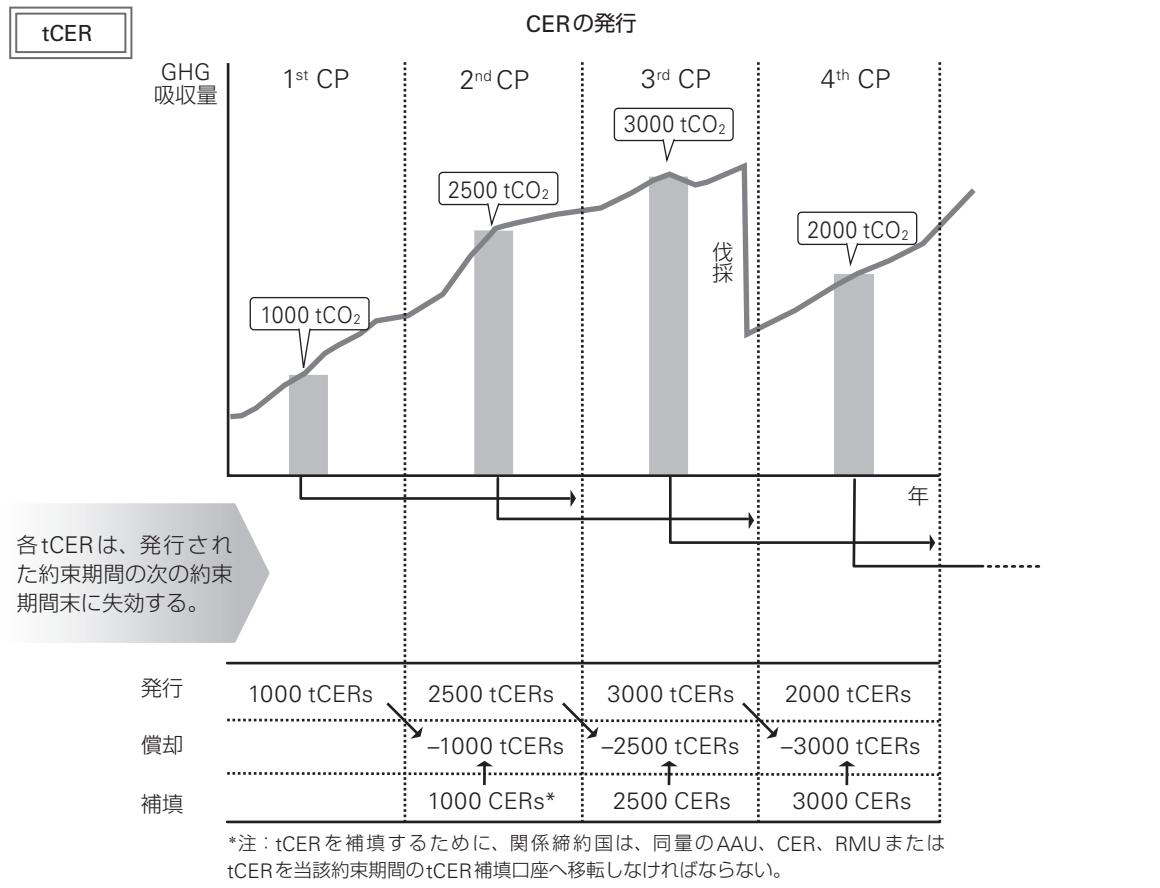


図2-1 tCERとICERの違い

り、かつ、検証可能な情報を提示する必要がある。

プロジェクト参加者は、A/R CDMベースライン方法論を選択する際に、プロジェクト活動に最も適していると考えられるアプローチを次の3つの中から1つを選択する。この際、関連するEBによるガイダンスを考慮し、また、選択の正当性を明記する必要がある。

- プロジェクトバウンダリー内の炭素プールにおける既存あるいは過去の、炭素蓄積の変化
- プロジェクトバウンダリー内の炭素プールにおける、投資の障害を考慮した上で、経済的に魅力的な土地利用による炭素蓄積の変化
- プロジェクトバウンダリー内の炭素プールにおけるプロジェクト開始時点で最も実現する可能性の高い土地利用による炭素蓄積の変化

(1) セクションC.4 ベースラインシナリオの特定

承認済み方法論では、ベースラインシナリオを特定するために、「A/R CDMプロジェクトのベースライン及び追加性の証明のための統合ツール(Combined tool to identify the baseline scenario and demonstrate additionality in A/R CDM project activities) (CT-AR)」の利用を求めている。なお、特定されたベースラインシナリオの説明と追加性の証明はセクションC.6で示すことができ、このセクションでは記述しない形でも良い。

- C.4.1：最適なベースラインシナリオを特定する手順についての説明(C.3で定義された各階層についてそれぞれ説明)
- C.4.2：特定されたベースラインシナリオの説明(C.3で定義された各階層についてそれぞれ説明)

以下に、ベースラインにおけるGHG吸収量の算定時及び炭素プールとの関連についての留意事項を示す。

■ ベースライン純GHG吸収量の算定

[FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1、段落20]

提案されるA/R CDMプロジェクト活動のベースラインにおける吸収源による純GHG吸収量は、以下の方法で算定されなければならない。

- ベースライン承認済み方法論もしくはベースライン新方法論の適用に関する規定[FCCC決定19/CP.9、CDM A/R M&P、及びCMPによる関連決定]に従い、プロジェクト参加者が行う。
- 手法、仮説、方法論、パラメーター、データソース、

重要な要因、追加性の選択に関して、透明性の高い慎重な方法を用い、不確実性を考慮に入れる。

- プロジェクト毎に算定する。
- 小規模A/R CDMプロジェクト活動の場合、小規模A/R CDMプロジェクト用簡易実施手順に基づく。
- 土地利用に関する過去の実績や慣習、経済動向などを含む、関連国家・産業政策または状況を考慮する。

■ 炭素プールとベースライン純GHG吸収量

[FCCC/KP/CMP/2005/8/Add.1、段落21]

吸収源によるベースラインにおける純GHG吸収量・吸収源による現実の純GHG吸収量の算定にあたり、プロジェクト参加者は、ダブルカウントを回避しつつ、1つもしくは複数の炭素プールや、排出源によるGHG排出を考慮しない選択が可能である。その場合、その選択の結果、予測される吸収源による純GHG吸収量が増加しないことを示す、透明性があるって検証可能な情報を提供する必要がある。それができない場合、プロジェクト参加者はダブルカウントを回避しつつ、A/R CDMプロジェクト活動の実施の結果、増加する炭素プール・排出源からのGHG排出に関するすべての重要な変化を算定対象としなければならない。

(2) セクションC.5 追加性の評価と証明(「A/R CDMプロジェクトのベースライン及び追加性の証明のための統合ツール(CT-AR)」を利用しない場合)

ここでは、CT-ARを利用せずに、選択した承認済みベースライン・モニタリング方法論による追加性の評価と証明を行う際の手順を記述する。

A/R CDMプロジェクト活動における追加性の概念は、排出削減CDMの概念と基本的に同じである。A/R CDM M&Pで、A/R CDMプロジェクト活動における追加性の概念は以下のように定義されている。

「登録済みのA/R CDMプロジェクト活動がない場合、プロジェクトバウンダリー内の炭素プールにおける炭素蓄積の変化の合計と比較して、現実の吸収源による純GHG吸収量がより多い場合に、提案されるA/R CDMプロジェクト活動は追加的である。」

A/R CDMプロジェクトにおける追加性の証明と評価を行う際には、「A/R CDMプロジェクトにおける追加性の証明と評価のためのツール」(Version 02)(EB 35、

Annex17)を使用する。このツールは、A/R CDMプロジェクトの追加性を証明する段階的な手法を提供する。その基本構成は、排出削減CDMプロジェクトの構成と同様になっている。主な相違点は、A/R CDMプロジェクト活動用の追加性ツールには、「ステップ0. A/R CDMプロジェクト開始日による予備的スクリーニング」という追加のステップがあることである。

(3) セクションC.6 「ARプロジェクトのベースライン及び追加性の証明のための統合化ツール(CT-AR)」を用いたベースラインシナリオの特定と追加性の証明

CT-A/Rは、A/R CDMプロジェクト活動におけるベースラインシナリオを特定し、同時に追加性を証明するための一般的な枠組みと段階的な手法を示す。これは、A/R CDMプロジェクト活動で用いられる特定のガイダンスを含む一方で、非A/Rプロジェクト活動におけるベースラインシナリオの特定及び追加性の証明のための統合ツールで用いられるものと同じ手法を適用する。

(4) セクションC.7 吸収源によるベースライン純GHG吸収量の事前推計

プロジェクト参加者は、以下の2つの表形式を用いて、選択したクレジット期間におけるベースライン純GHG吸収量算定の最終結果を示さなければならない。各炭素プー

ル、排出源について推計し、CO₂換算で示さなければならない。

2.3.4

セクションD.

選択されたクレジット期間中における吸収源による現実の純GHG吸収量とリーケージの事前推計、吸収源による人為的純GHG吸収量の推計

(1) セクションD.1 吸収源による現実の純GHG吸収量の事前推計

現実の純GHG吸収量の推計値とは、検証可能な炭素蓄積の変化の推計合計値から、プロジェクトバウンダリー内において提案されたA/RCDMプロジェクト活動の実施により増加した排出源からのGHG排出量を減じた値である。

プロジェクト参加者は、選択されたベースライン・モニタリング方法論に示されている手法を用いて、選択されたクレジット期間の吸収源による現実の純GHG吸収量とリーケージを算定しなければならない(CO₂換算での各ガス、プール、排出源に対する年間の総量)。そのためには、段階的な手法を用い、算定されている構成要素に名前をつけ、計算で用いられるすべてのデータの数値と出所を記載する。

C.7 有効化審査に利用可能であるデータ及びパラメーター

データ/パラメーター:	
説明/データ単位:	
適用されたデータ値:	
使用されたデータのソース:	
データ選定の妥当性/測定方法と適用される手順の記述:	
コメント:	

C.7 年間平均純GHG吸収量及びクレジット期間における純GHG吸収量の総量

年	吸収源による年間の純GHG吸収量推計 (tCO ₂ e)
A年	
B年	
C年	
…年	
吸収源による純GHG吸収量の総量推計 (tCO ₂ e)	
クレジット期間の総年数	
クレジット期間中の吸収源によるベースライン年間平均純GHG吸収量推計 (tCO ₂ e)	

(2) セクションD.2 リークエージの事前推計

リークエージとは、プロジェクトバウンダリー外で生じる排出源からの人為的GHG排出量の増加分であり、当該A/R CDMプロジェクト活動に起因する測定可能なものと定義される。なお、EBは、リークエージに関する追加的なガイダンスを提供している[■ EB 22、Annex 15]。プロジェクトバウンダリー外の炭素プールの減少は、リークエージとみなされる。特に、

- 活動の移転により、プロジェクトバウンダリー外の土地が開墾されることで森林減少が起こる場合、すべての炭素プールへの影響が考慮されなければならない。
- プロジェクトバウンダリー外の薪炭材収集やこれに類似した活動が見られる場合、この活動により森林荒廃が深刻でなければ、収集された非再生可能な薪炭材の材積のみが排出とみなされる。土地利用、土地利用変化及び林業に関するIPCCグッドプラクティスガイダンス(IPCC-GPG) (2003)に概要がまとめられている薪炭材収集の数式(Eq. 3.2.8)を世帯調査もしくは参加型農村調査手法(participatory rural appraisal : PRA)と合わせて適用することが可能である。一方で、この活動により森林荒廃が深刻な場合は、計上ルール(1)が適用される。なお、ここで「深刻に荒廃していない」とは、採取された材積による排出量が現実の純GHG吸収量の2～5%であることを意味する。また、採取された材積による排出量が、現実の純GHG吸収量の2%以下である場合、リークエージは無視することが可能である。

これらリークエージの有意性の検討に際しては「A/R CDMプロジェクトにおけるGHG排出量の有意性検定ツール(Tool for testing significance of GHG emissions in A/R CDM project activities)」[■ EB 31、Annex 16]を使用することができる。このツールは、どのGHG排出

源、考えられる炭素プールの減少、リークエージ排出量が、特定のA/R CDMプロジェクト活動にとって重要でなく、そのために無視することができるかについて、プロジェクト参加者が透明性の高い証明を行えるよう支援するものである。EBは、非再生可能な薪炭材の伐採によるリークエージ排出量は無視することに関して、EB 22、Annex 15、段落3(b)に示されたガイダンスに代わって、このツールが優先することを明確にしている[■ EB 31、段落47]。

2.3.5

セクションE. モニタリング計画

セクションEでは、プロジェクト参加者は選択したモニタリング方法論に従って、吸収源による純GHG吸収量の推計に必要なデータの収集・保存方法を記載する。モニタリングの結果は、ベースラインシナリオとプロジェクトシナリオにおけるGHG吸収量の差分の計算に利用される。モニタリング計画では、プロジェクトバウンダリー内で生じる炭素プールにおける検証可能な炭素蓄積の変化及びGHG排出の推計・測定や、ベースラインの決定、プロジェクトバウンダリー外の排出の増加の特定に必要なすべての関連データの収集・保存に関する詳細な情報を提供する必要がある。

(1) セクションE.2 サンプリング計画と層化

プロジェクト参加者は、吸収源による現実の純GHG吸収量及び、ベースラインをモニタリングする場合には吸収源によるベースライン純GHG吸収量とを事後的に計算するためにプロジェクトで用いるサンプリング計画を記載する必要がある。サンプリング計画では、層化やプロットの数及び配置の決定等について記載しなければならない。

(2) セクションE.4 吸収源による現実の純GHG吸収量のモニタリング

吸収源による現実の純GHG吸収量のモニタリングに用いるデータ及びパラメーターについて以下の2つの表を用いて説明する。プロジェクト参加者は、モニタリングしたデータを(最後の)クレジット期間の終了時の2年後まで保存する必要がある。

2.3.6

セクションF. A/R CDMプロジェクト活動の環境的影響

セクションF.1 提案されるA/R CDMプロジェクト活動の生物多様性や自然生態系への影響及びプロジェクトバウンダリー外への影響を含めた環境的影響の分析に関する文書

環境的影響が懸念される場合、本分析では以下の事項に関する情報を含めなければならない。

- 水文
- 土壌
- 火災のリスク
- 害虫と病気

(プロジェクト参加者はCDM-AR-PDDに、関連する文書を添付する必要がある。)

2.3.7

セクションG. 提案されるA/R CDMプロジェクト活動の社会経済的影響

セクションG.1 提案されるA/R CDMプロジェクト活動のプロジェクトバウンダリー外への影響を含めた社会経済的影響の分析に関する文書

社会経済的影響が懸念される場合、本分析では以下の事項に関する情報を含めなければならない。

- 地域社会
- 地元の住民
- 土地保有権
- 地域の雇用
- 食糧生産
- 文化的・宗教的な場所
- 薪炭材やその他の林産物へのアクセス

(プロジェクト参加者はCDM-AR-PDDに、関連する文書を添付する必要がある。)

E.4 有効化審査に利用可能であるデータ及びパラメーター

データ/パラメーター:	
説明/データ単位:	
適用されたデータ値:	
使用されたデータのソース:	
データ選定の妥当性/測定方法と適用される手順の記述:	
コメント:	

E.4 モニタリングを実施するデータ及びパラメーター

データ/パラメーター:	
説明/データ単位:	
適用されたデータ値:	
使用されたデータのソース:	
測定方法と適用される手順の記述:	
モニタリングの頻度:	
QA/QCの手順:	
コメント:	

2.4 プログラム活動(PoA)設計書

本節では、PoAの現状を示し、PoA及びCPA設計書(CDM-PoA-DD、CDM-CPA-DD)作成時の要点について、PoA及びCPAに特有の重要な項目に焦点を当てて記述する。それぞれのタイプのPoA(小規模やA/R)の設計書やガイドラインはUNFCCCウェブサイトです入手可能である。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/index.html>

2.4.1

PoAのトレンド

2011年2月18日の時点では、PoAは7件が登録済みであり、2月1日の時点で69件が有効化審査中である。しかし、69件の内51件は2009年12月以降に有効化審査を実施しており、最近の2年間でPoA案件が増加していることを示している。登録済みPoAのホスト国は、メキシコ(最初のPoAであり2009年7月31日に登録されている)、ブラジル、ウガンダ、インド(2件)、ホンジュラス、中国である。有効化審査中のPoAのホスト国は、中国が最も多く9件、次いでインドの8件、ベトナム6件、南アフリカ5件と続く。最も利用されている方法論は、AMS-I.C「利用者のための熱エネルギー(Thermal energy for the user with or without electrical energy)」であり、有効化審査中案件の13件で用いられている。また、最もよく見られる案件の種別は、エネルギー利用の効率化であり、次いでバイオガス利用である。

2.4.2

CDM-PoA-DDの内容

PoAにおいては、その調整または管理主体としてC/ME(Coordinating/Managing Entity)が設置される必要がある。CMEは、PoAの枠組みを設定し、PoAの下で実施するCPAを明確に規定し、CDM-PoA-DDを完成させなければならない。

CDM-PoA-DDの登録申請時には、提案されるPoAに一般的なCDM-CPA-DD、及び1件の実際の個別ケースを用いたCDM-CPA-DDとを併せて提出しなければならない。

(1) セクションA.2 プログラム活動の解説

当該PoAや政策/対策の一般枠組みに関する情報、又は当該PoAが促進する目標について解説する。当該PoAが調整及び管理主体(CME)による自発的な活動であることを立証する。

(2) セクションA.3 プログラム活動の調整及び管理主体と参加者

調整及び管理主体とプログラム参加者を特定する。プログラム参加者はCPAに関与している必要はない。

(3) セクションA.4.1.2 物理的/地理的バウンダリー

当該PoAに含まれる全てのCPAが実施される地理的バウンダリー(例えば、市・国内地域・国又は複数国)を規定する。その際には、PoAを実施する各ホスト国の適用される全ての国策、又はセクター政策や規制が選択したバウンダリー内であることを注意しなければならない。

(4) セクションA.4.2.2 PoAにCPAを含むことの適格性

CPAを含めることに関する基準のみを解説する。CPAの追加性の証明に関する基準はセクションE.5で説明すること。

(5) セクションA.4.3 PoAの追加性の評価及び証明

追加性を証明するため、以下の項目を立証する。

- (a) 提案されているPoAは自発的に調整された活動であること。
- (b) PoAが自発的な活動とするならば、PoAが無ければ実施されない活動であること。
- (c) PoAが義務的政策/規制を実施するならば、義務的政策/規制が強制されない/されている状態ではないこと。
- (d) 義務的政策/規制が強制されているならば、当該PoAの実施により既存の義務的政策/規制が求める実施レベルを更に強めること。

(1) CDM-PoA-DD (Version 01) [図表 EB 41、Annex 33]

セクション A.	プログラム活動 (PoA) の概要
A.1	プログラム活動のタイトル
A.2	プログラム活動の解説
A.3	プログラム活動の調整及び管理主体と参加者
A.4	プログラム活動の技術的説明
セクション B.	プログラム活動の有効期間
B.1	プログラム活動の開始日
B.2	プログラム活動の期間
セクション C.	環境分析
C.1	環境分析を実施するレベル、及びそのレベルで行うことの妥当性
C.2	バウンダリーを越える影響を含む環境影響分析に関する資料
C.3	ホスト国の法律、規制において、プログラム活動に含まれる典型的CDMプロジェクト活動に環境影響評価の実施が求められているかどうかに関する記述
セクション D.	利害関係者のコメント
D.1	地元の利害関係者のコメントを募集するレベル及び、レベル選択の妥当性
D.2	どのように地元の利害関係者のコメントを募集し、まとめているかについての簡易解説
D.3	受理したコメントの概要
D.4	受理したコメントをいかに考慮したかについての報告
セクション E.	ベースライン及びモニタリング方法論の適用
E.1	プログラム活動に含む各CPAに適用する承認済みベースライン及びモニタリング方法論のタイトル及び参考資料
E.2	方法論選択の妥当性と各CPAへ適用可能とする説明
E.3	CPAのバウンダリーに含まれている発生源と対象ガスの解説
E.4	ベースライン開発及びベースラインシナリオの解説
E.5	CPAの追加性の評価及び証明
E.6	CPAの推計排出削減量
E.7	モニタリング方法論の適用とモニタリング計画の解説
E.8	ベースラインとモニタリング方法論の適用日付と責任者(組織)名

(2) 添付資料

添付資料1.	調整及び管理主体とプログラム活動参加者の連絡先情報
添付資料2.	公的資金に関する情報
添付資料3.	ベースラインの情報
添付資料4.	モニタリングの情報

(6) セクションA.4.4.1 運営及び管理計画

C/MEによって建てられたPoAの運営及び管理に関する計画を解説する。計画には以下の項目を含める。

- PoAの下の各CPAの記録保存システム(record-keeping system)。
- ダブルカウント防止のためのシステム及びその手順。
- CPAの運営者が、その活動がPoAに記入されていることを知っており、同意していることを確実にすることの説明。

(7) セクションA.4.4.2 モニタリング計画

C/MEが全CPAの排出削減量又は吸収量の立証を望まない場合、CPAにより達成される排出削減量または吸収量のDOEによる立証に用いる、統計的に妥当性のあるサンプリング方法及びその手順を提案し解説する。

(8) セクションA.4.5 公的資金

当該PoAに公的資金が用いられる場合、ODA資金がPoAの実施に流用されていないことを説明する。

(9) セクションC.1 環境分析を実施するレベル、及びそのレベルで行うことの妥当性

環境分析がPoAではなく、CPAレベルで実施されるのであれば、その旨をCDM-PoA-DD及びCDM-CPA-DDに反映させ示す。

(10) セクションD.1 地元の利害関係者のコメントを募集するレベル及び、レベル選択の妥当性

PoA全体に対して地元の利害関係者からコメントを募集するのであれば、それらのコメントをいかに募集したか、受理したコメントの概要、及び受理したコメントをいかに考慮したかについて説明する。地元の利害関係者からのコメントの募集をCPAレベルで実施する場合、その旨をCDM-PoA-DD及びCDM-CP-DDに反映させ示す。

(11) セクションE. ベースライン及びモニタリング方法論の適用

典型的なCPAに用いるベースライン及びモニタリング方法論の適用について説明する。PoA固有のCDM-CPA-DD (PoA specific CDM-CPA-DD) の準備において含まれるPoA固有の要素を規定する。

(12) セクションE.5.1 典型的CPAの追加性の評価と証明

適用するベースラインとモニタリング方法論で示されている手順を用いて、典型的CPAの追加性を証明する。

(13) セクションE.5.2 CPAの追加性評価に用いる基準とデータ

登録済みPoAにCPAを含むことを提案する際に、CPAの追加性評価に用いる基準を示す。基準はセクションE.5.1で実施される追加性評価に基づかなければならない。プロジェクト参加者はセクションE.5.1の分析に基づき、基準の選択の正当性を示す必要がある。またこれらの基準が、典型的なCPAを含める際にいかに追加性評価に適用されているかを示さなければならない。

本セクションで提供する情報は、PoAに固有であるCDM-CPA-DDに含まれている必要がある。また、PoA登録時においてプロジェクト参加者により提出される資

料に含まれなければならない。

2.4.3

CDM-CPA-DDの内容

CMEは、提案されたPoAの条項を用いてPoAに固有のCDM-CPA-DDを完成させなければならない。PoAの有効期間中に追加される全てのCPAは、完全なCDM-CPA-DDを提出しなければならない。

(1) セクションA.3 CDMプログラム活動に参加する事業者又は個人

CPAの運営を行う事業者又は個人は、登録済みPoAにその名称が含まれているならば、CPAを提出したPoAの下において、PoAのプロジェクト参加者となることが可能である。

(2) セクションA.4.1.2 当該プロジェクトを特徴づける情報を含む現地の地勢(最大1ページ)

CDMプログラム活動が固定された場所で実施される場合には地理的な座標値、移動可能な場合には登録番号、GPSデバイスやCPAを運営する事業者及び個人の名前や連絡先等。

(3) セクションA.4.3.1 クレジット期間の開始日

CDMプログラム活動のクレジット期間の開始日は、登録済みPoAに含まれた日、又はそれ以降とする必要がある。なお、CDMプログラム活動の開始日が、PoAの有効化審査開始より以前、すなわちCDM-PoA-DDの最初のパブリックコンサルテーションのための公開日以前にならない確証を示す[■ EB 55、Annex 38、段落7 (c) (d)]。

(4) セクションA.4.3.2 更新タイプのCDMプログラム活動を選択した場合のクレジット期間の長さ及び最初のクレジット期間

いかなるCDMプログラム活動のクレジット期間も、いつPoAに含まれたかによらず、PoAの有効期間最終日までに限られる。

(1) CDM-CPA-DD (Version 01) [国 EB 42, Annex 33]

セクション A.	CDMプログラム活動 (CPA) の概要
A.1	CDMプログラム活動のタイトル
A.2	CDMプログラム活動の解説
A.3	CDMプログラム活動に参加する事業者又は個人
A.4	CDMプログラム活動の技術的説明
セクション B.	CDMプログラム活動の適格性と推計排出削減量
B.1	CDMプログラム活動が追加されるPoAのタイトル及び参考資料
B.2	登録済みPoAへCDMプログラム活動を追加することの正当性
B.3	登録済みPoAに記載の適格性基準を用いたCPAの追加性の評価及び証明
B.4	CDMプログラム活動のバウンダリーに含まれている発生源と対象ガスの解説、及びCDMプログラム活動が登録済みPoAの地理的バウンダリー内部で実施されることの証明
B.5	排出削減量
B.6	モニタリング方法論の適用とモニタリング計画の解説
セクション C.	環境分析
C.1	環境分析を実施するレベル、及びそのレベルで行うことの妥当性
C.2	バウンダリーを超える影響を含む環境影響分析に関する資料
C.3	ホスト国の法律、規制において、プログラム活動に含まれる典型的CDMプロジェクト活動に環境影響評価の実施が求められているかどうかに関する記述
セクション D.	利害関係者のコメント
D.1	地元の利害関係者のコメントを募集するレベル及び、レベル選択の妥当性
D.2	どのように地元の利害関係者のコメントを募集し、まとめているのかについての簡易解説
D.3	受理したコメントの概要
D.4	受理したコメントをいかに考慮したかについての報告

(2) 添付資料

添付資料1.	CDMプログラム活動に参加する事業者及び個人の連絡先情報
添付資料2.	公的資金に関する情報
添付資料3.	ベースラインの情報
添付資料4.	モニタリングの情報

(5) セクションB.5.2 事前の排出削減量計算

ベースライン排出量を計算し、排出源のGHG排出削減量及び吸収源によるGHG吸収量の推算を行う。

(6) セクションC. 環境分析

環境分析がPoA全体のレベルで実施されたのでなければ、CDM M&Pの要求に従い、CDMプログラム活動レベルで実施した環境分析に関する情報を提供する。

(7) セクションD. 利害関係者のコメント

利害関係者からのコメントがCDMプログラム活動のレベルで求められたのであれば、それらのコメントをいかに募集したか、受理したコメントの概要、及び受理したコメントをいかに考慮したかについて説明する。

2.4.4

小規模プログラム活動(Small-scale PoA)に固有の事項

小規模プログラム活動設計書(CDM-SSC-PoA-DD)及び小規模CDMプログラム活動設計書(CDM-SSC-CPA-DD)はCDM-PoA-DD及びCDM-CPA-DDと若干異なる。従って、本節では小規模プログラム向けの設計書に固有の事項について述べる。

CDM-SSC-PoA-DD

(1) セクションA.4.4.1 運営及び管理計画

前節で取り上げたCDM-PoA-DDでの記述内容に加えて、プログラム活動に含まれる小規模CDMプログラム活動が、他のCDMプログラム活動やCDMプロジェクト活動のデバンドリングされた要素ではないことを示す情報を提供する。

(2) セクションE.1 当該小規模CDMプログラム活動に適用される承認済みベースライン及びモニタリング方法論のタイトル及び参考資料

承認済み小規模ベースライン及びモニタリング方法論は、プログラム活動において使用されるためにはEBにより承認されなければならない。なお、複数の方法論を使用する際には事前に申請(Procedures for approval of the application of multiple methodologies to a programme of activities)が必要であるが、メタンガスを生成するTypeIIIの方法論(AMS-III.H、AMS-III.D、AMS-III.F、AMS-III.G)と、再生可能エネルギー生成にメタンガスを利用するTypeI(AMS-I.C、AMS-I.D、AMS-I.F)の方法論を同時に使う場合には、事前申請が不要である。

(3) セクションE.2 方法論選択の妥当性、及び当該小規模CDMプログラム活動への適用の妥当性

それまでに、小規模CDMプログラム活動を背景としたリーケージの説明のために再検討又は改訂がなされている小規模方法論であるならば、それぞれのCDMプログラム活動が個別に小規模活動の上限値を超えない場合、当該小規模方法論を使用することが可能である。

CDM-SSC-CPA-DD

(1) セクションA.4.6 提案されたCDMプログラム活動がデバンドリングされた要素ではないことを確認する情報

当該CDMプログラム活動が追加されるプログラム活動と同じ地理的領域に存在し、同じ方法論を使用しているプログラム活動のみに、デバンドリングの検討が必要となる。

- 提案されている小規模CDMプログラム活動が大規模活動からデバンドルされた要素とみなされるケースは、
 - 提案されている小規模CDMプログラム活動と同じ実施者、又は同じCDMセクターでの大規模プログラム活動を管理する同じC/MEによる場合
 - 提案されている小規模CDMプログラム活動のバウンダリーと、最も近い地点において1km以内にバウンダリーが存在する場合

これは、すでに登録済み小規模CDMプログラム活動、他の申請中の小規模CDMプログラム活動、他の登録済みCDMプロジェクト活動が存在している場合である。
- 上記の基準により、提案されている小規模CDMプログラムがデバンドルされた要素であるとみなされた場合、登録済み小規模CDMプログラム活動や登録済みCDMプロジェクト活動と当該CDMプログラム活動とを併せた規模が、小規模CDMや小規模A/R CDMの上限値を超えないものであれば、当該CDMプログラム活動は簡易M&Pを利用することが出来る。
- CDMプログラム活動に含まれるサブシステム又は対策(例えば、バイオガス消化槽や家庭用ソーラーシステム等)が、適用されている方法論により規定されている小規模活動の上限値の1%未満(即ち、150kW設備容量未満、年間のエネルギー節約が0.6GWh未満、年間の排出削減量が0.6ktCO₂e未満)であるならば、当該CDMプログラム活動はデバンドリングチェックの実施を免除される(即ち、デバンドリング要素ではないとみなされる)[註EB54、Annex 13、段落10]。

PoAの下でのデバンドリングチェックを示すフローチャートを図2-2に示す。

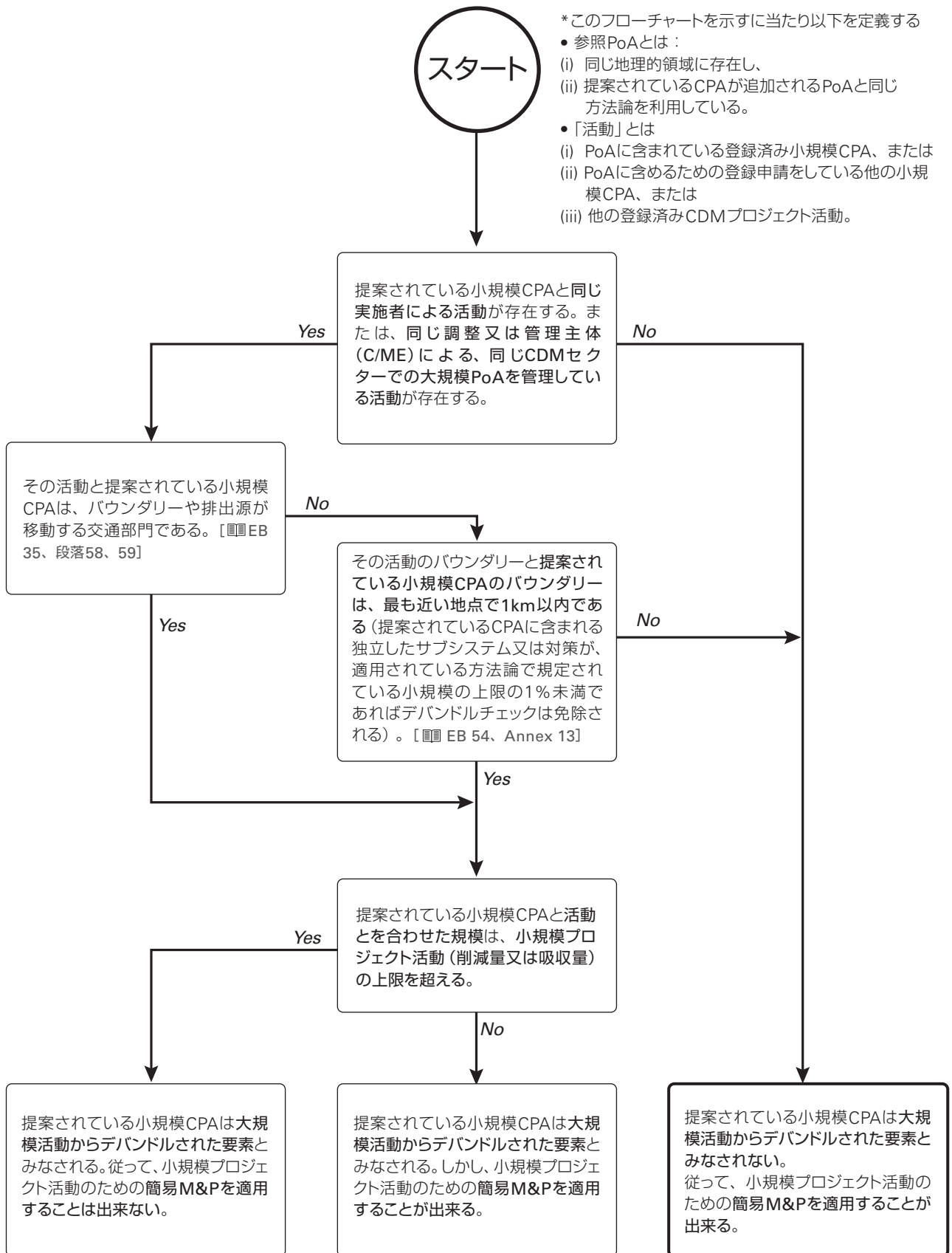


図2-2 プログラム活動下でのデバンドリング決定のためのフローチャート

出典: Guidelines on assessment of de-bundling for SSC project activities [EB54, Annex 13]

Chapter 3

Joint implementation (JI)

- 3.1 JIとは? 64
- 3.2 JIに関する組織及び手続き 66
- 3.3 JI-PDDの作成 69
- 3.4 小規模JIプロジェクト 75

3.1 JIとは?

3.1.1

概要

共同実施 (Joint Implementation : 以下、JI) とは、CDM、排出量取引と並ぶ京都メカニズムの一つである。これは、附属書 I 国 (先進国) 間で GHG の排出削減もしくは吸収増大プロジェクトを実施し、その結果生じたクレジット (Emission Reduction Unit : 以下、ERU) を他の附属書 I 国へ移転・取得できるという制度である (京都議定書第 6 条) (図 3-1 参照)。

ERU 移転・取得に関する附属書 I 国の参加要件 は以下の通りである [註 JI ガイドライン、p. 6、段落 21]。

- (a) 京都議定書締約国であること
- (b) 割当量を計算し、記録していること
- (c) GHG 排出量及び吸収量の推計について国家的なシステムを有していること
- (d) 国別登録簿を設置していること
- (e) 直近のインベントリを毎年提出していること。そのうち、第 1 約束期間については、排出インベントリが適性であること
- (f) 割当量に関する補完的な情報を提出し、京都議定書第 3 条 3 項・4 項の活動について、割当量への追加および割当量からの差し引きを行っていること

JI 監督委員会 (Joint Implementation Supervisory Committee : 以下、JISC) は、JI ガイドラインに従い、京都議定書付属書 B への記載を待機している締約国での JI プロジェクトについて、ホスト国を京都議定書付属書 B に含める修正が発効される前であっても考慮する可能性があるとしている。ただし、ERU の発行及び移転は、各ホスト国を付属書 B に含む修正の発効以降である [註 JISC 22、段落 38-40]。

3.1.2

検証手続き

削減量の検証手続きには、「トラック 1 (Track 1)」「トラック 2 (Track 2)」と呼ばれる 2 種類の手続きがある。

(1) トラック 1

ホスト国がすべての参加要件を満たしている場合、JI プロジェクトによる排出削減及び吸収増大が、プロジェクトがなかった場合に対して追加的であることを、ホスト国が検証できる。この手続きをトラック 1 と呼ぶ。この場合、ホスト国による検証後、ホスト国は適切な量の ERU を発行できる [註 JI ガイドライン、p. 7、段落 23]。

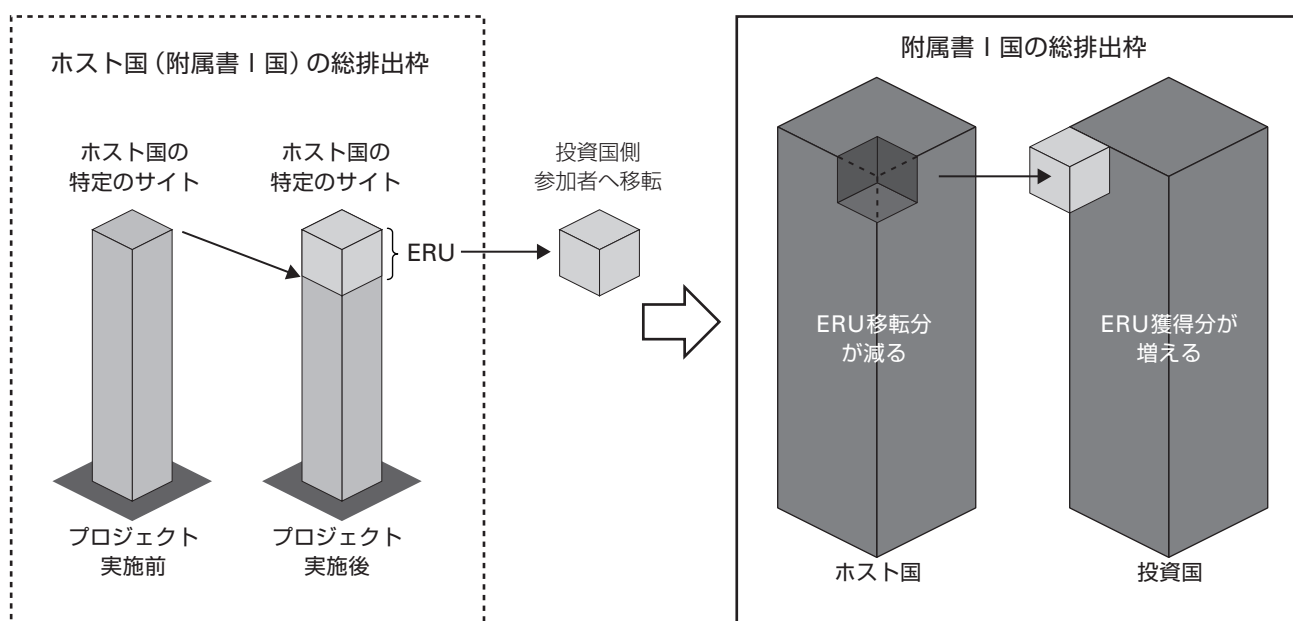


図3-1 JIの概要図

(2) トラック2

ホスト国がメカニズムへの参加要件を満たしていない場合、JIプロジェクトによる排出削減及び吸収増大の検証については、JISCが規定する検証手続を経る必要がある。この手続きをトラック2と呼ぶ。ただし、ホスト国がERUを発行、移転する際には、3.1.1に示す(a)と(b)、(d)の参加要件を満たしている必要がある〔JISCガイドライン、p. 7、段落24〕。

すなわち、すべての参加要件を満たしていないホスト国は、トラック2を適用しなければならないが、参加要件を満たしているホスト国は、「トラック1」または「トラック2」のいずれかを選択することが可能である〔JISCガイドライン、p. 7、段落 25〕。トラック2における具体的な認証手順については、JISCが「JI決定及び認証マニュアル (Joint Implementation determination and verification manual)」を採択している〔JISC 19、Annex 4〕。

3.2 JIに関する組織及び手続き

3.2.1

JIに関する組織²²

JI関連組織は以下のものがある。

(1) 京都議定書締約国会合 (CMP)

CMPは、京都議定書第6条の実施に関するガイダンスを与えるとともに、JISCを監督する〔JISC JIガイドライン、p. 3、段落 2〕。

(2) 指定担当機関 (Designated Focal Point : DFP)

JIプロジェクトを実施する締約国は、UNFCCC事務局に対してJIプロジェクトを承認するDFPを通知する必要がある。さらに、利害関係者のコメントやモニタリング、検証に関する規定などの、JIプロジェクト承認のための国家ガイドライン及び手順も事務局に通知する必要がある〔JISC JIガイドライン、p. 6、段落 20〕。

(3) JI監督委員会 (JI Supervisory Committee : JISC)

JISCは、JIプロジェクトから発生するERUの検証〔JISC JIガイドライン、p.3、段落 3〕、JIプロジェクト設計書の書式の策定・改定、各種ガイダンスの策定を監督し、CDMにおけるCDM理事会 (EB) に相当する機関である〔JISC JIガイドライン、p. 14、段落 2〕。

(4) 認定独立組織 (Accredited Independent Entity : AIE)

AIEは、「JI認定基準 (Joint Implementation accreditation standard)」〔JISC 18、Annex 2〕及びJIガイドラインの添付文書A (Appendix A) に定められた基準・手続きに基づき、JISCにより認定された組織である。AIEはプロジェクトによる排出削減や吸収増大が京都議定書第6条やJIガイドラインの関連規定を満たしているかどうかを決定する責任を持つ。つまり、JIにおけるAIEは、CDMにおけるDOEと類似した役割を担うものであるが、DOEよりも決定に関する責任は大きい。CDMでは、DOEがPDDの有効化審査を行い、提案されたプロジェクトに承認済み方法論を適用できるかどうかをチェック

する責任を持つが、JIでは承認された方法論がないため、AIEは、「ベースライン設定及びモニタリングの基準ガイダンス (Guidance on criteria for baseline setting and monitoring)」〔JISC 18、Annex 2〕及びJIガイドラインの添付文書Bが定めるベースライン設定とモニタリングの基準に従って、ベースライン設定とモニタリング方法が適切かどうかを評価しなければならない。提案されたJIプロジェクトにCDMの承認済み方法論を適用することをプロジェクト参加者が選んだ場合、AIEは、すべての説明、記述、分析が、使用するCDM方法論に則しているかどうかを評価する。

JI認定過程の下で独立組織候補の評価には3つの主要な要素がある。それら要素はCDMにおける認定過程と同様に、デスクレビュー、現場評価 (on-site assessment)、そして監査 (witnessing) である〔JISC 09、Annex 1、段落4〕。AIEの認定範囲は、その機能 (PDDに関する決定やGHG排出削減量又は吸収量増大に関する決定) 及びセクターである〔JISC 09、Annex 1、段落6〕。

AIEの専門領域のリストは、領域14 (土地利用、土地利用変化及び林業) 以外はCDMのものと同じである。認定を申請する独立組織は、1つあるいは複数の専門領域を申請することができる〔JISC 09、Annex 1、段落9-10〕。AIEの認定期間は、その専門領域も含み、JISCによる認定から5年間有効である。²³ AIEの最新リストは、UNFCCCのJIウェブサイトのAIEセクションで確認できる。

▶ <http://ji.unfccc.int/AIEs/listIL.html>

表3-1 専門領域のリスト (version 2)

1	エネルギー産業 (再生可能/非再生可能資源)
2	エネルギー供給
3	エネルギー需要
4	製造業
5	化学産業
6	建設業
7	交通
8	鉱業・鉱物の生産
9	金属産業
10	燃料 (固形・石油・ガス) の漏出
11	ハロカーボン及び六フッ化硫黄の生産・消費からの漏出
12	溶剤の利用
13	廃棄物処理・処分
14	土地利用、土地利用変化及び林業
15	農業

出典：「専門領域のリスト (Version 02)」 (JISC 13、Annex 2)

22 JISC、AIE、JI-APとJI-ATはJIトラック2だけと関連する。

23 認定に関する詳細については、「JISCによる独立組織の認定手順 (Procedure for accrediting independent entities by the Joint Implementation Supervisory Committee)」〔JISC 21、Annex 2〕を参照のこと。

(5) JI独立組織認定パネル (Joint Implementation Accreditation Panel : JI-AP)

JI-APは、議長と副議長に指名されたJISCのメンバー2名を含め6名で構成され、CDMにおけるCDM-APに相当する。独立組織(IE)の認定、AIEの認定停止・取り消し・再認定について、JISCに対して勧告を行い[■ JISC 02、Annex 4、段落3]、また、以下(6)に示すJI-ATメンバーの選定なども実施する[■ JISC 02、Annex 4、段落4]。

(6) JI評価チーム (Joint Implementation Accreditation Panel : JI-ATs)

JI-ATは、チームリーダー1名とその他の必要メンバーで構成され[■ JISC 08、Annex 1、段落8]、CDMにおけるCDM-ATに相当する。JI-ATsは、AIE及びその候補の評価を行い、評価報告書の作成などを実施する[■ JISC 08、Annex 1、段落3]。

(7) JISC再審査チーム (JISC Review Team : JISC-RTs)

JISC-RTsは、CDMにおけるRITに相当し、JIプロジェクトの有効性や排出削減量の検証において、CMPやJISC決定事項に則しているか、また、AIEによって適切に処理されているかについて審査を行う[■ JISC 03、Annex 4、段落7]。

3.2.2

JIの有効性決定および検証手順と費用

図3-2は、JISCの下での検証、すなわちトラック2における検証の手順を示したものである。提案されたプロジェクトがJIの要件を満たしているかどうかをAIEが個別評価するプロセスである有効性決定(CDMにおける有効化審査に相当)と、排出削減量もしくは吸収増大量の決定(CDMにおける検証に相当)を行う。なお、有効性決定及び検証の質を向上させるために、「JI有効性決定・検証マニュアル (Determination and Verification Manual : DVM)」が制定されている[■ JISC 19、Annex 4]。

トラック2におけるJIの手続きに必要な費用としては、JISCの活動費用負担のため、以下の手数料を支払うことが規定されている。

- (a) ある暦年において、最初の15,000t-CO₂までは0.1米ドル/CER、それを超える分については0.2米ドル/CER。
- (b) 費用の支払は、排出削減量(又は吸収増大量)の検証報告書の提出時だが、30,000ドルを上限とした前払が必要であり、前払分は返還しない。

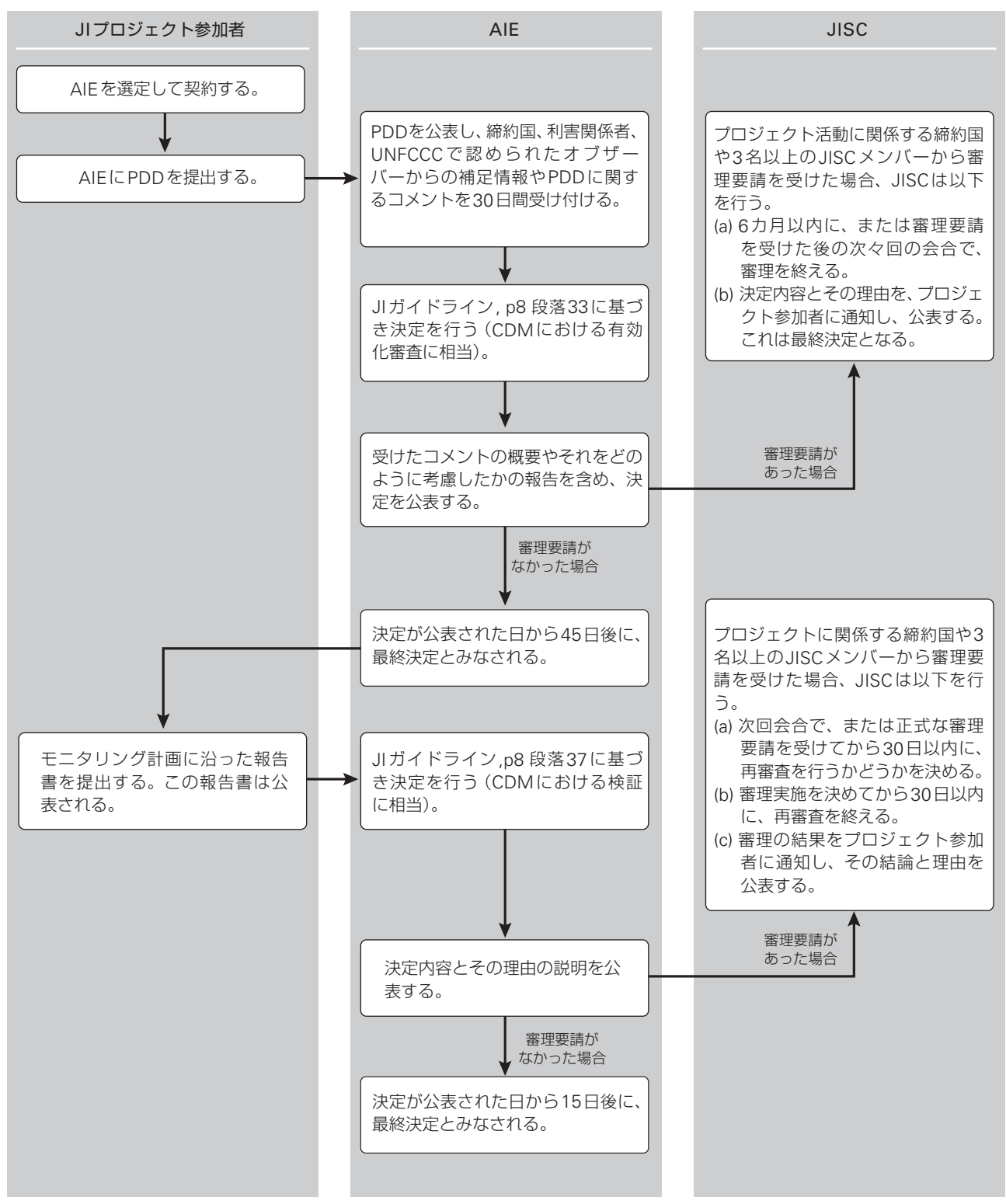


図3-2 JIの有効性決定の手順 (トラック2)

3.3 JI-PDDの作成

3.3.1

JI-PDD様式

プロジェクト参加者は、JIプロジェクトとしての有効性決定のために、必要となる情報を含んだPDDを、AIEに提出しなければならない[図1 JIガイドライン、p7、段落31]。

その際に使用するPDD様式としては、下表左列に示す4種類の様式があり、個々にガイドラインが示されている。最新のJI-PDD様式はJIウェブサイトより入手可能である。

▶ <http://ji.unfccc.int/Ref/Forms.html>

以下では、JI-PDD作成において重要となる要素を見ていく。

(1) JI-PDD セクションA.5 関係国によるプロジェクト承認

JISCは関係締約国による書面でのプロジェクト承認提出の時期に関していくつかの選択肢を示しており、ホスト国に加え少なくとも他の一つの締約国がJIプロジェクトに関係するべきであるとし、以下のように明確化している。

- JIガイドライン付録の段落34に従い、公開用のPDDに関する決定報告を提出する際には、少なくともホスト国による書面でのプロジェクト承認がAIEに提供され、かつ、AIEによって事務局に提出される必要がある。

- JIガイドラインの段落38に従い、公開用の最初の認証報告を提出する際には、JIプロジェクトに関係するホスト国以外の締約国による少なくとも一つの書面によるプロジェクト承認がAIEに提供され、かつ、AIEにより事務局に提出される必要がある。

(2) JI-PDD セクションB. ベースライン

ベースラインはJIガイドラインの添付文書B及びベースライン設定やモニタリングの基準に従って設定されなければならない。必要に応じ、プロジェクト参加者はCDMでの承認済み方法論を適用することも可能である。承認済み方法論が用いられた場合、全ての説明や分析は選択された方法論に従わなければならない。特に、以下のステップを示すべきである。

- プロジェクトに適用するベースライン・モニタリング方法論の参照番号
- 方法論選択の妥当性及び、プロジェクトに適用することの妥当性
- 方法論がどのようにプロジェクトにおいて用いられるかについての概要

(3) JI-PDD セクションC. クレジット期間

JIガイドラインの要求に沿っているならば、2000年時点で開始されたプロジェクトはJIプロジェクトとして適格である可能性がある。ただし、ERUクレジットは2008年以降に対してのみ発効される。プロジェクト参加者は、

2011年2月時点

様式	ガイドライン
JI PDD様式 (Version 01)	<ul style="list-style-type: none"> • Guidelines for users of the JI PDD form (Version 04) [図1 JISC 18, Annex 4] • Guidance on criteria for baseline setting and monitoring (Version 02) [図1 JISC 18, Annex 2] • Provisions for the charging of fees (Version 03) [図1 JISC 18, Annex 3]
JI SSC PDD様式 (Version 01.1)	<ul style="list-style-type: none"> • Guidelines for users of the JI SSC PDD form and the form for submission of bundled JI SSC projects (Version 04) [図1 JISC 18, Annex 5] • Provisions for JI SSC Projects (Version 03) [図1 JISC 18, Annex 3]
JI PoA DD様式 (Version 01)	Guidelines for users of the JI PoA DD form (Version 02) [図1 JISC 19, Annex 2]
JI LULUCF PDD様式 (Version 01)	Guidelines for users of the JI LULUCF PDD form (Version 04) [図1 JISC 18, Annex 6]
Form for submission of bundled JI SSC projects (Version 01.1)	Guidelines for users of the JI SSC PDD form and the form for submission of bundled JI SSC projects (Version 04) [図1 JISC 18, Annex 5]

クレジット期間の開始日をJIプロジェクトによる最初の排出削減または吸収が実施される日以降(当日を含む)として設定する必要がある。そしてクレジット期間はプロジェクトの稼働期間を超えて設定することは出来ない。

(4) JI-PDDセクションG. 利害関係者のコメント

利害関係者のプロジェクトへのコメントについて、コメントをした利害関係者のリストやコメントの特徴、コメントに対しどのように処置を行ったか等を示す。

最終決定がなされた後にPDDに記載したプロジェクト内容に変更が生じる場合、プロジェクト参加者による全ての変更点に関する詳細な記述及びそれら変更を正当化する理由の提供が行われ、それが妥当であると判断される場合がある [JISC 22、Annex 2]。

3.3.2

ベースライン設定とモニタリング計画

JISCは「CDM理事会の決定事項を適宜参考にしつつ、CMPによる検討のために、報告ガイドライン及び添付文章Bに含まれるベースラインとモニタリングのクライテリアについてレビューし、改訂する」責任を有する [JIガイドライン、p4、段落3(d)]。プロジェクト参加者は、ベースライン設定とモニタリングのクライテリアに関するJIガイドラインの添付文章BとJISCによって提供される「ベースライン設定とモニタリングのクライテリアに関するガイダンス (Guidance on Criteria for Baseline setting and Monitoring)」に従わなければならない。

なお、EBによって承認されたCDMのベースライン設定・モニタリング方法論(小規模CDMやA/R CDMの方法論を含む)を、JIプロジェクトに適用することも可能である [JISC 18、Annex 2、段落9-12]。

以下、本節の(1)～(4)については、下記Source 1(S1)～Source 3(S3)を参照とする。

(S1)「JIガイドライン 添付資料B」

(S2)「ベースライン設定とモニタリングのクライテリアに関するガイダンス」(Version 02) [JISC18、Annex 2]

(S3)「JIに関する決定および認証マニュアル」(Joint implementation determination and verification manual) (Version 01) [JISC 19、Annex 4]

(1) ベースラインの設定

■ ベースライン設定のクライテリア (S1；S2、段落20-29；S3、E.4)

- (a) JIプロジェクトのベースラインシナリオは、提案されているプロジェクトが実施されない場合に生じたであろう排出量もしくは吸収量を合理的に示すシナリオである。ベースラインは、プロジェクトバウンダリー内の付属書Aに含まれるすべてのガス、セクター、排出源、及び吸収源を含む。
- (b) ベースラインは、不確実性を考慮し保守的な前提に基づいて将来起こりうるシナリオを説明してリスト化し、その中から、最も起こりうるものを選択することで特定する。
- (c) ベースラインは以下のように設定しなければならない。
 - プロジェクトバウンダリーを考慮し、個別プロジェクトベースや複数プロジェクトに共通する排出係数を使用する。
 - 複数プロジェクトに共通する排出係数を使用するときは、その適用の正当性を説明しなければならない。部門全体にまたがるベースラインは以下のような場合に使用できる。
 - 標準排出係数を部門全体に適用する正当性が、その部門の物理的特性によって説明できる場合(例：送電上の制約があまりない統合電力網の場合、その電力網の物理的特性から、排出量に対するプロジェクトの影響が地域に関係なく評価可能であることが示唆される)。
 - 排出の程度が部門の中で著しく変化しない場合(例：電力グリッドに接続しないディーゼル発電の場合、発電の排出係数はかなり正確な標準係数に基づいていると思われる)。
 - 手法の選択、前提条件、方法論、変数、情報源、重要な要因に関して透明性のある方法をとる。
 - 国家やセクターに関連する政策や状況を考慮する。例えば、セクター内の改革的な取り組み、現地の燃料の入手可能性、電力部門増強計画、プロジェクトが属するセクターの経済的状况等。

- プロジェクト活動以外における活動水準の低下や不可抗力によって、ERUが獲得されることはない。
- (d) ベースラインの設定において、プロジェクト参加者は必要に応じて、S2の添付資料Bに含まれるStandard variablesのリストを用いなければならない。
- (e) プロジェクト参加者は、追加性について説明が記されているS2の付録Aを考慮し、ベースラインの選択の正当性について説明しなければならない。選択したベースライン手法が、すでに実施されている比較可能なケース(同じGHG緩和策、同一国、類似の技術や規模)と異なる場合、その差異の正当性について説明する必要がある。
- (f) どのような場合でも、JIプロジェクトは以下の項目に沿っている必要がある。
- プロジェクト参加者はJIガイドラインの添付資料Bに従いベースラインを設定しなければならない。
 - ホスト国(及び他の関係国)がプロジェクトを承認しなければならない。
 - JIガイドラインの添付資料Bにて設定されている基準に従い適切にベースラインが設定されているかどうかを、AIEが決定しなければならない。

■ プロジェクトバウンダリー (S2、段落14;S3、E.6)

JIプロジェクトの目的がGHG排出量削減の場合、プロジェクトバウンダリーは以下の通りである。

- (a) 以下のGHG排出量すべてを含まなければならない。
- プロジェクト参加者の管理下にあるもの
 - 明白にプロジェクトに起因するもの
 - 顕著なもの、つまり概算で、各排出源からの排出がクレジット期間における年平均GHG排出量の1%を超えるもの、または2,000tCO₂の、いずれか低い方。
- (b) 上記(a)についてはケースバイケースで定義しなければならない。
- (c) CDM承認済み方法論が用いられる場合、プロジェクトバウンダリーは承認済み方法論にて規定される。

■ リークエージ (S2、段落17-18; S3、E.9)

- (a) リークエージとは、プロジェクトバウンダリー外で発生したGHG排出量や吸収量の純増減量で、測定可能かつ当該JIプロジェクトに直接起因するものである。
- (b) プロジェクト参加者は、提案されたJIプロジェクトからの潜在的なリークエージについて評価し、どのリークエージ源を算入し、または無視するかを説明しなければならない。算入するリークエージは定量化し、事前に算定しなければならない。
- (c) CDM承認済み方法論が用いられる場合、リークエージ及びその算定のための手順は承認済み方法論にて規定される。

(2) モニタリング

■ モニタリングのクライテリア (S1; S2、段落30-41; S3、E.8)

- (a) プロジェクト参加者は、以下のモニタリング計画をPDDに記載しなければならない。
- (i) クレジット期間中にプロジェクトバウンダリー内で発生する排出量もしくは吸収量を推計・計算するのに必要なすべての関連情報の収集及び保管方法
 - (ii) クレジット期間中にプロジェクトバウンダリー内で発生したであろうベースラインにおける排出量もしくは吸収量を推計・計算するのに必要なすべての関連情報の収集及び保管方法
 - (iii) クレジット期間中にプロジェクトバウンダリー外で発生し、重要かつJIプロジェクトに起因すると合理的に考えられる排出量の増加や吸収量の減少に関する情報の収集及び保管方法、また、そのような可能性のある排出源/吸収源の特定。なお、プロジェクトバウンダリーは、プロジェクト参加者の管理下にあり、重要かつJIプロジェクトに起因すると合理的に考えられるすべての排出源もしくは吸収源を含むものとする。
 - (iv) ホスト国の手続きに則った環境影響に関する情報の収集及び保管方法(該当する場合のみ)
 - (v) モニタリング過程に関する品質保証と品質管理(QA/QC)の手順

(vi) 提案されたJIプロジェクトによる排出削減量や吸収増大量及びリーケージ効果の定期的な算出のための手順。リーケージは、プロジェクトバウンダリー外で生じる排出量や吸収量の純増減量であり、計測可能でありかつ該当JIプロジェクトに起因するものと定義されている。

(vii) 上記(i)(vi)で言及された計算にかかるすべての手順の明示

(b) 情報量を増加させ精度を高めるためのモニタリング計画の改訂に関しては、プロジェクト参加者が正当性を説明し、AIEがJIガイドラインを参照[註JIガイドライン、p8、段落37]しながらAIEにより提出されなければならない。

(c) モニタリング計画の実施とその改訂が、必要に応じて検証の条件となる。

上記のモニタリング基準について、JISCは以下のガイダンス(S2)を示している。

(a) プロジェクト参加者は、JIガイドラインの添付文書Bに従って、プロジェクトのPDDの一部としてモニタリング計画を策定しなければならない。モニタリング計画は特に、

- モニタリングされる関連要因と重要な指標とモニタリング期間、さらに、プロジェクトの実績管理及び報告における決定的要因すべてを記載しなければならない。
- 使用した指標、定数、変数を明確にしなければならない。
- ベースライン設定・モニタリングの基準に関するガイダンス(S2)の添付文書Bにある標準変数のリストを必要に応じて使用しなければならない。
- データのモニタリングと記録に使用した方法(頻度を含む)を記載しなければならない。
- モニタリングプロセスの品質を保証・管理するための手順を示さなければならない。これには、必要に応じて、校正情報、データの記録方法や方法の妥当性と精度が要求に応じたものかどうかを含める必要がある。
- モニタリング活動に関する責任と権限を明確化しなければならない。
- 全体的に、プロジェクトタイプにふさわしいモニタリングのグッドプラクティスを反映し

なければならない。JIのLULUCFプロジェクトの場合、IPCCが開発したグッドプラクティスガイダンスも適用すべきである。

- モニタリング計画適用のために収集すべきデータ一式を提供しなければならない。これは、測定もしくはサンプリングされたデータ、及び外部から集めたデータを含む(例：公表統計値、専門家の判断、機密情報、IPCC、広報用印刷物及び科学文献等)。計算されたデータは含まれない。モニタリング計画に含まれる情報は表形式で記載しなければならない。

(b) 使用された指数、定数、変数、モデルは、信頼性が高く(つまり、整合性があり正確な値であり)、適切な(つまり測定される効果に明確に関係する)ものでなければならない。かつモニタリングされる排出削減もしくは吸収増大の状況を明白に示すものでなければならない。特に以下が奨励されている。

- プロジェクトのためだけに使用する指数、一般的なビジネスで既に使用されている指標や地元当局等に申告しなければならない指数。このような指数はプロジェクト実施状況の照合にも使用できる(例：燃料投入量とエネルギー出力の割合の変化により、プロジェクト設備が適切に作動していないことやリーケージが発生したことがわかる)。
- 供給業者／発電所のデータや入手可能な公表統計値など、または調査によって得たデータを用いるリーケージ指数。これは、関連する企業の指標が入手できない可能性があるとともに、プロジェクト参加者によるリーケージ効果の管理は効果的でない可能性があるためである。

(c) デフォルト値は必要に応じて使うことができる。デフォルト値の選択においては、慎重に精度と合理性のバランスをとらなければならない。選択したデフォルト値は、広く認められた情報源のもの、かつ統計的分析に裏付けられて信頼性がかなり高いものであり、透明性のある方法で提示されなければならない。

(d) 排出量の削減もしくは吸収量の増加は、後述のベースライン設定・モニタリングのクライテリアに関するガイダンス(S2)の付属書2に従って推計・計算されなければならない。

(e) 国別または国際的なモニタリング標準を用いる場

合、その基準を特定し、詳細を示す参考資料を提示しなければならない。モニタリング(必要に応じて、校正)は、可能な限り国際的に認知された基準・方法を適用しなければならない。

- (f) あらゆる場合において、
- プロジェクト参加者は、JIガイドラインの添付文書Bに従ってモニタリング計画を策定しなければならない。
 - ホスト国(及び他の関係締結国)は、プロジェクトを承認しなければならない。
 - AIEは、JIガイドラインの添付文書Bに明記してある基準に従って、モニタリング計画が適切か判断しなければならない。
- (g) プロジェクト参加者は、モニタリング計画に従ってモニタリングを確実に実施しなければならない。
- (h) モニタリングに統計的手法を使用する場合、それを文書化し、保守的な方法で用いなければならない。
- (i) JIガイドライン[註1 p. 8、段落36]に従い、プロジェクト参加者はAIEに対し、発生した排出削減量と吸収増大量に関するモニタリング報告書を提出しなければならない。この報告書は公表される。
- (j) プロジェクト参加者は、モニタリングのプロセス及び結果を改良するよう奨励されている。情報量の増加や精度を高めるためのモニタリング計画の改訂に関しては、プロジェクト参加者が正当性を説明し、AIEがJIガイドラインを参照[註1 JIガイドライン、p8、段落37]し、提出しなければならない。その場合、AIEは提案された改訂が、最初のモニタリング計画における情報量の増加や精度を高めるものかどうかを決定し、肯定的な決定を下した場合は、JIガイドラインに定める決定手続き[註1 JIガイドライン、p8、段落37]を行う。
- (k) JIガイドラインに従ってモニタリングされ決定に必要とされたデータ[註1 JIガイドライン、p. 8、段落37]は、プロジェクトの最終的なERU移転が実施されてから2年間保管される。

(3) 追加性(S2、Annex 1；S3、E.5)

- (a) 京都議定書第6条に従い、JIプロジェクトによるGHG排出削減量もしくは吸収増大量は、プロジェクトがなかった場合に対して追加的でなければならない。

(b) ベースラインを特定した上で、特に以下の方法のいずれかを使用することで追加性が証明できる。

- 保守的な前提を基にベースラインが特定されたこと、プロジェクトシナリオは特定されたベースラインシナリオに含まれないこと、プロジェクトがGHGの排出量削減もしくは吸収量増大につながることを示す追跡可能かつ透明性の高い情報の提供
- 同等のプロジェクトが同等の状況下(同じGHG緩和策、同一国、類似の技術や規模)で実施された場合、プロジェクトがなかった場合に対してGHG排出削減量もしくは吸収増大量が追加的であると、AIEが最終的な決定を示す追跡可能かつ透明性の高い情報の提供、及びその決定が対象とするプロジェクトに関係ある理由を正当化する説明の提供
- CDM理事会が承認した「追加性の証明ツール」最新版の適用(UNFCCC JIウェブサイトでPDDを公開されている時は2ヶ月間の猶予期間が認められる)、或いはEBが承認した、追加性を証明する他の方法の適用

(4) 排出削減量もしくは吸収増大量の計算

- (a) プロジェクトから発生したGHG排出削減量もしくは吸収増大量は、プロジェクトのPDDの中で事前に推計するとともに、PDDに含まれたモニタリング計画に従って、以下のように事後計算しなければならない。
- 定期的
 - 少なくともクレジット期間の開始から終了まで
 - 排出源/吸収源別
 - 決定2/CP.3もしくは京都議定書第5条に従って改訂された地球温暖化係数(GWP)を使用し、CO₂換算する
- (b) JIプロジェクトによって発生したGHGの排出削減量もしくは吸収増大量は、プロジェクトバウンダリー内でのベースラインシナリオにおける定量化されたGHG排出量もしくは吸収量と、プロジェクトシナリオにおけるGHG排出量もしくは吸収量を比較し、かつリーケージを調整して推計・計算する。実際には、この推計・計算は、必要に応じて、以下の2つの方法のうちの1つを用いて行うことができる。
- ベースラインシナリオ及びプロジェクトシナリオにおけるGHG排出量もしくは吸収量の評価
 - (i) プロジェクトバウンダリー内でのベースラインシナリオにおけるGHG排出量もしくは吸

3.4 小規模 JI プロジェクト²⁴

3.4.1

小規模 JI の範囲

決定1/CMP.2段落28で定義された小規模 JI (JI SSC) プロジェクトは、決定3/CMP.2の段落14において以下のように改正された。

- (a) 最大出力が15MW (もしくはそれ相当) 以下の再生可能エネルギープロジェクト (以下、JI SSC プロジェクト、タイプ I)
- (b) エネルギー供給または需要側において年間最大60GWh (もしくはそれ相当) までのエネルギー消費削減となるエネルギー効率改善プロジェクト (以下、JI SSC プロジェクト、タイプ II)
- (c) 年間60kt (CO₂換算) 以下の排出量削減をもたらすその他のプロジェクト (以下、JI SSC プロジェクト、タイプ III)

3.4.2

プロジェクトカテゴリー

JI SSC プロジェクトは、小規模 CDM プロジェクトのプロジェクトカテゴリーの1つに該当しなければならない (タイプ I、II、III)。JI におけるプロジェクトカテゴリーの追加については、JISC 自らの主導、もしくはプロジェクト参加者の提案に基づいて JISC の承認を得ることができる。プロジェクト参加者は、提案する新たなプロジェクトカテゴリーの技術、定義に関する情報を提出し、書面で JISC に対して要請を行うことができる。

3.4.3

バンドリング (一括化 : Bundling) 及びデバンドリング (細分化 : Debundling)

JI SSC プロジェクトは、JISC による検証手続きにおけるプロジェクト・サイクルの以下の段階で、一括化することができる。

- 小規模用プロジェクト設計書 (PDD)
- JI ガイドライン段落33の規定する決定 (いわゆる、決定)
- モニタリング
- JI ガイドライン段落37の規定する決定 (いわゆる、検証)

バンドリング及びデバンドリングに関する規定は、小規模 CDM プロジェクトの場合と類似している。

3.4.4

ベースライン設定及びモニタリング

- ベースライン設定及びモニタリングでは、JI ガイドラインの添付文書 B、「ベースライン設定及びモニタリングに関するクライテリアのガイダンス」及びその他の JISC からのガイダンス、特に JI ガイドライン [註 JI ガイドライン、p. 12、段落2] に記載されている内容を考慮に入れなければならない。特に、プロジェクト参加者は、必要に応じて、CDM 理事会が承認した小規模 CDM プロジェクト用の承認済み方法論を適用することができる [註 決定10/CMP1段落4(a)]。承認済みの小規模 CDM 方法論を用いた場合、UNFCCC のウェブサイトで公開されている PDD については、最新版の方法論の適用に関して2ヶ月間の猶予期間が認められる。承認済みの小規模 CDM 方法論を用いる場合は、あらゆる説明、記述、分析を、選択した方法論に基づいて行うものとする。
- リークエッジは非附属書 I 国のバウンダリー内でのみ考慮すればよい (該当する場合)。
- バンドルしたプロジェクトに同一のベースラインを用いる場合は、バンドル内の各プロジェクトの固有の状況を考慮して、その根拠を明確にしなければならない。
- プロジェクトをバンドリングした場合は、構成するプロジェクトごとに個別のモニタリング計画を適用するか、バンドリングされたプロジェクトに対して一括したモニタリング計画を適用するものとする。特に一括したモニタリング計画では、構成プロジェクトの成果をサンプル方式でモニタリングすることも提案できる。一括したモニタリング計画の場合、バンドリングされたプロジェクトは、同一のホスト締約国内で実施され、同一のプロジェクトカテゴリーに属し、同一の技術・手法を適用するものでなければならない。さらに、一括したモニタリング計画が、バンドリングされたプロジェクトに適した優れたモニタリング手法を反映していること、バンドリングされたプロジェクトが達成する GHG 排出削減量の算定に必要なデータの収集・保存を規定していることが、AIE によって決定されなければならない。

24 本セクションは、「小規模 JI プロジェクトに関する規定」(Version 03) [JISC 18、Annex 3] に基づいている。

Chapter 4

我が国のCDM/JIへの 取り組み

- 4.1 政府のCDM/JI案件承認体制(体制整備) 78
- 4.2 環境省の取り組み 82
- 4.3 関連機関の取り組み 87

4.1 政府のCDM/JI案件承認体制(体制整備)

日本政府は「地球温暖化対策推進大綱」(2002年3月19日決定)に明記されているとおり、JI及びCDMのプロジェクトを活用していくために政府がプロジェクトの事業実施を積極的に支援できるよう体制整備を行った。

地球温暖化対策推進本部は、京都議定書の着実な実施に向け、地球温暖化防止に係る具体的かつ実効ある対策を総合的に推進するため、1997年12月に閣議決定により内閣に設置された。

4.1.1

我が国の指定国家機関(DNA)

我が国の指定運営機関は、地球温暖化対策推進本部に置かれている幹事会(局長級)の下に設置された「京都メカニズム推進・活用会議」である。内閣官房内閣審議官を議長とし、内閣官房参事官及び関係6省庁(環境省、経済産業省、外務省、農林水産省、国土交通省、財務省)から構成される。「京都メカニズム推進・活用会議」は、我が国の京都メカニズム推進・活用のための必要な検討並びに京都メカニズムに係る締約国としての事業及び民間事業者等の事業への参加の承認、事業承認に係る手続、その他必要な事項の決定を行う。

4.1.2

CDM/JIに係る事業の承認並びに民間事業者等の事業への参加の承認に関する方針

(1) 申請及び承認手続き

CDM及びJIプロジェクトへの参加について日本国政府の承認を得るためには、申請書様式に必要な事項を記入し京都メカニズム推進・活用会議の構成省庁の窓口へ提出する。申請を受け付けた省庁は当該申請書の写しを他の申請者希望担当省庁へ送付する。申請者希望担当省庁は、承認基準に従い申請書を審査し、審査結果を推進・活用会議に報告する。

CDMに係るプロジェクトの資金源に公的資金が含まれており、申請者が、当該公的資金がODAの流用ではなく、日本国の資金的義務とは分離され、組み込まれていない旨の政府の確認を求めている場合においては、審査を行う省庁は、当該資金を拠出した公的機関に対し、それがODAか否かを確認した上で、ODAである場合には、外務省に対し、当該公的資金がODAの流用でないか否かについて確認を求めるとし、その結果を推進・活用会議に報告する。

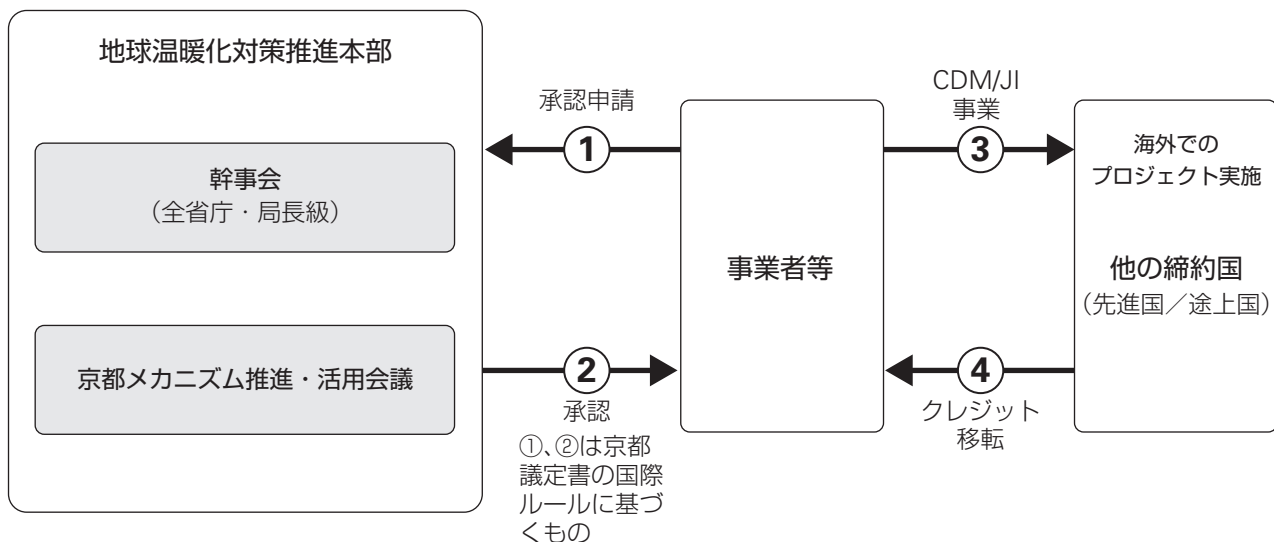


図4-1 我が国の指定国家機関におけるプロジェクト承認体制

推進・活用会議は、申請者の意向を踏まえ、プロジェクト支援担当省庁を決定し、その決定された省庁の審査結果を踏まえ、最終的に承認又は不承認を決定する。承認された場合には、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し政府承認レターを交付する。不承認となった場合には、プロジェクト支援担当省庁より申請者に対し、不承認となった理由とともに、文書により通知する。ただし、不承認となった案件においても、不承認となった理由を踏まえ申請書類を修正した際には、再度申請を行うことが可能である。

承認の審査は可能な限り迅速に行うこととし、標準処理期間を1ヶ月としている。申請に関わる方針や書類などは、首相官邸のホームページ(下記出典参照)から得られる。

(2) 承認基準

推進・活用会議が行う審査は、指定運営組織及びCDM理事会等が行うようなものではない。承認に当たっては、以下の基準に従って審査を行う。

- プロジェクトの内容が、京都議定書、京都議定書締約国会合決定その他の国際的合意事項に反するものでないこと。
- プロジェクト参加者が、破産その他の事由により、プロジェクトの適確な遂行が明らかに困難な経営状況等にあると認められるものでないこと。

(3) プロジェクトに関する報告

国内のプロジェクト参加者は、プロジェクトに関する報告の手引きに従い必要な事項を、プロジェクト支援担当省庁に対して報告する。プロジェクト支援担当省庁が複数ある場合には、そのいずれかに報告すればよいこととし、報告を受けた省庁は、速やかに、当該報告書の写しを他のプロジェクト支援担当省庁に送付する。

(4) 申請等の方法

本指針に基づく申請及び報告並びに政府承認レターの交付等については、申請者等の意向により、電子的な手

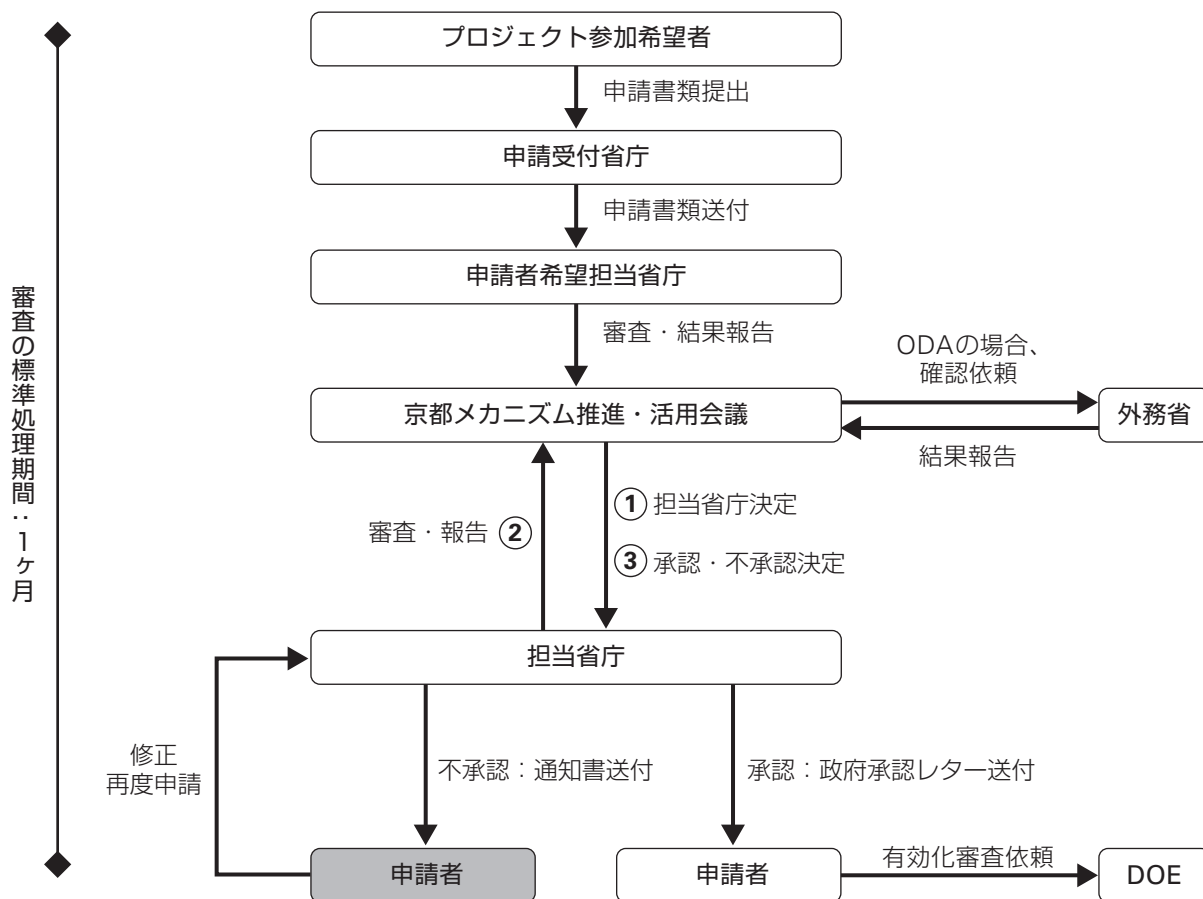


図 4-2 申請及び承認手続き

続又は書面による手続をとることができる。

なお、電子的な手続が未整備の省庁においては、速やかに実施できるよう措置する。

(5) ホスト国政府及び関係国際機関等との連絡及び交渉等

プロジェクト支援担当省庁は、当該プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでの進捗状況を把握するとともに、ホスト国政府及び関係国際機関等による承認等及び排出削減量等の発行を側面支援する。

またそのために、プロジェクト支援担当省庁は、国内のプロジェクト参加者に対して、指導及び助言を行い、プロジェクトに関する報告を求めることができる。

外務省は、在外公館との連絡等の業務、プロジェクトの承認時から京都議定書に基づく排出削減量等の発行に至るまでのホスト国政府及び関係国際機関等との外交的手続及びホスト国政府の窓口との交渉等必要な業務について、プロジェクト支援担当省庁と協議の上、これを行う。(出典：首相官邸、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/ondanka/2007/0221sisin.html>)

4.1.3

国内の指定運営組織 (DOE)

我が国には、日本企業を母体とする指定運営組織が5つあり、CDM及びJIの審査を行っている。これらの中で、JQAは2004年12月、世界初のDOE (Designated Operational Entity：指定運営機関)として指定された。

また、国内にはこの他にもテュフラインランドジャパン株式会社 (TÜV Rheinland Japan Ltd.)、テュフズート (TÜV SÜD)、デッドノルスケヴェリタス (DNV) など、海外の指定運営組織の支店もある。日本企業母体の各指定運営組織が有効化審査及び検証・認証審査を行える専門領域 (セクトラル・スコープ) は以下のとおりである。

(1) 財団法人 日本品質保証機構 (JQA)

日本品質保証機構 (JQA) は、1957年に輸出検査法による指定機関として設立された。日本品質保証機構 (JQA) は、ISO マネジメントシステム規格に基づく審査登録、製品の安全性・性能等に関する認証・試験、地球温暖化対策や環境保全に関連する審査・検証などのサービスを提供している。

'2) 株式会社 日本環境認証機構 (JACO)

JACO CDMは、日本環境認証機構 (JACO) の一部門から独立し、2004年7月に設立された。環境/品質マネジメントシステムの審査機関であり、地球温暖化の解決に向け、環境ISO、品質ISOシステム審査の実績を持つ審査チームにより、GHG排出量の検証を行っている。

(3) 株式会社 トーマツ審査評価機構 (Deloitte-TECO)

トーマツ審査評価機構は、1968年に設立され、次のようなサービスを提供している。①ISOに基づく品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステム、情報セキュリティマネジメントシステム、温室効果ガス排出

表 4-1 国内の指定運営組織とセクトラル・スコープ

組織名	有効化審査資格の認定	検証・認証審査資格認定
財団法人 日本品質保証機構 (JQA)	1-15	1-15
株式会社 日本環境認証機構 (JACO CDM., LTD)	1-15	1-15
株式会社トーマツ審査評価機構 (Deloitte-TECO)	1-10, 12, 13, 15	1-10, 12, 13, 15
社団法人 日本プラント協会 (JCI)	1, 2, 4, 5, 10, 13	1, 2, 4, 5, 10, 13
社団法人 日本能率協会 (JMA)	1-4, 6, 8, 9, 14	1-4, 6, 8, 9, 14

専門領域の番号と領域

1	エネルギー産業 (再生可能・非再生可能資源)	9	金属工業
2	エネルギー供給	10	燃料 (固形・石油・ガス) の漏洩
3	エネルギー需要	11	ハロカーボン及び六フッ化硫黄の生産及び消費からの漏洩
4	製造業	12	溶剤使用
5	化学工業	13	廃棄物処理・処分
6	建設業	14	新規植林・再植林
7	交通 (運輸)	15	農業
8	鉱業・鉱物生産業		

量に関する審査登録業務、②環境デューデリジェンス、③GHG検証(CDM・JI・国内排出量取引制度)、④環境格付け、など。

(4) 社団法人 日本プラント協会(JCI)

1955年に設立された社団法人日本プラント協会(JCI)は、プラント建設に係るコンサルティング事業、プロジェクト発掘・形成の為に支援、開発途上国における技術協力の実績を積み重ね、同時にその輸出振興を図ってきた。日本プラント協会(JCI)はCDMプロジェクトの有効化審査、検証及び認証を行う専門組織としてJCI CDMセンターを2002年9月に設置した。

(5) 社団法人 日本能率協会(JMA)

社団法人日本能率協会(JMA)は、2006年4月に地球温暖化対策支援室(JMA CC)を設置した。JMA CCは、京都議定書に基づくCDMプロジェクト・JIプロジェクトならびに環境省による自主参加型国内排出量取引において、第三者検証機関として、プロジェクト実施計画・プロジェクト設計書(PDD)あるいはGHG排出量算定報告書について、有効化審査、検証、認証を行うことを主業務としている。

4.2 環境省の取り組み

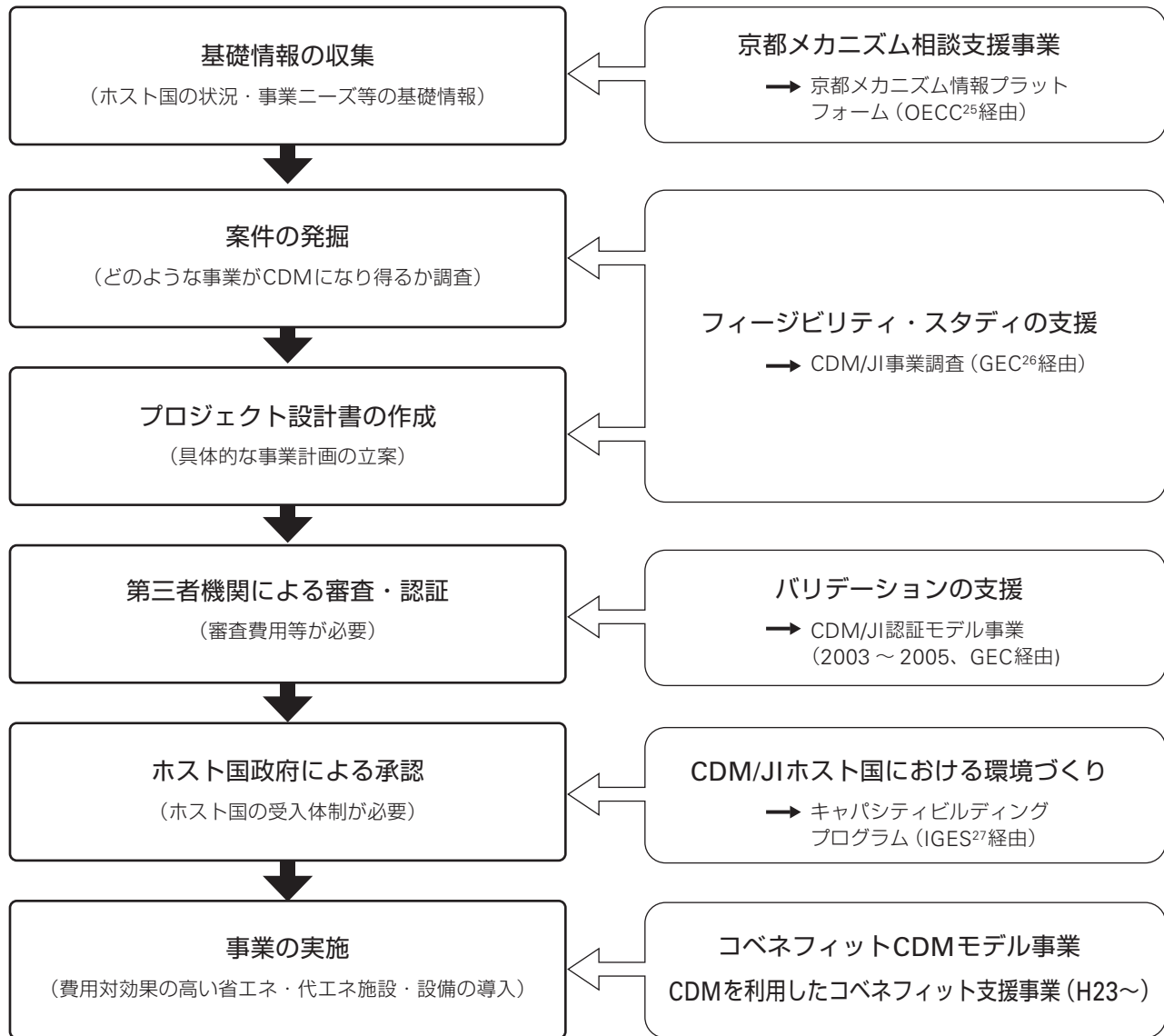


図4-3 CDM/JIにおける環境省の取り組み

(出典：京都メカニズム (CDM、JI、排出量取引) の実施に係る支援メニュー、環境省 より作成)

4.2.1

京都メカニズム情報プラットフォーム

環境省においては、CDM/JIに取り組む事業者に対する情報提供が重要であることから、以前より本省やホームページでの相談受付、図説京都メカニズム等の資料の配付、CDMセミナーの開催等を行ってきたが、その更なる充実を図るため、OECCに委託し、京都メカニズムの情報サービスを開始した。

OECCは、CDM/JIの事業実施を検討している事業者等のニーズを把握した上で、関連する情報を組織的・戦略的に収集・分析し、適切な形態で提供することができれば、広く日本のCDM/JI事業の形成促進に資することができる考え、ウェブサイト「京都メカニズム情報プラットフォーム」を活用し恒常的な情報収集・発信を行っている。また、CDM/JI事業等に関心を寄せる事業者等からの電話・メール・訪問等による問合せに対応する相談支援業務も実施している。

25 社団法人 海外環境協力センター

26 公益財団法人 地球環境センター

27 財団法人 地球環境戦略研究機関

京都メカニズム情報プラットフォームは、以下のような情報を提供している。

①日本のCDM/JI事業者への情報

- CDM/JIの国内承認の基準・手続
- ホスト国における人的・組織的なバックアップ体制の情報
- ホスト国の優遇措置等の情報
- 案件の発掘および国内外の事業パートナーの募集
- 政府等の事業者支援制度に関する情報

②ホスト国カウンタパートへの情報

- 日本からのCDM/JI事業者の誘致
- CDM/JIによるクリーンな技術の導入
- 日本のCDM等事業者の動向と、ホスト国内の重点開発政策との整合性
- CDM投資国からのフィードバック、など

京都メカニズム情報プラットフォームのウェブサイト：

▶ <http://www.kyomecha.org/index.html>

4.2.2

CDM/JI事業調査

1999年度から環境省は、GECに委託して、CDMやJIの対象と考えられる事業の実現可能性を検討・評価する調査（フィージビリティ調査）に着手している。現地調査、プロジェクト実施計画・プロジェクト設計書（PDD）の作成を通じて、プロジェクト実現を支援するとともに、国内外におけるCDM/JIに関する情報収集・発信と能力開発のサポートを行っている。

なお、これまでの事業調査で対象となった主な技術分野は、廃棄物管理や、バイオマス利用、メタンやN₂O排出抑制、植林・再植林など多岐に亘る。

（財）地球環境センター CDM/JI事業調査のウェブサイト：

▶ http://gec.jp/main.nsf/jp/Activities-CDM_and_JI-Top

4.2.3

CDM/JIホスト国におけるキャパシティ・ビルディング

環境省はCDM/JIホスト国におけるステークホルダーのキャパシティを強化するための事業をIGESに委託して

いる。それを受け、IGESは、アジアを中心とした途上国において、CDMに関わるさまざまな支援活動を実施している。IGESのCDMプログラムは、関連情報の普及・啓発、日本とホスト国の関連組織のネットワーク構築支援、CDM実施を可能とする人材の訓練、プロジェクトの発掘・開発・実施の支援などを行うものであり、以下のような活動が含まれる。

- CDMのキャパシティ・ビルディング：現地関係者の人材育成のための研修等を通じて、CDMのホスト国政府・事業者との協働によるCDMプロジェクトの実現への貢献、及びそれらの経験を基にしたCDMの制度改革提案を行う。
- JI・グリーン投資スキーム（GIS）のキャパシティ・ビルディング：経済移行国におけるJIやGISの実施に向けた支援や調査活動を行う。

その他に、IGESは以下のような活動も行っている。

- 京都メカニズムの普及促進：京都メカニズムを理解するための出版物をタイムリーに作成・更新する。
- 排出量取引の研究：国内及び国際排出量取引のあり方について制度設計提案及び国内排出量取引の国際リンクの観点からの提言を行う。

（財）地球環境戦略研究機関 CDMプログラムのウェブサイト：

▶ <http://www.iges.or.jp/jp/cdm/index.htm>

4.2.4

コベネフィットCDMモデル事業

京都議定書の削減目標を達成するための柔軟措置であるCDMについては、途上国における温室効果ガス削減に加え、途上国に対する技術移転や持続可能な開発の便益がもたらされることが大きく期待されている。また、途上国においても、温室効果ガスの排出削減のみならず持続可能な開発という国内ニーズに資するプロジェクト、いわゆるコベネフィット（相乗便益）を達成するCDM事業の実施が強く期待されている。

本補助事業は、このような現状を踏まえ、大気汚染・水質汚濁・廃棄物問題等の環境汚染問題が顕在化しつつあるアジア各国のニーズに対応したCDM事業をモデル事業として実施し、温暖化対策と環境汚染対策のコベネフィットの実現を目指したコベネフィットCDM事業の拡

大・推進を図るものである。

本補助事業では、発生するクレジットの50%以上を国に無償移転することを条件に、コベネフィットを実現するCDMモデル事業の初期投資の半分以上を補助する。補助内容は以下のとおりである。

- 補助対象者：民間団体
- 補助対象事業：温室効果ガス削減と公害対策に資するコベネフィットCDMモデル事業
- 負担割合：初期投資費用の半分以上

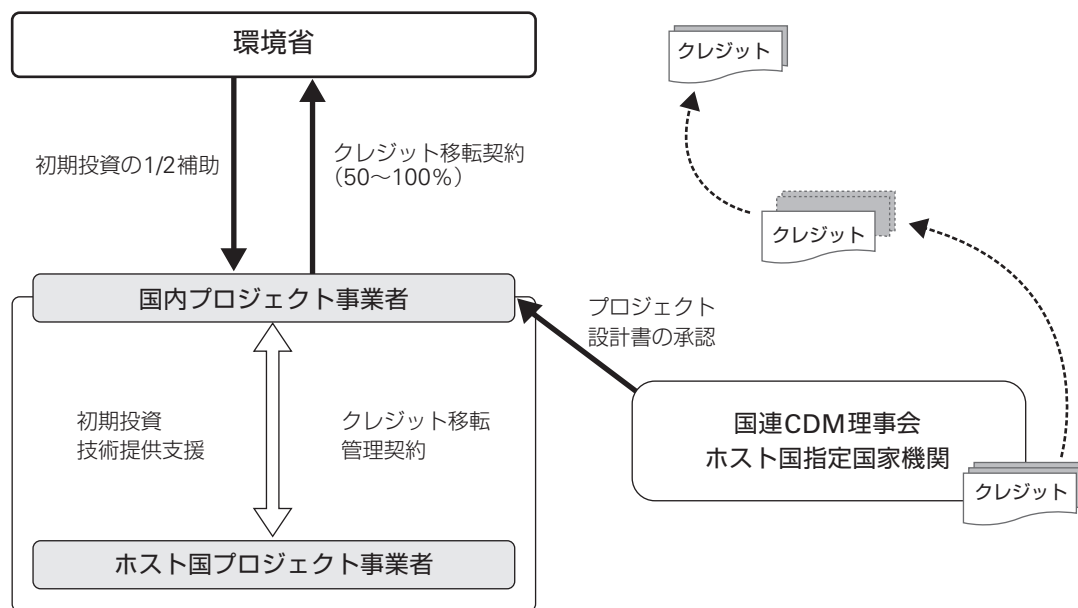


図4-4 コベネフィットCDMモデル事業の仕組み

表4-2 コベネフィットの対象分野

対象分野	対策活動	環境改善便益	温暖化対策便益
大気汚染	燃焼の改善	大気汚染物質 (SOx, NOx、煤塵) の減少	CO ₂ 排出削減
	燃料転換	大気汚染物質 (SOx, NOx、煤塵) の減少	CO ₂ 排出削減
	交通対策	大気汚染物質 (SOx, NOx、煤塵) の減少	CO ₂ 排出削減
水質汚濁	河川のヘドロ等からのメタン発生防止	水質改善、悪臭防止	CH ₄ (メタン) 排出削減
廃棄物	適切な生ゴミ埋立	廃棄物の適正処理	CH ₄ (メタン) 排出削減
	バイオマス廃棄物活用	廃棄物の減量	CH ₄ (メタン) 排出削減



Box 4-1 環境省のコベネフィットモデル事業

例1 タイ国のエタノール工場排水からの発電用バイオガス事業

嫌気性オープンラグーンで処理されているエタノール工場の排水を、嫌気性発酵槽を導入して処理・回収する。回収したメタンガスを燃料として高効率ガスエンジンで発電し、発電した電力を地方配電会社に供給することにより、化石燃料使用量を削減する。これにより、温室効果ガスの大気放出を抑制するとともに、排水の水質改善及び悪臭改善の環境汚染対策を図るプロジェクト。

温暖化対策
温室効果ガスの排出削減

環境汚染対策
排出水の水質改善
悪臭改善
(嫌気性オープンラグーンの削減)

例2 中国・重慶におけるセメント余熱回収発電プロジェクト

セメント工場に新規に導入する乾式セメント生産ラインに併せて、9MWの余熱発電システムを導入し、セメントキルンの前後で排出される低温余熱を回収して発電を行う。これにより、グリッドから購入する電力を代替することで温室効果ガス排出を削減するとともに、大気汚染物質の排出を抑制を図るプロジェクト。

温暖化対策
温室効果ガスの排出削減

環境汚染対策
SO₂等排出抑制

出典：(財)地球環境センター、http://gec.jp/main.nsf/jp/Activities-CDMJL_FS_Programme-CDM_Sympo2010 等より

4.2.5

コベネフィット型対策・プロジェクト実施のための支援ツール

コベネフィット型対策・プロジェクト実施のための支援ツールに関する詳しい情報は京都メカニズム情報プラットフォームのウェブサイトにある。

▶ <http://www.kyomecha.org/cobene/tools.html>

(1) A Good Practices Matrix

(1) グッドプラクティスマトリックス

政府や地方自治体の政策担当者・民間事業者・ODA実施者等が各分野における取り組み例を把握し、実施可能と想定される対策を検討する上で参考となる情報提供を目的としている。このマトリックスでは、大気・水質・廃棄物のそれぞれの分野で実施されているコベネフィット型温暖化対策・プロジェクトの典型例を、具体的な産業セクター・排出源ごとに分類している。

(2) 簡易型案件発掘ツール

政府や地方自治体、民間事業者等がコベネフィット型温暖化対策・プロジェクトのポテンシャルの把握を可能にすることを目的とする。この発掘ツールでは、大気・水質・廃棄物のそれぞれの分野で行うことができるコベネフィット型温暖化対策・プロジェクトのプロセスを、簡易なフローで示すとともに、問題点とその解決策を比較して提示している。

(3) 技術マップ

大気・水質・廃棄物のそれぞれの分野におけるコベネフィット型温暖化対策・プロジェクトに活用可能と想定される技術について、技術の特徴や温室効果ガスの削減効果、コベネフィット効果などを取りまとめ、事業実施検討における検討資料として活用してもらうことを目的としている。

4.2.6

コベネフィット定量評価マニュアル

コベネフィット型温暖化対策・CDMを途上国において推進していくためには、コベネフィット型温暖化対策・CDMの実施効果の具体的な評価手法が確立され、その効果が適切に把握できる必要がある。

プロジェクトの実施効果を適切に把握するためには、評価手法はできる限り定量的であることが望ましいが、実際に事業者がその評価手法を用いる際に、新たな資金の投入や高度な測定機器の設置、煩雑なモニタリングなど、事業者にとって追加的な負担が必要にならないよう、簡便であることも重要である。

そこで本評価マニュアルは、コベネフィット型温暖化対策・CDMの実施に際して、環境面に対するベネフィットと温暖化対策のベネフィットの2つ以上の効果をできる限り簡便な手法でありながら、かつ定量的に示す評価方法を示すことにより、事業者の積極的かつ効果的なコベネフィット型温暖化対策・CDMの導入・推進を促すことを目的としている。

そこで、コベネフィット型温暖化対策・CDMの対象分野として、「水質改善」「大気質改善」「廃棄物管理」の3つの環境汚染対策分野に着目し、地球温暖化対策を行いながら、これらの環境汚染対策に資するプロジェクトを支援、推進するための評価の手法、用いる計算式や実際の計算事例をとりまとめている。

コベネフィット定量評価マニュアルは京都メカニズム情報プラットフォームのウェブサイトにて入手できる。

▶ <http://www.kyomecha.org/cobene/tools.html>

4.3 関連機関の取り組み

京都メカニズムの効率的な運用を目指すために、政府と関係機関が2005年3月に日本京都メカニズム促進プログラム(JKAP)を発足した。クレジット発行までのキャパシティ・ビルディングなど多岐にわたる支援が利用可能である。日本とホスト国の協力を推進し、京都メカニズムの有効な活用と持続可能な開発に向けた支援プログラムとして支援体制を構築している。JKAPに参加する政府機関は以下のとおりである。

<p>関係省庁</p> <p>外務省(MOFA)、経済産業省(METI)、環境省(MOE)</p>
<p>政府機関</p> <p>(財)地球環境センター(GEC)、(財)地球環境戦略研究機関(IGES)、(独)国際協力銀行(JBIC)、(独)日本貿易振興機構(JETRO)、(独)国際協力機構(JICA)、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)、(独)日本貿易保険(NEXI)、(社)海外環境協力センター(OECC)、日本カーボンファイナンス(株)(JCF)</p>

JKAPに関する詳しい情報は京都メカニズム情報プラットフォームのウェブサイトにある。

▶ <http://www.kyomecha.org/k2/jkap/jkap.html>

4.3.1

公益財団法人地球環境センター(GEC)

公益財団法人地球環境センター(GEC)は、国連環境計画(UNEP)国際環境技術センター(IETC)の支援機関として1992年に設立されて以来、開発途上国の環境保全や持続可能な開発の実現のために、環境上適正な技術を移転することを事業の中心に据えて活動してきた。

1999年度からは、環境省からの委託を受けて、地球温暖化対策の推進並びに持続可能な開発につながるCDM/JI事業調査を実施してきている。また、(独)国際協力機構(JICA)からの委託を受けて、開発途上国の環境政策立案者を中心とする人材を育成するとともに、IETCと共同で、開発途上国の都市にエコタウンコンセプトを移転するための事業を実施するなど、各種の地球環境問題への取り組みを積極的に進めてきている。

GECは、CDM/JIの事業化を支援するとともに、国内外におけるCDM/JIに関する以下のような情報を収集・発信することでCDM/JIに係る能力開発をサポートしている。

- CDM/JI事業調査の概要
- CDM/JI事業調査 事業実施マニュアル(環境省発行)
- CDM方法論要約ペーパー
- プロジェクトタイプ別CER早見表(英語)
- CDM方法論ガイドブック

GEC クリーン開発メカニズム(CDM)・共同実施(JI)のウェブサイト:

▶ http://gec.jp/main.nsf/jp/Activities-CDM_and_JI-Top

4.3.2

財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)

財団法人地球環境戦略研究機関(IGES)は、アジア太平洋地域における持続可能な開発の実現を目指し、実践的かつ革新的な政策研究を行う国際的研究機関として、1998年に日本政府のイニシアティブによって設立された。IGESは、50年後、100年後を見据え、アジア太平洋地域において持続可能な開発を実現するための戦略を立て、実効性ある政策を提言することを目指している。

IGESの気候変動領域市場メカニズム(CDMプログラム)は、環境省が途上国及び経済移行国のCDM及びJIに関わる能力構築を目的とした人材育成事業プログラムとして立ち上げたもので、市場メカニズムの制度に関してデータベース、ペーパーなどを作成しわかりやすく伝えることによって、市場メカニズムの効果的な導入・実施を支援している。また、制度に影響を受ける企業等の視点を政策立案者に伝えることで、実効的な政策立案に貢献することを目指している。出版物及び報告書としては、以下のようなものがある。

○京都議定書関連情報

図解 京都メカニズム、温室効果ガス排出量データ、国別登録簿データ など

- ・ CDM/CDM/JIプロジェクト関連データ、IGESプロジェクトデータベース、プロジェクトデータ分析 など
- ・ CDM国別ハンドブック、CDM排出削減計算シートシリーズ、CDM方法論解説書 など

IGES CDMプログラム出版物のウェブサイト:

▶ <http://www.iges.or.jp/jp/cdm/report.html>

4.3.3

独立行政法人国際協力機構 (JICA)

独立行政法人国際協力機構 (JICA) は、途上国の人々が自分たちの国の抱える問題を自らの力で解決して発展していけるように、さまざまな制度の構築や組織の強化、人材育成などの「キャパシティ・ディベロップメント」に焦点をあてた協力を行っている。従来から貧困削減、環境、農業、教育・医療、工業・エネルギー、復興支援分野等のさまざまな協力を実施してきており、CDMに関連する主な協力分野は、以下のとおりである。

- 国家指定機関(DNA)の体制強化
- 再生可能エネルギー、省エネルギー、植林・再植林など、CDMプロジェクトの各分野に関する所管省庁のキャパシティ・ディベロップメント

JICAのウェブサイト：

● <http://www.jica.go.jp/>

4.3.4

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) では、アジアの途上国を中心に、CDMの普及・促進を目的として、ホスト国のキャパシティ・ビルディングを実施している。これまで、中国やASEAN諸国等でのCDMセミナーやワークショップの開催・協力をはじめ、

現地語でのCDMマニュアルの作成やワーキンググループ形式でのPDD作成ケーススタディを実施している。

最近では、途上国における温室効果ガスの排出削減に関するFS調査を多く実施してきている。

NEDOのウェブサイト：

● <http://www.nedo.go.jp/index.html>

4.3.5

社団法人海外環境協力センター (OECC)

社団法人海外環境協力センター (OECC) は、民間の立場から国際的な環境協力を積極的に展開する中核機関として、1990年に環境庁 (現環境省) 所管の社団法人として設立された。事業活動の多くは、環境省、外務省、JICA等の環境政策に沿って実施され、その成果は国際環境協力政策の立案や環境協力プロジェクト遂行上の一助として利用されている。

OECCは我が国が開発途上国を対象として行う国際環境協力を民間の立場から推進することを目的に、国・地方自治体・関係団体・産業界・NGOと連携した活動を行っている。「京都メカニズム情報プラットフォーム」の事務局の他に、「地球温暖化アジア太平洋地域セミナー」事務局を担当しており、アジア太平洋各国政府の温暖化担当官に意見交換のできる場を提供している。

OECCのウェブサイト：

● <http://www.oecc.or.jp/index.html>

付録

- 1 必要な様式と関連書類一覧 90
- 2 承認済み方法論 92
- 3 方法論ツール 98
- 4 追加性の証明と評価のためのツールVersion 5.2 103

1 必要な様式と関連書類一覧

CDMプロジェクト実施にあたって必要となる様式及び関連資料について、以下に示す。なお、様式と関連資料に関する最新情報及び最新版はUNFCCC CDMのウェブサイトより入手可能である。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/index.html>

1.1

PDD関連様式

プロジェクト参加者は、プロジェクト活動の情報をプロジェクト設計書(PDD)に記載して、CDM理事会(EB)に提出しなければならない。その際には、プロジェクトのタイプによって、以下の4種類から適切なPDDを選択する必要がある。

表A-1 PDD様式

PDD	
CDM	CDM-PDD – CDMプロジェクト設計書 Version 03 [図 EB 25、Annex 15]
SSC	CDM-SSC-PDD – 小規模CDMプロジェクト活動用プロジェクト設計書 Version 03 [図 EB 28、Annex 34]
A/R	CDM-AR-PDD – A/R CDMプロジェクト活動用プロジェクト設計書 Version 05 [図 EB 55、Annex 22]
SSC A/R	CDM-SSC-AR-PDD – 小規模A/R CDMプロジェクト活動用プロジェクト設計書 Version 02 [図 EB 35、Annex 22]

1.2

新しいベースライン・モニタリング方法論の提案

新方法論を提案するためには、新方法論提案様式を使用する。新方法論提案様式は、指定運営組織(DOE)または申請組織(AE)を通じてUNFCCCに提出され、これを受けて方法論パネル及びEBが新方法論を検討する。なお、この手続きの詳細は、以下に示す新方法論の提出と検討に関する手続きに規定されている。

小規模CDMプロジェクト活動における新方法論の提案を行う場合には、その方法論における技術・活動・提案

などに関する情報を所定の様式に記載してUNFCCCに提出しなければならない。提出された提案は、小規模CDMワーキンググループ(SSC WG)及びEBにおいて検討される。

A/R-CDMおよび小規模A/R-CDMについても同様である。提出された新方法論等は、A/R-CDMワーキンググループ及びEBにおいて検討される。

表A-2 新方法論の提案

①新方法論提案様式

CDM	<ul style="list-style-type: none"> CDM-NM – ベースライン・モニタリング新方法論提案様式 Version 03.1 [図 EB 38、Annex 06] F-CDM-NM – CDM新方法論提案様式 Version 01 [図 EB 8、Annex 2]
SSC	<ul style="list-style-type: none"> F-CDM-SSC-Subm – 小規模CDM新方法論・手順提案様式 Version 03.1 [図 EB 34、Annex 11] F-CDM-SSC-NM – 小規模CDM新方法論提案様式 Version 01 [図 EB 34、Annex 12]
A/R	<ul style="list-style-type: none"> CDM-AR-NM – A/R-CDMベースライン・モニタリング新方法論の提案 Version 04 [図 EB 55、Annex 23] F-CDM-AR-NM – A/R-CDM新方法論提案様式 Version 01
SSC A/R	<ul style="list-style-type: none"> F-CDM-SSC-AR-Subm – 小規模A/R-CDM方法論・手順提案様式 Version 02 [図 EB 38レポート、段落31] F-CDM-SSC-AR – 小規模A/R-CDM方法論・手順勧告様式 Version 01 [図 EB 38レポート、段落31]

②手順

CDM	大規模CDMプロジェクト用のベースライン・モニタリング新方法論提案の提出及び検討手順書 Version 01 [図 EB 52、Annex 9]
SSC	小規模新方法論提案の提出及び検討手順書 Version 03 [図 EB 40、Annex 2]
A/R	A/R-CDMプロジェクト用新方法論提案の提出及び検討手順書 Version 01 [図 EB 53、Annex 13]

1.3

ガイドライン類

プロジェクト参加者によるPDD、新方法論の提案及びモニタリング報告書に関する書類作成を支援するガイドラインについて、以下に示す。

表A-3 書類作成のガイドライン

ガイドライン	
CDM	CDM-PDD及びCDM-NM作成ガイドライン Version 07 [図 EB 41、Annex 12]
SSC	<ul style="list-style-type: none"> CDM-SSC-PDD及びCDM-SSC-NM様式作成ガイドラインVersion 05 [図 EB 34、Annex 9] F-CDM-SSC-BUNDLE作成ガイドライン Version 01 [図 EB 34、Annex 10]
A/R	CDM-AR-PDD及びCDM-AR-NM作成ガイドライン Version 10 [図 EB 56、Annex 14]
SSC A/R	SSC-AR用簡易PDD 及びSSC-AR CDM プロジェクト活動用方法論提案ガイドライン Version 04 [図 EB 35、Annex 23]
MR	モニタリング報告様式 (CDM-MR) 記入ガイドライン Version 01 [図 EB 54、Annex 34]

際に参考となるガイダンスや手順、ツールなどに関する事項を説明している。最新版はUNFCCC CDMウェブサイトより入手可能である。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/glossary.html>

1.4

CMPによる決定文書

CDMプロジェクトの実施手順は、以下に示すCMPの決定文書に基づいている。最新版はUNFCCC CDMウェブサイトより入手可能である。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/COPMOP/index.html>

表A-4 実施手順

実施手順	
CDM	京都議定書第12条に定められたCDM実施手順 [図 決定3/CMP.1]
SSC	小規模CDMプロジェクト用簡易実施手順及び添付文章B [図 決定4/CMP.1、Annex II] 小規模CDMプロジェクト活動の定義の訂正版 [図 決定1/CMP.2、段落28]
A/R	京都議定書の第一約束期間におけるCDMの下での新規植林・再植林プロジェクト活動用実施手順 [図 決定5/CMP.1]
SSC A/R	京都議定書の第一約束期間におけるCDMの下での小規模新植林・再植林プロジェクト活動用簡易実施手順とその実施を促進する手法 [図 決定6/CMP.1]

なお、CDM用語集Version 05 [図 EB47レポート、段落71]は、プロジェクト参加者がCDM関連書類を作成する

2 承認済み方法論

「領域」の例の説明

番号	専門領域	番号	専門領域
1	エネルギー産業(再生可能/非再生可能資源)	9	金属産業
2	エネルギー供給	10	燃料(固形・石油・ガス)の漏出
3	エネルギー需要	11	ハロカーボン及び六フッ化硫黄の生産及び消費からの漏出
4	製造業	12	溶剤の使用
5	化学産業	13	廃棄物処理・処分
6	建設業	14	新規植林・再植林
7	交通	15	農業
8	鉱業・鉱物生産業		

注：(i) 色の濃淡は登録済みプロジェクト活動の各方法論の適用頻度を示す。0件 □、1件から5件 ▨、6件以上 ▩。

(ii) 領域欄の番号は、上記表に表示したセクター領域番号を示す。

表A-5 大規模CDM方法論リスト(2011年2月22日時点)

方法論No.	領域	キーワード	適用場所	方法論のタイトル	Ver. No
承認済み方法論					
AM0001 ²⁸	11	漏洩排出、HFC23(CHF ₃ 破壊)	HCFC-22生産設備	HFC23の排気の燃焼	5.2
AM0007	1, 4	バイオマス(非再生可能資源を除く)、バガス電力	グリッド接続バイオマス・コジェネレーション施設	季節稼動バイオマス・コジェネレーション施設のための最小コスト燃料オプションの分析	1
AM0009	10	燃料の漏洩排出、乾性ガス利用、LPG及びコンデンサート生産	油井	フレア処理もしくは放出されている油井ガス回収・利用	4
AM0014	1, 4	供給サイドのエネルギー効率向上、天然ガス、コジェネレーション	発電プラント・地域熱プラント	天然ガスのパッケージ・コジェネレーション	4
AM0017	3	需要サイドのエネルギー効率向上、蒸気システム	産業、化石燃料燃焼ボイラー	蒸気トラップ置換及び凝縮液還流による蒸気システムの効率改善	2
AM0018	3	需要サイドのエネルギー効率向上、蒸気システム	産業、蒸気発生器	蒸気最適化システムのための方法論	2.2
AM0019	1	再生可能資源(バイオマスを除く)	風力、地熱、太陽光、水力、波力/潮力発電施設	電力グリッド接続又は非接続の単一の化石燃料発電所による発電量の一部を代替する再生可能エネルギープロジェクト(バイオマス発電プロジェクトを除く)	2
AM0020	3	需要サイドのエネルギー効率向上、給水ポンプ	地方自治体水道施設	給水ポンプの効率改善のためのベースライン方法論	2
AM0021	5	N ₂ O削減	アジピン酸製造工場	既存のアジピン酸製造工場におけるN ₂ O分解のためのベースライン方法論	3
AM0023	10	供給サイドのエネルギー効率向上、エネルギー供給、漏洩量削減	天然ガス輸送/供給システム	天然ガスパイプラインのガスコンプレッサー又はゲートステーションからの漏洩量の削減	3
AM0024	1, 4	供給サイドのエネルギー効率向上、廃熱回収・利用	廃熱/廃ガスを利用するセメント工場における発電	セメント工場における発電のための廃熱回収・有効利用を通じたGHG排出削減のための方法論	2.1
AM0025	1, 13	廃棄物、コンポスト化、ガス化、機械/熱処理、焼却、嫌気性消化処理、フレアリング、発電	MSW処理施設	代替的廃棄物処理過程を通じた有機廃棄物からの排出回避	12
AM0026	1	再生可能資源を利用したグリッド接続発電	水力、風力、太陽光、地熱、波力/潮力発電プラント	チリ又はメリットオーダー型送電グリッドを有する国における再生可能資源を利用したゼロ・エミッション型グリッド接続発電のための方法論	3
AM0027	5	生産工程におけるバイオマス(非再生可能資源を除く)の利用	化学工場	無機化合物の生産における化石・鉱物起源CO ₂ から再生可能起源CO ₂ への転換	2.1
AM0028	5	N ₂ O削減	硝酸又はカプロラクタム製造工場	硝酸又はカプロラクタム工場の排ガス内N ₂ Oの触媒による破壊	5
AM0029	1	供給サイドのエネルギー効率向上、化石燃料の転換、天然ガス	天然ガス燃焼グリッド接続発電プラント	グリッド接続する天然ガス発電プラントのための方法論	3
AM0030	9	PFC削減、金属製造	アルミ精錬工場	一次アルミ精錬工場における陽極効果緩和によるPFC排出削減	3
AM0031	7	輸送、バス高速輸送(BRT)システム	都市公共輸送システム	バス高速輸送(BRT)プロジェクトのための方法論	3.1
AM0034	5	N ₂ O削減	硝酸製造工場	硝酸工場のアンモニア燃焼設備内での触媒利用によるN ₂ O削減	5.1

28 AM0001は、EB58において使用中止となっている。

方法論No.	領域	キーワード	適用場所	方法論のタイトル	Ver. No.
AM0035	1, 11	漏洩排出、SF ₆ 排出削減、SF ₆ リサイクル、SF ₆ 漏洩量削減	電気事業の電力グリッド	電力グリッドにおけるSF ₆ 排出削減	1
AM0036	1, 4	バイオマス(非再生可能資源を除く)利用、化石燃料の転換	熱生成設備(バイオマスボイラー)	熱生成設備における化石燃料からバイオマス残渣への燃料転換	3
AM0037	5, 10	燃料からの漏洩排出、排ガスの回収、生産における有効利用	石油・ガス精製施設	石油・ガス精製施設におけるフレアリングの削減とガスの有効利用	2.1
AM0038	9	需要サイドのエネルギー効率向上、珪化マンガン製造	珪化マンガン製造工場	珪化マンガン生産に利用されている既存のサブマージドアーク炉の電力効率改善のための方法論	2
AM0039	13	廃棄物、混合コンポスト化	有機排水処理施設、埋立処分場	有機排水及び生物起源有機固形廃棄物の混合コンポスト化によるメタン排出削減	2
AM0041	4	供給サイドのエネルギー効率向上、キルンの設備更新、メタン回避	木炭製造	木炭製造時の木材炭化によるメタンの排出削減	1
AM0042	1, 14	非再生可能資源を除くバイオマス、混合燃焼、プランテーション	バイオマス燃焼グリッド接続発電プラント	新規開発された専用プランテーションから調達するバイオマスを利用したグリッド接続発電	2.1
AM0043	10	供給サイドのエネルギー効率、パイプ交換、エネルギー供給、漏洩削減	天然ガス輸送/供給グリッド	古い鑄鉄管又は陰極防食処理を施していないスチール管からポリエチレン管への交換による天然ガス供給網からの漏洩削減	2
AM0044	1	需要サイドのエネルギー効率向上、ボイラーの修繕・取替	産業用ボイラー	エネルギー効率改善プロジェクト：産業部門及び地域暖房部門におけるボイラーの修繕・取替	1
AM0045	1	供給サイドのエネルギー効率向上、損失削減	電力/地域熱の輸送/供給	独立電力システムのグリッドへの接続	2
AM0046	3	需要サイドのエネルギー効率向上、民生分野、高効率電球	家庭・家庭器具	家庭への高効率電球の配布	2
AM0048	1	供給サイドのエネルギー効率向上、コジェネレーション	電力・蒸気を供給する発電プラント	高炭素強度燃料を利用するグリッド接続又は非接続の電力・蒸気生成を代替し、複数の消費者に電力・蒸気を供給する新規コジェネレーション施設	3
AM0049	1, 4	供給サイドのエネルギー効率向上、自家ガス発電	産業施設、自家発電エネルギー(電気・熱・蒸気)生成システム	産業施設におけるガス発電のための方法論	3
AM0050	5	化石燃料の転換、ナフサ、天然ガス	アンモニア・尿素一貫生産設備	アンモニア・尿素一貫生産工場における原料転換	2.1
AM0051	5	N ₂ O削減	硝酸製造工場	硝酸工場における二次触媒を利用したN ₂ O破壊	2
AM0052	1	供給サイドのエネルギー効率向上、意思決定支援システム	水力発電プラント	意思決定支援システムの最適化による既存水力発電所の発電量の増加	2
AM0053	1, 5	バイオガス、廃棄物、有機物、埋立処分場、廃液処理、家畜糞尿管理システム	バイオガス製造システムと供給グリッド	天然ガス供給グリッドへの生物起源メタン注入	2
AM0054	1	供給サイドのエネルギー効率向上、残留燃料油、油・水乳化技術	産業、残留燃料油燃料ボイラー	油・水乳化技術導入によるボイラーのエネルギー効率改善のための方法論	2
AM0055	1, 4	需要サイドのエネルギー効率向上、自家発電、廃ガス回収・利用	現在フレア処理されている廃ガスを利用した発熱製油施設	精油施設における廃ガス回収・利用のための方法論	1.2
AM0056	1	需要サイドのエネルギー効率向上、ボイラー更新・修繕、燃料転換	産業、化石燃料燃焼蒸気ボイラー	化石燃料燃焼蒸気ボイラーシステムにおけるボイラー更新・修繕及び燃料転換によるエネルギー効率改善	1
AM0057	4, 13	農業廃棄物、バイオマス、自家発電	パルプ・紙・バイオ油製造業	パルプ・紙製造又はバイオ油製造におけるバイオマス廃棄物の原料利用による排出回避	3
AM0058	1	エネルギー供給、住宅、商業部門の消費者への熱供給	地域熱システム、発電プラント、発熱専用ボイラー	一次地域暖房システムの新規導入	3.1
AM0059	9	PFC削減、金属製造、電力利用効率	アルミ精錬施設	アルミ一次精錬施設からのGHG排出削減	1.1
AM0060	3	需要サイドのエネルギー効率向上、冷却機	大規模の商業・産業用の建物・施設で利用される大規模冷却機	エネルギー効率の良い冷却機への更新による節電	1.1
AM0061	1	供給サイドのエネルギー効率向上、修繕・改善対策	化石燃料火力発電プラント	既存発電施設の修繕・エネルギー効率改善のための方法論	2.1

表A-5 大規模CDM方法論リスト(2011年2月22日時点)

方法論No.	領域	キーワード	適用場所	方法論のタイトル	Ver. No.
AM0062	1	供給サイドのエネルギー効率向上、タービンの改修	化石燃料火力発電プラント	タービンの改修による発電施設のエネルギー効率改善	2
AM0063	5	化石燃料代替、排ガス	産業施設	CO ₂ 製造に係る化石燃料利用代替のための産業施設における排ガスからのCO ₂ 回収	1.1
AM0064	10	鉱山メタン、メタンガス回収・利用・破壊	鉱山	地下鉱山・硬岩鉱山・貴金属鉱山・非金属鉱山における鉱山メタンの回収及び利用・破壊のための方法論	2
AM0065	4, 9, 11	SF ₆ /SO ₂ の更新	マグネシウム工場	マグネシウム産業におけるSF ₆ から代替カパーガスへの更新	2.1
AM0066	9	需要サイドのエネルギー効率向上、廃熱利用	海綿鉄製造プロセス	海綿鉄製造プロセスにおける廃熱を利用したプレヒータリングによるGHG削減	2
AM0067	2	供給サイドのエネルギー効率向上、高効率変圧器	送配電施設	配電網における高効率変圧器の導入のための方法論	2
AM0068	3, 9	需要サイドのエネルギー効率向上、合金鉄製造	合金鉄工場	合金鉄製造施設の改良によるエネルギー効率改善のための方法論	1
AM0069	1, 5	廃棄物、バイオガス回収・利用、燃料転換、都市ガス製造	都市ガス工場、排水処理施設、埋立処分場	都市ガス生成向け原料・燃料としての生物起源メタンの利用	2
AM0070	4	家電の効率向上、冷蔵庫	冷蔵庫メーカー	エネルギー効率の高い家庭用冷蔵庫の製造	3.1
AM0071	11	HFC-134a削減、冷蔵庫の代替	家庭用冷蔵庫メーカー	温暖化係数(GWP)の低い冷媒を利用した家庭用冷蔵庫の製造及び修理	2
AM0072	1	化石燃料代替、地熱、空間暖房	中央暖房システムのビル、地熱システム	空間暖房のための地熱資源による化石燃料の代替	2
AM0073	13, 15	家畜糞尿処理、嫌気性処理	農場、排水処理設備、家畜糞尿処理システム	複数サイトからの糞尿収集及び中央プラントにおける糞尿処理を通じたGHG排出削減	1
AM0074	1	漏洩排出、浸透ガス利用	天然ガス処理施設、発電施設	フレア・放出処理されていた浸透ガスを利用した新規グリッド接続発電プラントのための方法論	2
AM0075	1, 5	バイオガス回収・利用、燃料転換、最終消費者への供給	バイオガス製造サイト、バイオガス処理施設	熱生成を目的としたバイオガスの収集、加工、及び末端利用者への供給のための方法論	1
AM0076	1	トリジェネレーションシステムの導入	産業施設	既存の産業施設における化石燃料トリジェネレーション実施のための方法論	1
AM0077	1, 10	油井またはガス井からの随伴ガス回収・移送、漏洩排出	油井・ガス井	大気放散又はフレア処理されるであろう油井からのガスの回収、及びそのガスの特定末端利用者への配送	1
AM0078	4, 11	漏洩排出、SF ₆ 除去装置の導入	液晶ディスプレイ製造工場	液晶ディスプレイ製造における六フッ化硫黄(SF ₆)削減のための除去装置の利用	1.1
AM0079	11	漏洩排出、SF ₆ 排出の削減	ガス絶縁電子装置(GIEE)の試験施設	試験施設におけるガス絶縁電子装置からの六フッ化硫黄(SF ₆)の回収	2
AM0080	13	好気性排水処理施設の導入	好気性排水処理設備	好氣的排水処理施設における排水処理に伴う温室効果ガス排出の削減	1
AM0081	1, 5	コークス炉ガス(COG)利用、ジメチルエーテル	コークス製造施設	コークス製造施設からの排ガスを燃料利用目的でジメチルエーテルに転換することによる、コークス製造施設におけるフレア処理又は放散の削減	1
AM0082	9	バイオマス利用(鉄鉱石還元材)、化石燃料転換	製鉄所、鉄鉱石還元工程	鉄鉱石還元システム新設を通じた鉄鉱石還元工程における植栽再生可能バイオマス起源の木炭の利用	1
AM0083	13	埋立処分場ガス排出の回避、廃棄物、(低圧)通気	埋立処分場	現場通気による埋立処分場からのガス排出回避	1
AM0084	1	電力・冷却水供給コジェネレーションシステムの導入	電力及び冷却水の生産施設	電力及び冷却水を新規・既存消費者に供給するコジェネレーションシステムの導入	1
AM0085	1	バイオマス残渣からの発電、混焼、発電プラント	バイオマス残渣の混焼発電プラント	グリッド接続の発電プラントにおける発電のためのバイオマス残渣の混焼	1
AM0086	3	エネルギー利用ゼロの浄水機、安全な飲用水	安全な水の確保が必要な地域	安全な飲料水供給のためのエネルギー利用ゼロの浄水機の導入	1.1
AM0087	1	天然ガス、発電施設	新規の天然ガス発電施設	電力グリッド又は単一消費者に電力を供給する天然ガス焼き発電施設の新規建設	2

方法論No.	領域	キーワード	適用場所	方法論のタイトル	Ver. No
AM0088	3	空気分離、低温エネルギー、液化天然ガス (LNG)	液化天然ガス (LNG) の気化を利用する新規の空気分離プラント	液化天然ガス (LNG) の気化から回収される低温エネルギーを用いた空気分離	1
AM0089	1, 5	バイオディーゼル、ガソリン、植物油	HDSプラント、水素製造プラント、植物油製造プラント、	ガソリンと植物油の混合原料を用いたディーゼルの生産	1.1
AM0090	7	モーダルシフト、貨物輸送、道路輸送、水路・鉄道輸送	貨物運搬	貨物運搬における道路輸送から水路・鉄道輸送へのモーダルシフト	1
承認済み統合方法論					
ACM0001	13	埋立処分場ガス回収、廃棄物、フレアリング、発電、天然ガス供給グリッドへの注入	埋立処分場	埋立処分場ガスプロジェクト活動のためのベースライン及びモニタリングの統合方法論	11
ACM0002	1	再生可能資源によるグリッド接続発電	水力、風力、地熱、太陽光、波力・潮力発電プラント	再生可能資源を利用したグリッド接続発電のための統合方法論	12.1
ACM0003	4	バイオマス残渣 (非再生可能資源を除く)、再生可能バイオマス、代替燃料、低炭素集約化石燃料	セメント工場	セメント製造における代替燃料又は低炭素燃料による化石燃料の一部代替を通じた排出削減	7.3
ACM0005	4	クリンカー削減、添加剤	セメント工場	セメント生産における混合物増加のための統合方法論	5
ACM0006	1	バイオマス残渣 (非再生可能資源を除く)	バイオマス残渣を利用した発電設備、熱生成設備、コジェネレーション施設	バイオマス残渣を利用した発電のための統合方法論	11.1
ACM0007	1	供給サイドエネルギー効率、廃熱利用、コンバインドサイクル発電	発電/地域熱プラント	シングルサイクル発電からコンバインドサイクル発電への転換のための統合方法論	4
ACM0008	8, 10	燃料からの漏洩排出、CH ₄ 回収・利用・破壊	炭鉱、鉱業	炭層メタン・炭鉱メタン・通気メタンの回収、電力・動力・熱への利用並びにフレア処理及び接触酸化による破壊のための統合方法論	7
ACM0009	1, 4	化石燃料 (石炭/石油) の天然ガスへの燃料転換	熱生成工程、地域暖房システム、熱生成専用ボイラー	石炭・石油から天然ガスへの産業燃料転換のための統合方法論	3.2
ACM0010	13, 15	家畜糞尿	農畜産場	家畜糞尿処理システムからのGHG排出削減のための統合方法論	5
ACM0011	1	化石燃料 (石炭/石油) の天然ガスへの燃料転換	発電プラント	既存発電所における石炭・石油から天然ガスへの発電用燃料転換のためのベースライン統合方法論	2.2
ACM0012	1, 4	廃ガス・廃熱・廃圧利用、自家発電	工場等産業施設	廃ガス・廃熱・廃圧に基づくエネルギーシステムにおけるGHG排出削減のための統合方法論	3.2
ACM0013	1	高効率 (超臨界石炭) 火力発電プラント	化石燃料火力発電プラント/地域熱プラント	低GHG排出強度技術を用いたグリッド接続新規化石燃料火力発電所施設のための統合方法論	4
ACM0014	13	メタンガス削減、排水処理	産業排水処理施設	産業排水処理からの温室効果ガス排出量の削減	4.1
ACM0015	4	炭酸塩非含有代替燃料 (AMC)	セメントプラント	セメントキルンでのクリンカー製造時に炭酸塩非含有代替燃料を原料として用いるプロジェクトのための統合方法論	3
ACM0016	7	交通、鉄道ベース大量高速輸送システム (MRTS)、鉄道ベースインフラ	都市公共交通システム	大量高速輸送プロジェクトのためのベースライン方法論	2
ACM0017	1, 5	バイオ燃料、バイオディーゼル、廃油脂、植物油	バイオディーゼル生産・販売・消費施設	燃料利用のためのバイオディーゼルの生産	2
ACM0018	1	バイオマス残渣 (非再生可能資源を除く)、発電専用プラント	バイオマス残渣発電専用プラント	発電専用施設におけるバイオマス残渣からの発電のための統合方法論	1.2

表A-6 小規模CDM方法論リスト (2011年2月21日時点)

方法論No.	領域	方法論タイトル	Ver No.
Type I –再生可能エネルギープロジェクト			
AMS-I.A.	1	利用者による発電	14
AMS-I.B.	1	利用者のための機械的エネルギー（電気エネルギーあり、なしに関わらない）	10
AMS-I.C.	1	利用者のための熱エネルギー（電気エネルギーあり、なしに関わらない）	18
AMS-I.D.	1	グリッド接続の再生可能発電	16
AMS-I.E.	1	利用者による熱利用のための非再生可能バイオマス利用からの転換	3
AMS-I.F.	1	受け手側使用及びミニグリッド向けの再生可能発電	1
AMS-I.G.	1	固定式設備におけるエネルギー生成のための植物油の製造及び利用	1
AMS-I.H.	1	固定式設備におけるエネルギー生成のためのバイオディーゼルの製造及び利用	1
AMS-I.I.	1	家庭・少数の利用者のための熱エネルギーのためのバイオガス・バイオマス	1
Type II –エネルギー効率改善プロジェクト			
AMS-II.A.	2	供給側でのエネルギー効率改善—エネルギー送配電	10
AMS-II.B.	1	供給側でのエネルギー効率改善—エネルギー生成	9
AMS-II.C.	3	需要側での特定技術を用いたエネルギー効率活動	13
AMS-II.D.	4	産業施設におけるエネルギー効率・燃料転換手法	12
AMS-II.E.	3	建物におけるエネルギー効率・燃料転換手法	10
AMS-II.F.	3	農業設備・活動のためのエネルギー効率・燃料転換手法	9
AMS-II.G.	3	非再生可能バイオマスの熱利用におけるエネルギー効率改善手法	2
AMS-II.H.	4	産業施設におけるユーティリティの集中化によるエネルギー効率改善	2
AMS-II.I.	4	産業施設における廃エネルギーの有効利用	1
AMS-II.J.	3	需要側での高効率照明技術のための活動	4
AMS-II.K.	3	商業ビルにエネルギー供給するコジェネレーション又はトリジェネレーションの導入	1
Type III –他のプロジェクト活動			
AMS-III.A.	15	既存耕作地の酸性土壌における大豆・とうもろこし輪作への根粒菌体接種による尿素の相殺	2
AMS-III.B.	1	化石燃料の転換	15
AMS-III.C.	7	GHG低排出自動車による排出削減	12
AMS-III.D.	15	家畜糞尿管理システムにおけるメタン回収	17
AMS-III.E.	13	管理燃焼、ガス化又は機械処理・熱処理によるバイオマスの腐敗からのメタン生成回避	16
AMS-III.F.	13	バイオマスの管理された生物学的処理によるメタン生成回避	10
AMS-III.G.	13	埋立処分場のメタン回収	6
AMS-III.H.	13	排水処理でのメタン回収	16
AMS-III.I.	13	嫌気性処理から好気性システムへの転換による排水処理におけるメタン生成回避	8
AMS-III.J.	5	産業工程で原料利用するためのCO ₂ 製造における化石燃料燃焼の回避	3
AMS-III.K.	4	縦穴燃焼から機械燃焼に転換することによる木炭製造プロセスからのメタン放散回避	4
AMS-III.L.	13	管理型熱分解を通じたバイオマスの腐敗によるメタン発生回避	2
AMS-III.M.	5	製紙工程からのソーダ回収による電力消費量の削減	2
AMS-III.N.	4	硬質ポリウレタンフォーム製造におけるHFC排出回避	3
AMS-III.O.	5	バイオガスから抽出されるメタンを用いた水素製造	1
AMS-III.P.	4	精油所施設における廃ガス回収及び利用	1
AMS-III.Q.	4	廃エネルギー（ガス/熱/圧力）回収プロジェクト	3
AMS-III.R.	15	家庭・小規模農場レベルでの農業活動におけるメタン回収	2
AMS-III.S.	7	商用車への低GHG排出車導入	2
AMS-III.T.	7	運輸用途の植物油製造・利用	2
AMS-III.U.	7	大量高速輸送システム(MRTS)としてのケーブルカー	1
AMS-III.V.	4	製鉄所における粉塵・スラッジのリサイクルシステム導入による溶鉱炉でのコークス消費量の抑制	1
AMS-III.W.	10	非炭化水素鉱物採掘作業におけるメタン回収及び破壊	1
AMS-III.X.	3, 11	家庭用冷蔵庫のエネルギー効率改善及びHFC-134aの回収	2
AMS-III.Y.	13	排水・糞尿処理システムからの固形物分離を通じたメタン排出回避	2
AMS-III.Z.	4	レンガ製造における燃料転換、工程改善、及びエネルギー効率化	3
AMS-III.AA.	7	改修技術を用いた交通部門のエネルギー効率改善活動	1

方法論No.	領域	方法論タイトル	Ver No.
AMS-III.AB.	11	単独の商業施設の冷凍庫からのHFC排出の回避	1
AMS-III.AC.	5	燃料電池を用いた電力・熱生成	1
AMS-III.AD.	4	水硬性石灰生産における排出削減	1
AMS-III.AE.	3	新規住居用建築物におけるエネルギー効率改善・再生可能エネルギー手法	1
AMS-III.AF.	13	部分腐敗した都市廃棄物(MSW)の掘り返し及びコンポスト化によるメタン排出回避	1
AMS-III.AG.	1	高炭素強度のグリッド電力から低炭素強度の化石燃料への転換	2
AMS-III.AH.	1	高炭素強度の燃料混合率から低炭素強度の燃料混合率への変更	1
AMS-III.AI.	5	使用済み硫酸の回収を通じた排出削減	1
AMS-III.AJ.	13	固形廃棄物からの物質の回収・リサイクル	2
AMS-III.AK.	7	運輸用途のバイオディーゼルの製造及び利用	1
AMS-III.AL.	3	シングルサイクル発電からコンバインドサイクル発電への転換	1
AMS-III.AM.	1	コジェネレーション・トリジェネレーションシステムにおける化石燃料の転換	2
AMS-III.AN.	4	既存製造産業における化石燃料の転換	2
AMS-III.AO.	13	嫌気性消化処理を通じたメタン回収	1
AMS-III.AP.	7	アイドリングストップ装置を用いた交通分野の省エネ活動	2
AMS-III.AQ.	7	バイオ天然ガスの交通分野への導入	1
AMS-III.AR.	1	化石燃料を用いた電灯からLED電灯システムへの転換	1
AMS-III.AS.	2	非エネルギー設備のための既存工場設備における化石燃料からバイオマスへの燃料転換	1

表A-7 A/R CDM方法論リスト (2011年2月21日時点)

方法論No.	領域	方法論タイトル	Ver No.
大規模			
AR-AM0002	14	新規植林・再植林による劣化地の回復	3
AR-AM0004	14	現在農業用地である土地における新規植林・再植林	4
AR-AM0005	14	産業・商業利用のために実施される新規植林・再植林プロジェクト	4
AR-AM0006	14	劣化地での補助低木を伴う高木の新規植林・再植林	3.1
AR-AM0007	14	現在、農業・牧畜用地である土地における新規植林・再植林	5
AR-AM0009	14	林蓄複合活動のための劣化地にける新規植林・再植林	4
AR-AM0010	14	保全地域内の未管理草地で実施される新規植林・再植林プロジェクト活動	4
AR-AM0011	14	複合栽培農業の影響を受ける土地の新規植林・再植林	1
AR-AM0012	14	荒地もしくは放棄農地での植林・再植林	1
AR-ACM0001	14	劣化地の新規植林・再植林統合方法論	5
AR-ACM0002	14	プロジェクト前の活動を排除しない、劣化地の新規植林・再植林の統合方法論	1
小規模			
AR-AMS0001	14	草地又は耕作地における小規模A/RCDMプロジェクト活動のための簡易方法論	6
AR-AMS0002	14	居住地における小規模A/RCDMプロジェクト活動のための簡易方法論	2
AR-AMS0003	14	湿地における小規模A/RCDMプロジェクト活動のための簡易方法論	1
AR-AMS0004	14	アグロフォレストリーの小規模A/RCDMプロジェクト活動のための簡易方法論	2
AR-AMS0005	14	生体バイオマスを支える固有潜在力が低い土地における小規模A/RCDMプロジェクト活動のための簡易方法論	2
AR-AMS0006	14	植林と牧畜を組み合わせた小規模A/RCDMプロジェクト活動のための簡易方法論	1
AR-AMS0007	14	草地又は耕作地における小規模A/RCDMプロジェクト活動のための簡易方法論	1

3 方法論ツール

表A-8 方法論ツール一覧（2011年2月24日時点）

タイトル・バージョンナンバー	領域・適用条件・手順
I. 方法論関連ツール	
1. 追加性の証明及び評価のためのツール Version 05.2 [EB 39、Annex 10]	<p>本ツールは、追加性の証明及び評価のための一般的な枠組みを示しており、さまざまなプロジェクトタイプに適用可能である。プロジェクトタイプによっては枠組みの修正が必要な場合もある。ただし、このツールによって、ベースラインシナリオを特定するための段階的なアプローチを示すベースライン方法論の必要性がなくなるわけではない。</p> <p>本ツールには以下の4つのステップが含まれている。</p> <p>ステップ1. プロジェクト活動の代替シナリオの特定</p> <p>ステップ2. 提案されるプロジェクト活動が経済的・財政的に最も魅力的なものではないことを決定づける投資分析</p> <p>ステップ3. バリア分析</p> <p>ステップ4. 一般的慣行分析</p>
2. ベースラインシナリオの特定及び追加性の証明のためのコンバインドツール Version 02.2 [EB 28、Annex 14]	<p>本ツールは、ベースラインシナリオの特定と追加性の証明を同時に行う段階的なアプローチを示している。新たなベースラインの方法論を提案するプロジェクト参加者は、その提案に本コンバインドツールを組み込むことができる。また、プロジェクト参加者はEBでの検討のために、ベースラインシナリオを特定する他のツールを提案し、追加性を証明することも可能である。本ツールを用いる方法論は、提案するプロジェクト活動の考え得るすべての代替シナリオが、プロジェクト参加者にとって利用可能な選択肢である場合のみ適用可能である。例えば、以下のような、プロジェクト参加者が運営する既存の施設への改良を加えるプロジェクト活動に適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト参加者が運営する既存の施設でのエネルギー効率の改善 ・プロジェクト参加者が運営する既存の施設の燃料転換 ・プロジェクト参加者が運営する既存の廃棄物処理場での廃棄物管理方法の変更 ・プロジェクト参加者が運営する既存の施設でのN₂O、HFC-23、PFC排出量の削減 <p>本ツールには以下の4つのステップが含まれる。</p> <p>ステップ1. プロジェクト活動の代替シナリオの特定</p> <p>ステップ2. バリア分析</p> <p>ステップ3. 投資分析(該当する場合)</p> <p>ステップ4. 一般的慣行分析</p>
3. 化石燃料燃焼によるプロジェクト排出量・リーケージ排出量の計算ツール Version 02 [EB 41、Annex 11]	<p>本ツールは、化石燃料の燃焼によるプロジェクトやリーケージにおけるCO₂排出量の算定手順を示すものである。本ツールは、化石燃料の燃焼によるCO₂排出量を、燃焼させる燃料の量と属性に基づいて算定する場合に用いることができる。本ツールを用いる方法論では、本ツールがどの燃料プロセスjに適用されているかを特定しなければならない。</p>
4. 廃棄物処分場における投棄廃棄物からのメタン排出量決定ツール Version 05 [EB 55、Annex 18]	<p>本ツールは、プロジェクト活動がなかった場合に、廃棄物処理場(SWDS)で処分される廃棄物から発生するメタンのベースライン排出量を算定する際に利用するものである。排出削減量は一次分解(First Order Decay : FOD)モデルを用いて算定される。本ツールは、廃棄物が投棄されるSWDSを明確に特定できる場合に適用可能であり、一時的に貯蔵された廃棄物(ストックパイル)および有害廃棄物には適用できない。</p>
5. 電力消費によるベースライン排出量、プロジェクト排出量及び／もしくはリーケージ排出量の計算ツール Version 01 [EB 39、Annex 07]	<p>本ツールは、電力消費に伴うベースライン排出量、プロジェクト排出量及び／もしくはリーケージ排出量の推定手順を示すものである。例えば、本ツールはプロジェクトシナリオ及び／又はベースラインシナリオで補助電力を消費する方法論において利用することができる。また、本ツールは電力が、ベースラインシナリオ、プロジェクトシナリオ、リーケージのいずれかのみで消費される状況でも適用可能である。</p> <p>本ツールは、以下の電力消費に関する3つのシナリオのうち1つに当てはまる場合に適用可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シナリオA. グリッドからの電力消費：電力はグリッドから購入しており、自家発電は実施していない ・シナリオB. グリッド未接続の化石燃料自家発電プラントからの電力消費：1基以上の化石燃料自家発電プラントがサイト内にあり、電力を供給している。ただし、自家発電プラントはグリッドに未接続 ・シナリオC. グリッドおよび化石燃料自家発電プラントからの電力消費：1基以上の化石燃料自家発電プラントがサイト内にあり、電力を供給している。また、自家発電プラントはグリッドにも接続 <p>本ツールは、プロジェクト活動、ベースラインシナリオ、リーケージ発生源のいずれかにおいて、再生可能エネルギーによる自家発電により電力が供給されている場合には適用することができない。本ツールは、CO₂の排出量の計算方法のみを示しており、下記のツールの最新バージョンも参照することになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電力システムに関する排出係数算定ツール ・化石燃料燃焼によるプロジェクト排出量もしくはリーケージ排出量の計算ツール

6. メタン含有ガスのフレア処理からのプロジェクト排出量決定ツールVersion 01 [EB 28、Annex 13]	<p>本ツールは、メタンを含む残留ガス(RG)のフレアリングによるプロジェクト排出量を算定する手順を示すものである。本ツールは以下の条件の下で適用可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 燃焼されるRGに、メタン、一酸化炭素、水素以外の可燃性ガスが含まれていない。 ・ 燃焼されるRGが、有機性物質の分解(埋立処分場、バイオダイジェスター、嫌気性ラグーンなど)、もしくは炭鉱で排出されるガス(炭層メタン及び炭鉱メタン)から回収される。
7. 電力システムに関する排出係数計算ツールVersion 02 [EB 50、Annex 14]	<p>本ツールは、グリッド電力の代替となるプロジェクト活動のベースライン排出量の算定を目的としたOM、BM、CMを推計するために用いることができる。本ツールでは、電力システムにおける「コンバインド・マージン」(CM)を計算して、電力システム内の発電所における発電の代替に関するCO₂排出係数を算定する。CMは電力システムに関する2つの排出係数(オペレーティング・マージン(OM)とビルド・マージン(BM))の加重平均の結果である。OMは、提案されるCDMプロジェクト活動によって発電量に影響を受ける既存の発電施設の集合体に関する排出係数である。BMは、提案されるCDMプロジェクト活動によって建設や将来の稼働に影響を受ける発電施設の集合体に関する排出係数である。</p> <p>ここで、プロジェクト活動とは、グリッドに電力を供給するプロジェクト活動や、グリッドから提供される電力の節減につながるプロジェクト活動(需要側でのエネルギー効率プロジェクトなど)である。</p> <p>本ツールには以下の7つのステップが含まれる。</p> <p>ステップ1. 関連する電力システムの特定 ステップ2. プロジェクト活動における電力システムにオフグリッド発電所を含むかどうかを選択(任意選択) ステップ3. OMの決定方法の選定 ステップ4. 選定された方法に従いOM排出係数を計算 ステップ5. BMに含める発電施設の集合体の特定 ステップ6. BM排出係数の計算 ステップ7. CM排出係数の計算</p>
8. 流動気体中の温室効果ガス流量決定ツールVersion 01 [EB 47、Annex 10]	<p>本ツールは、流動気体中の温室効果ガス流量を算定する手順を示すものである。本ツールで算定可能なガスは、CO₂、CH₄、N₂O、SF₆およびPFCである。温室効果ガスの流量算定では、以下の測定結果に基づく。</p> <p>(a) 流動気体の総体積もしくは質量流量の測定値 (b) 流動気体中にあるガスの体積分率の測定値</p> <p>体積流量、流量と体積分率は乾性ベースまたは湿性ベースで測定する。ガスの流量を決定する8つのオプションを示しており、予想されるほとんどの組み合わせを対象としている。</p> <p>本ツールは、ベースラインもしくはプロジェクト排出量決定のために残留、フレアもしくは排ガスの流量と組成を測定する方法論に汎用的に適用できる。適用可能な条件は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次のガスを体積分率で99%以上含有する流動気体：N₂、CO₂、O₂、CO、H₂、CH₄、N₂O、NO、NO₂、SO₂、SF₆、PFCsおよび気相のH₂O ・ 他のガス(例えば、炭化水素)が含まれる場合、その体積分率は1%(v/v)未満でなければならない。 ・ ガスの絶対圧は10atmもしくは1.013MPa以下
9. 熱もしくは電気エネルギー生成システムのベースライン効率の決定ツールVersion 01 [EB 48、Annex 12]	<p>本ツールは、エネルギー生成システムのベースライン排出量の推定のために、ベースライン効率を算定する手順を示すものである。既存システムの改良、または新規システムに交換することでエネルギー効率を改善するプロジェクト活動に利用可能である。</p> <p>本ツールには、エネルギー生成システムのベースライン効率の推定に以下の異なる手順が示されている。</p> <p>(a) システム稼働負荷係数としての効率を定める負荷効率係数を決定する手順 (b) 効率性は一定として保守的に決定する手順</p> <p>本ツールを適用できるエネルギー生成システムは以下に示すとおりである</p> <p>(a) 発電専用(熱生成は行わない) (b) 熱エネルギー生成専用(発電は行わない)</p> <p>さらに、以下に示す条件に適合することが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コージェネレーションシステムと廃熱回収システムには適用できない。 ・ エネルギー生成システムの効率に影響を与える主な稼働パラメーターが、「負荷」である場合に限って、本ツールを適用できる。
10. 設備の残存寿命決定ツールVersion 01 [EB 50、Annex 15]	<p>本ツールは、ベースラインもしくはプロジェクト設備の残存寿命を決定するための指針を提供する。例えば、エネルギー効率改善として現存設備を新設備に交換、または現存設備を改良するプロジェクト活動に利用可能である。</p> <p>本ツールを参照する方法論は、どの設備の残存寿命を決定するのかを明確にしなければならない。関連設備の残存寿命はプロジェクト活動が実施される前に決定する必要がある。また、適用される設備の残存寿命をどのように決定したかについて、利用した資料(参照資料)も含み、CDM-PDDに明確に記録する必要がある。政策と規制(例えば環境基準)やニーズの変化(例えば、エネルギー需要の増加)が設備寿命に与える影響については考慮されていない。なお、注意点として、設備の技術的寿命が終わる前に交換を保証する規定がある場合には、その規定をどのように取り扱うかについて特別なガイダンスを提供する必要がある。</p> <p>プロジェクト参加者は設備の残存寿命の決定において、以下のオプションのうち1つを利用することができる。</p> <p>(a) 製造元から提示された設備の技術的寿命を使い、最初の稼働日と比較する。 (b) 専門家による評価を受ける。 (c) デフォルト値を利用する。</p>

表A-8 方法論ツール一覧 (2011年2月24日時点)

タイトル・バージョンナンバー	領域・適用条件・手順
II. 新規植林・再植林(A/R)関連ツール	
1. A/R CDMプロジェクト活動における追加性の証明及び評価のためのツール Version 02 [EB 35, Annex 17]	<p>本ツールは、A/R CDMプロジェクトにおいて追加性の証明を行うための段階的なアプローチを示している。新手法論の提案を行うプロジェクト参加者は、提案の中で本ツールを組み込むことができる。本ツールは以下の条件で適用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A/R CDMプロジェクト活動としての登録の有無にかかわらず、提案されるプロジェクトバウンダリー内の土地で実施される植林は、関連するいかなる法律（施行されているかどうかに関らず）に違反することがあってはならない。 ・ 追加性の決定に本ツールを利用するには、最も起こり得るベースラインシナリオの特定を正当化する段階的なアプローチを提供するベースライン方法論が必要である。新たなベースライン方法論を提案するプロジェクト参加者は、ベースラインシナリオの特定とプロジェクト活動の追加性の決定との整合性を確保しなければならない。 ・ 本ツールは小規模A/R CDMプロジェクト活動には適用できない <p>本ツールには以下の5つのステップが含まれる。</p> <p>ステップ0. A/R CDMプロジェクト活動開始日に基づいた予備的スクリーニング</p> <p>ステップ1. A/R CDMプロジェクト活動の土地利用に関する代替シナリオの特定</p> <p>ステップ2. 提案されるプロジェクト活動が、特定された土地利用に関するシナリオの中で経済的・財政的に最も魅力のあるシナリオではないことを決定づける投資分析</p> <p>ステップ3. バリア分析</p> <p>ステップ4. 一般的慣行分析</p>
2. A/R CDMプロジェクト活動におけるベースラインシナリオの特定及び追加性の証明のためのコンパインドツール (CT-AR) Version 01 [EB 35, Annex 19]	<p>本ツールは、A/R CDMプロジェクト活動におけるベースラインシナリオの特定と追加性の証明を同時に行うための一般的な枠組と段階的なアプローチを示している。</p> <p>本ツールの適用によって、透明性のあるベースラインシナリオの特定が可能になり、さらには、CDMにおいて提案される新規植林・再植林プロジェクトの吸収源によるベースラインにおける純GHG吸収量の保守的な設定が可能になる。本ツールは、以下の条件で適用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A/R CDMプロジェクト活動としての登録の有無にかかわらず、提案されるプロジェクトバウンダリー内の土地で実施される植林は、関連するいかなる法律（施行されているかどうかに関らず）に違反することがあってはならない。 ・ 本ツールは小規模A/Rプロジェクト活動には適用できない。 <p>本ツールには以下の5つのステップが含まれる。</p> <p>ステップ0. A/R CDMプロジェクト活動開始日による予備的スクリーニング</p> <p>ステップ1. 代替シナリオの特定</p> <p>ステップ2. バリア分析</p> <p>ステップ3. 投資分析(必要な場合)</p> <p>ステップ4. 一般的慣行分析</p>
3. A/R CDMプロジェクト活動における炭素プール計測のための標本区画数の算出ツール Version 02.1 [EB 58, Annex 15]	<p>本ツールは、炭素プールの変化を望ましい精度でモニタリングするために必要な恒久的標本区画数を推定する。本ツールは標本区画がモニタリング目的で利用される場合に適用可能である。なお、森林調査では以下のことが伴うため、恒久的標本区画を利用すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の時間間隔での測定 ・ 連続サンプリング時における観察結果に高い共分散性が期待される <p>本ツールは以下の条件で適用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 考慮されるパラメーターが正規分布しているか、もしくは正規分布に変換できる。 ・ 追加の方法で、多くの小さな(独立した)効果がそれぞれの結果に影響する場合は正規分布することが予想される。
4. A/R CDMプロジェクト活動におけるGHG排出量の有意性検定ツール Version 01 [EB 31, Annex 16]	<p>本ツールは、排出源によるGHG排出量や、起こり得る炭素プールの減少及びリーケージ排出量が、ある特定のA/R CDMプロジェクト活動にとって重要ではないという判断を行う際に利用可能である。無視できる炭素プールの減少と排出増加量の合計は、炭素プールの全減少量と排出量の全増加量の5%未満、もしくは吸収源による人為的純吸収量の5%未満のどちらか少ない方とする。</p> <p>本ツールは、以下に示す目的のために用いるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 炭素プールの減少、及びA/R CDMプロジェクト活動の実施によって生じるGHG排出量(CO₂相当で測定)の増加が顕著ではなく、無視できることを決定づける ・ 炭素プールの減少、及び排出源によるGHG排出量の増加が、A/R CDM方法論の適用条件において顕著ではなく、無視することが妥当であることを裏付ける。
5. A/R CDMプロジェクト活動における化石燃料燃焼によるGHG排出量の推定 Version 01 [EB 33, Annex 14]	<p>本ツールでは、A/R CDMプロジェクト活動における化石燃料燃焼によるGHG排出量(プロジェクト排出量及びリーケージ排出量)の増加を推定することができる。排出源は、A/R CDMプロジェクト活動に必要な車両(トラックやトラクターなどの移動排出源)や、機械設備(チェーンソーのような携帯機器や送水ポンプのような固定機器など)である。</p>

<p>6. A/R CDM プロジェクト活動において土壌有機炭素プールを保守的な観点から無視できるかどうかを決定する手順 Version 01 [EB 33、Annex 15]</p>	<p>本ツールは、A/R CDM プロジェクトにおいて、土壌の有機炭素プールの計上を保守的な観点から無視できるかどうかを決定するガイドラインである。このガイドラインは、最新の科学的文献（査読付）やIPCCの文献を参照して策定されている。土地利用・土地利用変化における土壌の有機炭素プールの変化に関して、入手可能な証拠が限定されている場合、保守的なアプローチが適用される。</p> <p>本ツールは、プロジェクトバウンダリー内の土地が、以下の条件を満たす場合に適用可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有機質土壌（泥炭土など）や湿地を含まない土地であること。 ・ プロジェクトバウンダリー内の浸食による鉱質土壌の炭素蓄積量損失割合が、A/R CDM プロジェクト活動におけるベースラインの割合を超えて永続的に増加しないこと。 ・ 細かい落葉落枝（直径2mm未満の小枝、樹皮、葉）がサイトに残ること。
<p>7. 窒素肥料による亜硝酸態窒素の直接排出量の推定 Version 01 [EB 33、Annex 16]</p>	<p>本ツールでは、A/R CDM プロジェクト活動におけるプロジェクトバウンダリー内の窒素肥料使用による亜硝酸態窒素の直接排出量を、事前・事後両方において推定することができる。</p> <p>本ツールは以下の場合には適用できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A/R CDM プロジェクト活動が湿地で実施される場合。 ・ 冠水灌漑、もしくは冠水が施肥を実施した日から3ヶ月以内に発生した場合。
<p>8. A/R CDM プロジェクト活動に起因する既存の植生の開墾、焼失、腐敗からのGHG排出量算定ツール Version 03 [EB 50、Annex 22]</p>	<p>本ツールは、提案されるA/Rプロジェクトにおいて、プロジェクトバウンダリー内に現存する木本植生がプロジェクト活動に起因して開墾、焼失、腐敗にあった際に起こる、温室効果ガスの排出量増加を算定するために使用する。</p> <p>ステップ1. 「プロジェクトサイト準備における既存植生の排除によるGHG排出量が少量であるとする条件に関するガイダンス」に基づいて、排出量が少量であるため0として計算することが可能な場合は、それ以上本ツールは使用しなくともよい。</p> <p>ステップ2. ここでは、A/R CDM プロジェクトバウンダリー内における、サイト準備とプロジェクト実施による既存植生の開墾、焼失、腐敗によるGHG排出量増加を算定するための簡易デフォルトアプローチを提供する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - CO₂排出量増加：プロジェクトサイト準備における、既存植生の排除（焼き畑農業も含む）による排出、またはA/R CDM プロジェクト活動により植林された森林（または、植生）との競合で枯死し、放置された既存植生の腐敗による排出。 - 非CO₂排出量増加：プロジェクトサイト準備において、既存の地上植生を部分的もしくは完全に燃やすことによるCH₄とN₂Oの排出。ただし、バイオマス燃焼によるN₂O排出は全排出量において僅かな割合しか占めないため、0として計算することが可能である。
<p>9. A/R CDM プロジェクト活動における放牧活動の移転に伴うGHG排出量推計ツール Version 02 [EB 39、Annex 12]</p> <p>注意：「A/R CDM プロジェクト活動におけるプロジェクト実施前の農業活動の移転に伴うGHG排出量の増加の推計」ツールの承認に伴い2011年6月4日まで有効である。2011年6月4日から本ツールは、上記ツールに差し替えられる。</p>	<p>本ツールは、A/R CDM プロジェクトの実施によって、放牧活動の移転に伴い発生するGHG排出量の算定に使用する。本ツールでは家畜タイプ別に乾燥物質摂取量（DMI）のデフォルト値とDMIの計算に必要な式が示されている。さらに、IPCCの気候帯別に年間純一次生産量のデフォルト値（ANPP）が示されている。</p> <p>本ツールは、以下の地域への移動によって排出されるGHG排出量の推定に使用できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定の山林 ・ 特定の耕作地 ・ 特定の草原 ・ 未特定の土地 <p>また、本ツールは以下の地域への移動によって排出されるGHG排出量の推定には適用できない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定住地 ・ 湿地帯 ・ GPG-LULUCFによって定義されている他の土地区分（裸地、岩盤、氷原、非管理地域）
<p>10. A/R CDM プロジェクト活動に起因する非再生可能木質バイオマスの使用量の増加によるリーケージGHG排出量の計算ツール Version 01 [EB 39、Annex 11]</p>	<p>本ツールはプロジェクトバウンダリー外からの非再生可能木質バイオマスの使用量増加によって排出するリーケージの推定に使用する。</p> <p>本ツールはA/R CDM プロジェクトのプロジェクトバウンダリー外からの非再生可能木質バイオマスの使用量増加が見込まれる場合に適用しなければならない。</p> <p>非再生可能木質バイオマスの定義はEBによって決められており、下記のウェブサイトより入手可能である。</p> <p>▶ http://cdm.unfccc.int/Reference/Guidclarif/index.html</p>
<p>11. A/R CDM プロジェクト活動による枯死有機物中の炭素蓄積・変化の算定ツール Version 01.1 [EB 58、Annex 14]</p>	<p>本ツールは、A/R CDM プロジェクト活動のベースラインとプロジェクトシナリオにおける枯死木および/又は落葉落枝の炭素蓄積量及び変化量の事後推計に使用する。本ツールの利用に際して本質的な適用条件はないが、本ツールの利用には以下の仮定が含まれることに留意する。</p> <p>(a) 一定期間にわたって枯死木および落葉落枝のバイオマスの直線性 枯死木および落葉落枝のバイオマスが、バイオマス変化量を推計する2点間で一定の平均速度で進むと仮定</p> <p>(b) root-shoot ratioの適切性 生きている木の地上部のバイオマスから地下部バイオマスの量を算定する比率（root-shoot ratio）は、枯死木に対しても適切</p>

表A-8 方法論ツール一覧 (2011年2月24日時点)

タイトル・バージョンナンバー	領域・適用条件・手順
12. A/R CDM プロジェクト活動の実施における荒廃した土地または荒廃中の土地の特定ツール Version 01 [EB 41, Annex 15]	<p>本ツールは、A/R CDM方法論の適用に際し、荒廃した又は荒廃中の土地を特定する手順を示す。なお、「荒廃した又は荒廃中の土地」の定義はA/R CDMプロジェクト活動にだけに適用される。</p> <p>このツールでは、「土地の初期スクリーニング」と「荒廃した土地の評価」の2段階アプローチを実施する。なお、土地が荒廃したまたは荒廃中かの証明には、下記のうちの1つがあれば十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 検証可能な地方、地域、国家、国際的な土地分類区分または専門家の査読、参加型地域調査手法、衛星画像および/又は証拠写真による、過去10年間荒廃した土地として分類された証拠書類の提出 ・ 提案プロジェクト候補地が他の荒廃した土地と似通ったもしくは同等の条件(植生、土壌、気候、地形、標高、土壌分類、土地利用など)、社会経済圧、荒廃要因を持っているか調査を行い、証明すること。類似した土地の証拠は、検証された書類及び/もしくは目視評価やデータセットが望ましい。 ・ 目視評価や指標検証、検証可能な参加型地域調査のいずれかの手法で、荒廃した又は荒廃中の土地であることを示す直接的証拠を示し証明すること。荒廃を示す指標は地域に適していて、かつ、検証可能なものであること。
13. A/R CDM プロジェクト活動のバウンダリー内の既存の樹木・灌木の炭素蓄積量及び変化量の推計ツール Version 02 [EB 56, Annex 13]	<p>本ツールは、A/R CDMプロジェクト活動のベースラインとプロジェクトシナリオにおける樹木・灌木の炭素蓄積量及び変化量の推計に使用する。なお、本ツールの利用には以下の仮定が含まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 樹木・灌木のバイオマス成長の直線性 樹木・灌木におけるバイオマス成長が、バイオマス変化量を推計する2点間で一定の平均速度で進むと仮定 root-shoot ratioの適切性 プロジェクトバウンダリー内のすべての樹木・灌木に関して、森林もしくは継続的な被覆状態における地上部のバイオマスから地下部バイオマスを算定するroot-shoot ratioが適切 灌木・樹木の植生分類の決定 灌木・樹木の植生を分類する明確な基準もしくは定義が存在する、又はプロジェクト実施者がPDDに明確に記載する。
14. A/R CDM プロジェクト活動におけるプロジェクト実施前の農業活動の移転に起因するGHG排出量増加の推計ツール Version 01 [EB 51, Annex 15] 注意：本ツールの承認に伴い、ツール「A/R CDMプロジェクト活動における放牧活動の移転に伴うGHG排出量推計」を2011年6月4日から本ツールにより差し替える	<p>本ツールは、A/R CDMプロジェクトの実施前の農業活動の移転に起因するGHG排出増加算定の段階的な手順を提供する。</p> <p>本ツールは、A/R CDMプロジェクトの実施による農業活動の移転に起因するGHG排出量増加の算定に適用する。なお、適用にあたっては、以下のガイドラインに従って、GHG排出の増加量が少量でないと認められる場合に適用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A/R CDMプロジェクト活動におけるプロジェクト実施前の作物栽培活動の移転に関するGHG排出量の増加が少量であるとする条件に関するガイドライン ・ A/R CDMプロジェクト活動におけるプロジェクト実施前の放牧活動の移転に関するGHG排出量の増加が少量であるとする条件に関するガイドライン <p>本ツールはA/R CDMプロジェクト実施による農業活動の移転が、湿地または泥炭地の排水をもたらすと予想される場合には適用できない。</p>
15. A/R CDM プロジェクト活動の実施による土壌有機炭素の蓄積変化量の推計ツール Version 01 [EB 55, Annex 21]	<p>本ツールは、A/R CDMプロジェクトのバウンダリー内の土地において任意の時点で起こる土壌有機炭素の蓄積変化量の算定に適用する。</p> <p>本ツールは、土及びの管理に関する以下の条件を満たすA/R CDMプロジェクトに適用可能である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象となる土地は有機質土壌を含んでいない(例えば、泥炭地) 湿地のカテゴリに含まれない 枯死材は現場に残っていて、A/R CDMプロジェクト活動で取り除かない。 A/R CDMプロジェクト活動に起因する耕作/切り取り/土かきは以下の通り <ol style="list-style-type: none"> (1) 土地の起伏に合わせて適切な土壌保全措置に従って行われる。 (2) 初期の敷地造成年から最初の5年まで限定される。 (3) 20年の期間以内に繰り返されない。

上記ツールの最新版はUNFCCC CDMウェブサイトより入手可能。

▶ <http://cdm.unfccc.int/Reference/tools/index.html>

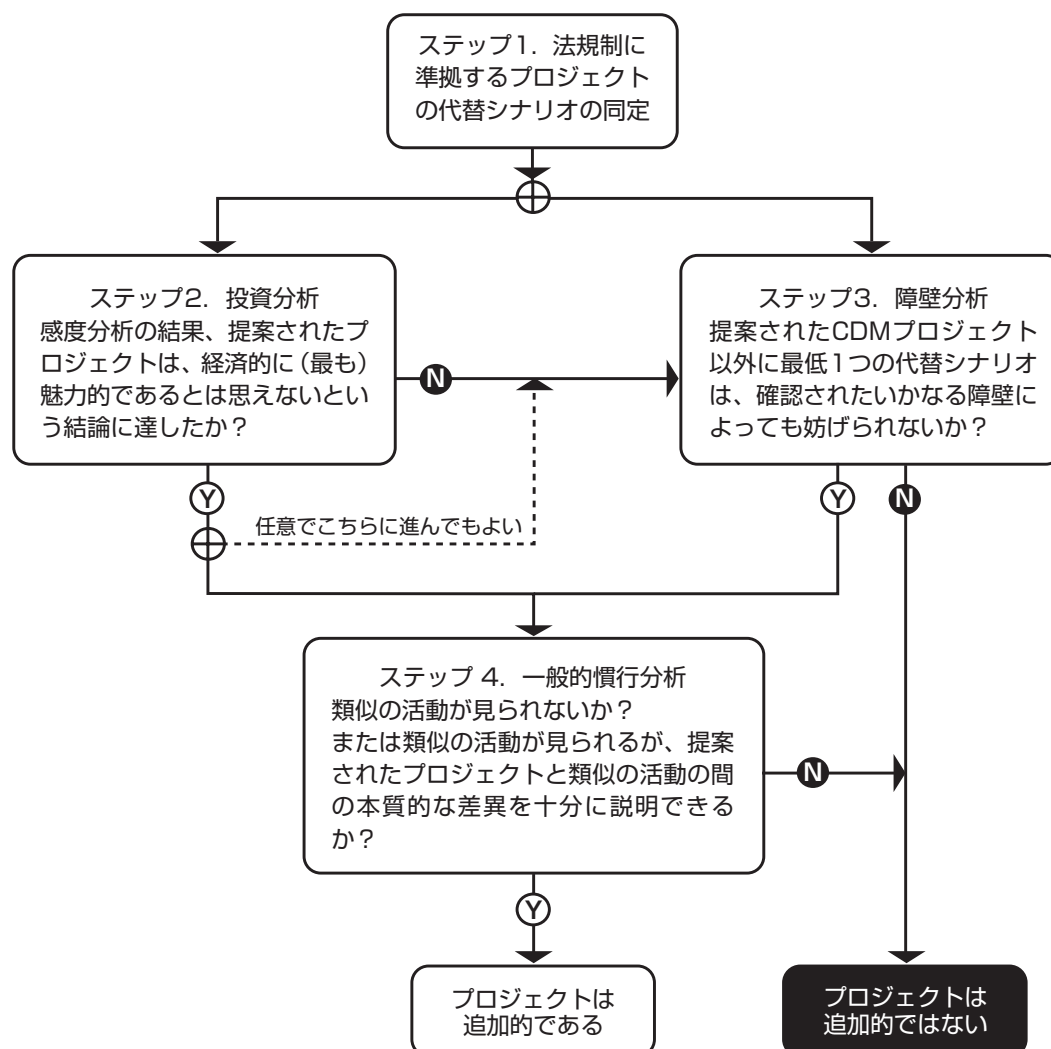
4 追加性の証明と評価のためのツールVersion 5.2

「追加性の証明と評価のためのツール²⁹」(追加性ツール)は追加性の証明及び評価のための一般的な枠組みを示しており、プロジェクトによって多少の調整が必要な場合もあるが、幅広いタイプのプロジェクトに対応している。ただし、このツールによって、ベースラインシナリオを特定するための段階的なアプローチを示すベースライン方法論の必要性がなくなるわけではない。新ベースライン方法論を提案するプロジェクト参加者は、プロジェクト活動の追加性の証明とベースラインシナリオの決定とで一貫性を確保するべきである。また、プロジェクト参加者はベースラインシナリオの特定と追加性の証明の

手順を示す「ベースラインシナリオの特定と追加性の証明のためのツール」(コンバインドツール)を利用することもできる。

追加性ツールの利用は、新方法論を提案する場合の必須条件ではない。プロジェクト参加者は、ツールを使わずに追加性を証明する代替手法の提案をしたり、または本ツールを利用する承認方法論の改訂を提案することができる。しかし、方法論で追加性ツールの利用を定義づけた場合は、追加性ツールの利用は必須となる。

追加性ツールは、図A-1のようなステップで構成されている。



図A-1 追加性ツールのステップ (出典：追加性ツール、Ver. 5.2、ページ3)

29 <http://cdm.unfccc.int/methodologies/PAmethodologies/tools/am-tool-01-v5.2.pdf>

ステップ1

現行の法規制に準拠するプロジェクト活動の代替シナリオの特定

サブステップ1a：プロジェクト活動の代替シナリオの特定

プロジェクト実施者あるいは類似プロジェクトの実施者（提案されるプロジェクト活動と同等のサービスを行う）が利用可能な、現実的で信憑性のある代替シナリオを特定する。そのような代替シナリオには以下のものが含まれる。

- (a) 提案されるプロジェクトがCDMプロジェクト活動として実施されないシナリオ
- (b) プロジェクト活動に対して、妥当性があり信憑性のある他のすべての代替シナリオ（それらはプロジェクト活動と同等の量、質の生産物やサービス（例：電力、熱、セメント）を同等の範囲に対して供給する）
- (c) 妥当であれば、現状が継続するシナリオ（プロジェクト活動や他の代替シナリオが実施されない）

サブステップ1b：法規制への準拠

- (a) サブステップ1aで特定された代替シナリオは、GHG削減以外の目的（例えば地域の大气汚染の軽減など）を持つものであっても、関連するすべての法規制に従わなければならない（このサブステップは、法的強制力を持たない国あるいは地方の政策については考慮していない）。
- (b) 代替シナリオが、関連するすべての法規制に従うものではない場合には、これらの法規制が適用される国または地域における現在の慣行の調査結果に基づき、これらの法規制が体系的に実施されておらず、当該国においてこれらの法規制の不遵守が一般的であることを示さなければならない。それが示せない場合、当該代替シナリオをこれ以上検討することはできない。
- (c) 提案されたプロジェクト活動が、プロジェクト参加者によって検討されるプロジェクト活動の中で、一般に遵守されている法規制に準拠している唯一の代替案である場合、提案されたCDMプロジェクト活動は、追加的ではない。

プロジェクト参加者はステップ2（投資分析）またはステップ3（障壁分析）に進む。ステップ2と3の両方を行ってもよい。

ステップ2

投資分析

本ステップを適用する際には、追加性ツールに添付されている投資分析に関するガイダンスを考慮する必要がある。プロジェクト参加者は以下の3つのオプションの中から適当な分析方法を選択できる。

- (a) オプションⅠ—簡易コスト分析：当該プロジェクトがCDMに関連した収益以外に経済的利益を生じない場合。CDMプロジェクト活動とステップ1で特定した代替シナリオに関連するコストを示し、プロジェクト活動より費用のかからない代替案が少なくとも1件は存在していることを証明する。
- (b) オプションⅡ—投資分析：当該プロジェクトがCDMに関連しない経済的利益を生じる場合。プロジェクトに適切な財務指標を特定し、その指標についてCDMプロジェクトとその他の代替シナリオを比較する。さらに感度分析も行う。
- (c) オプションⅢ—ベンチマーク分析：当該プロジェクトがCDMに関連しない経済的利益を生じる場合。プロジェクトに適切な財務指標を特定し、その指標についてCDMプロジェクトと特定されたベンチマーク（国債レート等）とを比較する。さらに感度分析も行う。

CDM-PDDまたはCDM-PDDの各Annexにおいて設定した、関連するすべての仮定を示し、透明性を確保した投資分析結果を提供する。これにより、第三者による分析の再現可能性を保証する。

ステップ3

障壁分析

プロジェクト参加者は、提案されたプロジェクト活動が以下の障壁に直面するかどうかを判断する。

- (a) 提案されたプロジェクト活動と同種のプロジェクトが実現することを妨げ、かつ
- (b) 少なくとも一つの代替シナリオの実現を妨げない障壁

サブステップ3a：障壁の特定

そのプロジェクト活動がCDM活動として登録されな

かったら、提案されたプロジェクト活動の実現を妨げたと思われる現実的で信憑性のある障壁があることを証明しなければならない。

例えば以下のような障壁が含まれる。

- (a) ステップ2にある経済的／財務的障壁以外の投資障壁。特に、
- ・ 同種のプロジェクト活動が、補助金など非営利的融資条件でしか実現されない障壁。同種のプロジェクトは、関連する国／地域で、広い意味での類似の技術に基づき、同等の規模で、規制の枠組みに関して類似した環境で行われている活動として定義されている。
 - ・ プロジェクト実施国における投資に関連する実質的な、あるいは認知されたリスクにより国内・国際資本市場を利用できない障壁。これらのリスクは国の信用格付けや他の国別投資報告書などで示されている。
- (b) 技術的障壁。特に、
- ・ 当該技術を運転・維持修繕できる熟練労働者もしくは適切に訓練された労働者が、関連する国/地域において存在せず、設備の老朽化と機能不良、またはその他の稼働不良の原因になる。
 - ・ 当該技術を実施するためのインフラ及び物流管理の不足
 - ・ 技術的な失敗のリスク
 - ・ 提案されたプロジェクト活動に用いられた特定の技術が関連する分野で利用できないという障壁
- (c) 一般慣行による障壁。特に
- ・ 当該プロジェクトが「同種の活動で初めて」である。
- (d) その他の障壁、その基礎となっている方法論の中で例として特定されるのが望ましい。

サブステップ3b：特定された障壁が、(提案されたプロジェクト以外の)少なくとも1つの代替シナリオの実現を妨げないであろうことを示す。

- (a) プロジェクト参加者は、確認された障壁が少なくとも1つの代替シナリオの実現をどのように妨げていないかを説明しなければならない。サブステップ3aで確認された障壁によって妨げられると思われる代替シナリオは、いかなるものも実現不可能であり、これ以上検討することはできない。

プロジェクト参加者は、透明性のある文書化された証

拠を提出し、その証拠が特定された障壁の存在とその重要性をどのように立証するかについての保守的な解釈を示す。事例証拠を挙げることができるが、1つだけでは障壁の証拠として十分ではない。サブステップ3aと3bの両方を満たす場合、プロジェクト参加者はステップ4(一般慣行分析)に進む。だが、サブステップ3aと3bのうちの1つが満たされなかった場合、そのプロジェクト活動は追加的ではない。

ステップ 4

一般的慣行分析

サブステップ4a：提案されたプロジェクト活動と類似の他の活動を分析

- (a) プロジェクト参加者は、現在運転中の活動や提案されたプロジェクトと類似の活動について、分析を提供しなければならない。プロジェクトが、同じ国・地域で、広い意味での類似の技術に基づき、同等の規模で、規制の枠組みや投資環境、技術へのアクセス、資金へのアクセス等が類似している環境で行われている場合、それらのプロジェクトは類似しているとみなされる。他のCDMプロジェクト活動はこの分析には含めない。また、証拠の書類や、関連性のある数値情報を提供しなければならない。この分析に基づき、プロジェクト参加者は、類似の活動が関連する分野で既に普及しているか、そしてどの程度普及しているかを説明する。

サブステップ4b

- (a) サブステップ4aにおいて類似の活動が特定された場合、提案されたプロジェクトが財務的に魅力に欠ける、もしくは障壁に直面しているとする主張と、それらの類似の活動が矛盾しないことを示す必要がある。これには、提案されたプロジェクトと他の類似のプロジェクトとを比較し、それらの間の本質的差異、すなわち類似のプロジェクトを財務的に魅力のあるものとする何らかの便益(例：補助金やその他の資金の流入)の存在や、提案されたプロジェクトが利用できない旨、または提案されたプロジェクトが直面する障壁に類似のプロジェクトは直面しなかったことを指摘し説明す

ればよい。この分析を行う上で、類似プロジェクトの必要なデータをプロジェクト参加者が入手できない場合、そのようなプロジェクトはこの分析からは除外できる。その場合は、PDDにその旨を正当化する説明を含めるべきある。

- (b) 類似のプロジェクトが実現した環境と比較して、提案されたCDMプロジェクトを実施しようとしている環境に大きな変化がある場合もある。例えば、新しい障壁の出現、促進政策の廃止がある。それらによって、提案されたCDMプロジェクト活動が、CDMが提供

するインセンティブなしには実行されないと思われる状況になっていると考えられる。それらの変化は、根本的かつ検証可能なものでなければならない。

サブステップ4aと4bが満たされた場合、つまり(i) 類似活動が見られない、または(ii) 類似の活動が見られるが、プロジェクト活動と類似の活動の間の本質的な違いを十分に説明できる場合、提案されたプロジェクト活動は追加的である。



CDM/川調査実施
事業実施マニュアル 2010

